

案

未定稿

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画  
(素案)

平成26年●●月

川崎市

# 第1章 計画の策定にあたって

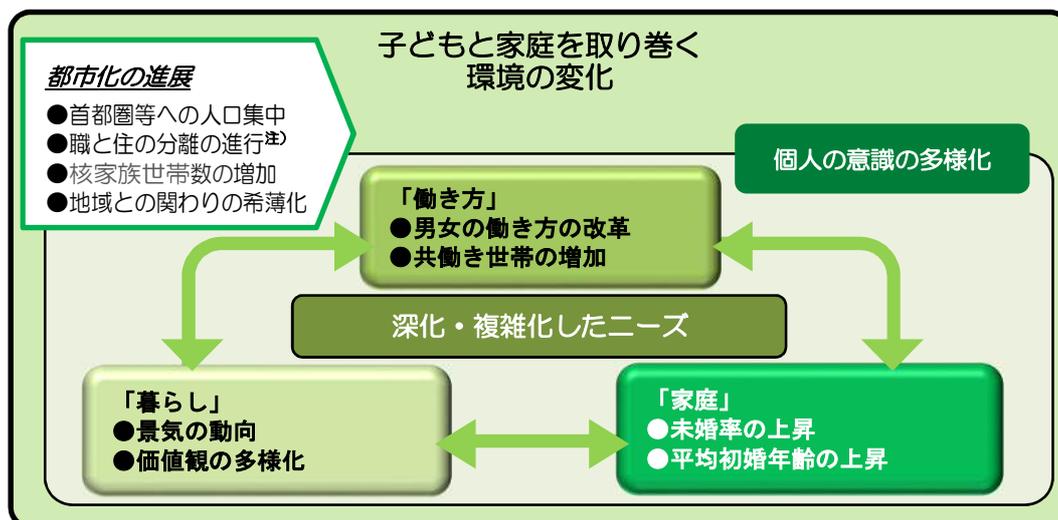
## 1 策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造に大きなアンバランスを生むと共に、将来的には、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、今後、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「職と住の分離の進行」、「地域との関わりの希薄化」などを生んできました。

さらに、共働き世帯の増加などの「働き方」の変化や景気の動向などの影響による「暮らし」の変化、未婚・晩婚化の進行による「家庭（家族形態）」の変化から、個人の意識は多様化し、子育て世代にも深化・複雑化したニーズが生まれており、児童虐待や待機児童など、子ども・子育てに関するさまざまな社会的問題が起きています。



※注) 生活の場面と労働の場面を分離すること。(例. 通勤を伴うサラリーマンなど)

こうした中、国においては、平成 22(2010)年 1 月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成 24(2012)年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。

さらに、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するため、平成 27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの仕組みを構築する必要があります。

## 子ども・子育て支援新制度の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律と、その他関係する法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

「子ども・子育て支援新制度」では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的考え方のもと、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることをめざしています。

### ※子ども・子育て関連3法

#### ①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

→ 幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

#### ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

→ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

#### ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

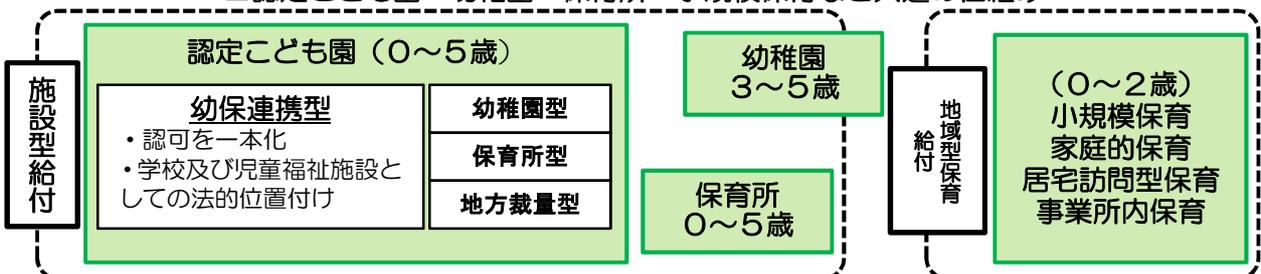
子ども・子育て支援法、認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律について規定を整備するもの。

### 《現行制度からの主な変更点》

#### ●幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

### ■認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の仕組み



### ●市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、**子ども・子育て支援新制度においては市町村に一本化されます。**市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

### ●消費税率引き上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において、社会保障分野の一つとして位置付けられ、子ども・子育て支援新制度の財源として、**消費税率引き上げに伴う増収分が充当**されます。

### ●「地域子ども・子育て支援事業」

地域子育て支援拠点事業（本市においては「地域子育て支援センター事業」）や放課後児童クラブ（本市においては「わくわくプラザ事業」）などの**下の右表で示した13事業について、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の实情に応じて実施することとなります。**

#### ■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

##### 子ども・子育て支援給付

###### ■施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

###### ■地域型保育給付

- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

###### ■児童手当

##### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤要支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

## (2) 計画策定の趣旨

本市では、平成15年の次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

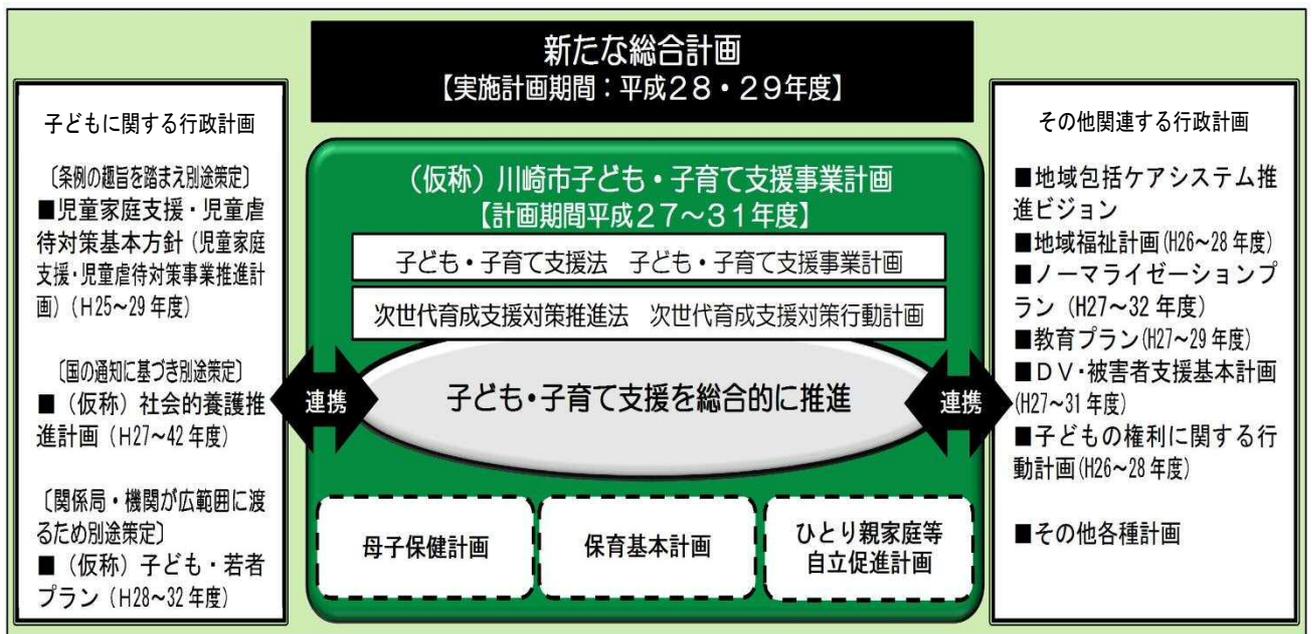
「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」の実現を目指し、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定します。

## 2 計画の位置付け

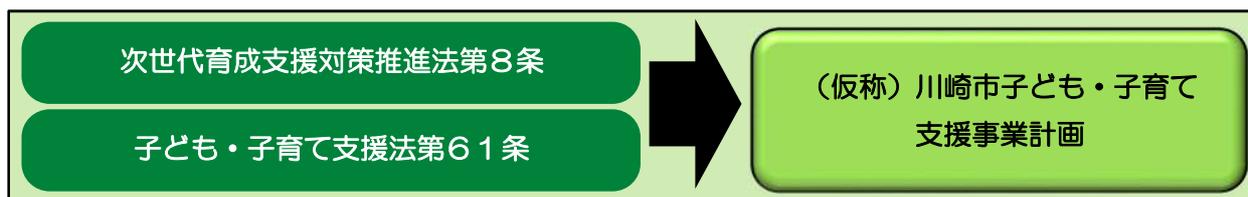
本市においては、『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』(以下『かわさき子ども「夢と未来」プラン』という。)を策定し、平成17(2005)年度から26(2014)年度までの10年間を計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、平成24(2012)年に制定された「子ども・子育て支援法」において、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施体制の確保、その他子ども・子育て支援の施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく本市の行動計画として、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。



## 【本計画における「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」の関係】



(参考)

「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」の基本理念と計画に関する条文

### ■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

#### 第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### 第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

#### 第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」や他計画との関係】

●本市の市政運営の基本方針となる「新たな総合計画」及び「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定等とも整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。また、子ども・子育てに関する各種計画やその他関連する各種計画との連携を図り施策を推進します。

●これまで子ども・子育て支援に係る施策分野の目標や、その達成に向けた事業の取組を位置付けた「母子保健計画」、「保育基本計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容を包含したものとし、それぞれの計画における「目標」や「具体的な支援策」等を見据えて、その他の施策との連携・調整を図りながら総合的に推進します。

## 3 計画の期間

この計画は、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的な考え方を継承し、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るため、平成26(2014)年度中に策定、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。



## 4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、今後、親となる若い世代も対象としています。

## 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概要

「地域包括ケアシステム」は、「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される状態をいう。」と定義されました。

こうしたわが国の現状を踏まえながら、川崎市においても、「地域包括ケアシステム」の構築に係る基本的な考え方を示し、地域全体で共有した上で、その構築に向けた具体的な行動につなげていくことを目的として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

### <「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の基本的な考え方>

本市の推進する「地域包括ケアシステム」は、次のような考えをもとに、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「すべての地域住民」を対象として、その構築を推進することとしています。

●主として高齢者を中心に議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」ですが、実際には障害者や子ども、子育て世帯など、地域内において「何らかのケア」を必要とするすべての人を対象とした場合についても、各施策間の連携を図ることにより、その仕組みを共有できる部分は多いと考えられる。

●現時点で自身がケアを必要としない場合においても、自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる「セルフケア」の視点や、「地域のケアを支える」という視点においては、すべての地域住民においてその重要性が認識され、実践されることが必要である。

●そのためには、若年層からの意識の醸成や健康づくり、介護予防など健康寿命延伸のための取組みや、虚弱・要介護状態となっても心身機能の維持・改善を図るための取組み、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域や本人の望む場で暮らし続けられるような取組みなど、ライフステージにおける切れ目ない継続的な取組みが重要であると考えられる。

#### ★「多様な主体」

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけではなく、事業者や地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要となります。この多様な主体による役割分担は、これまで一般的には、「自助・共助・公助」と表現されてきましたが、地域包括ケアシステムの考え方の中では「自助・互助・共助・公助」と区分されています。

- 「自助」 自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること
- 「互助」 地縁組織やボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い
- 「共助」 医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス
- 「公助」 主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

#### ★「ケア」

推進ビジョンでは、「ケア」を「住み慣れた地域や本人が望む場での生活の継続のために、自立した生活と尊厳の保持を目標として行われる支援や取組み」を総称したものと位置づけ、ここで定義している「ケア」には、近隣住民やボランティアなどのインフォーマルな地域資源から提供される「サポート」を含んでいます。

## 第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況

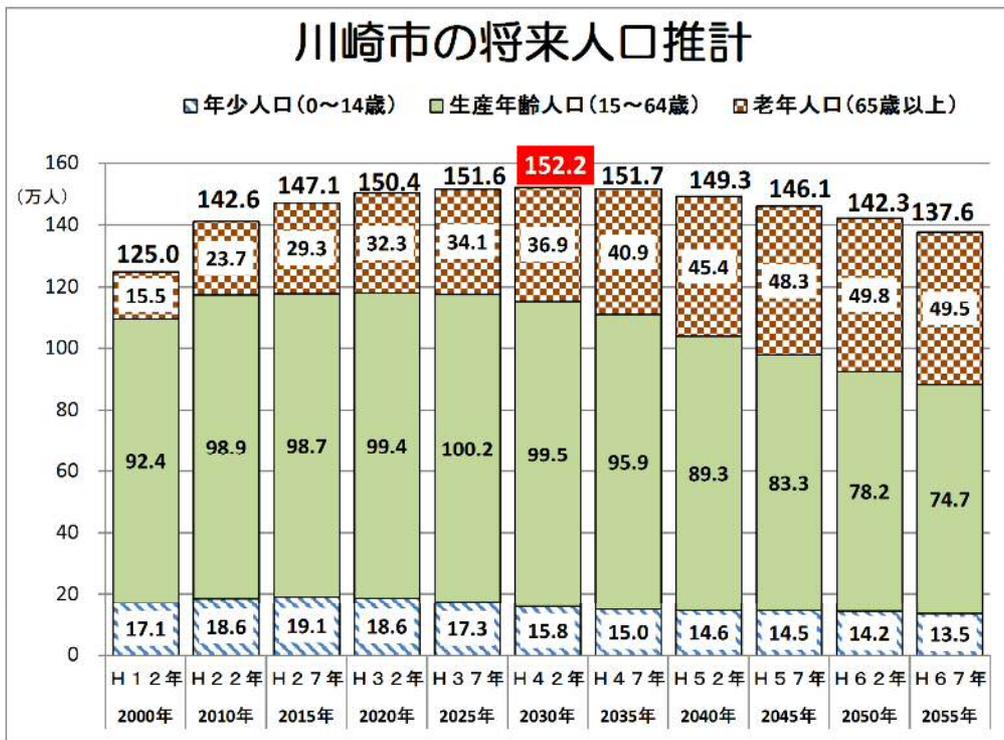
### I 本市の社会状況～少子高齢化と人口減少

#### (1) 急速な少子化と生産年齢人口の減少

我が国の人口は、今後も長期的に減少し、少子高齢化も急速に進むことが予測されており、こうした人口構造の変化は、社会・経済などに大きくかつ幅広い影響を与えるものと考えられています。

本市では、高い出生数に支えられ、年少人口は微増から横ばい傾向にあります。平成24年以降に団塊の世代が65歳を超え、生産年齢人口は減少傾向に転じています。

#### ■少子化の進行に伴う生産年齢人口の減少

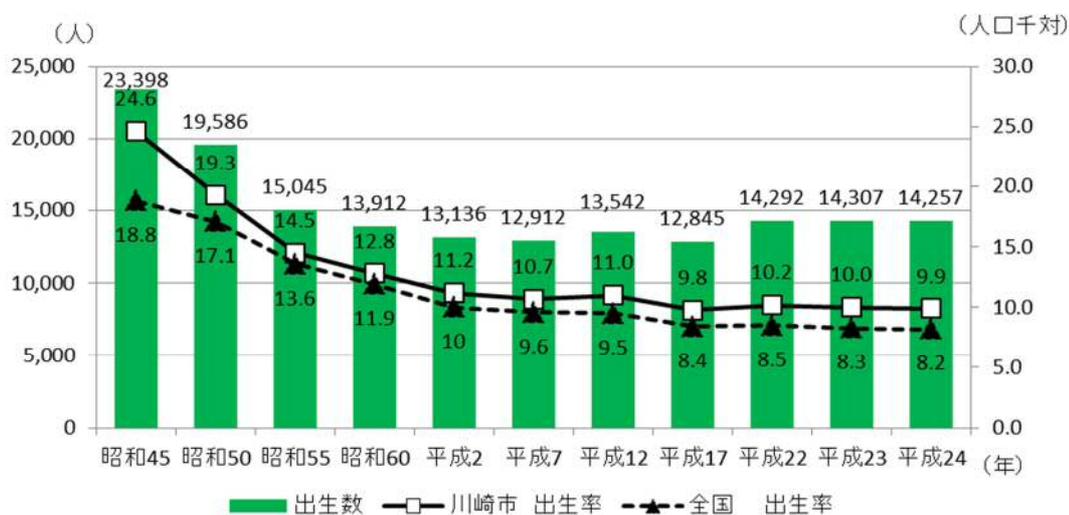


少子化の主な要因としては、「結婚の動向（未婚・非婚・晩婚化）」、「出産年齢の上昇（第1子出産時の母親の年齢の上昇）」、「経済的理由（理想と実際に持つ子どもの数との乖離）」などが指摘されていますが、少子化に関する問題は、結婚や妊娠、出産、育児など、その家庭でのライフプランに関わる問題でもあることから、子どもを持つといったことについては、その家庭が持つ価値観や考え方が、最優先に尊重されなければなりません。

しかしながら、少子化の進行は、経済面では、労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらす、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に大きな影響を与えることが懸念されています。

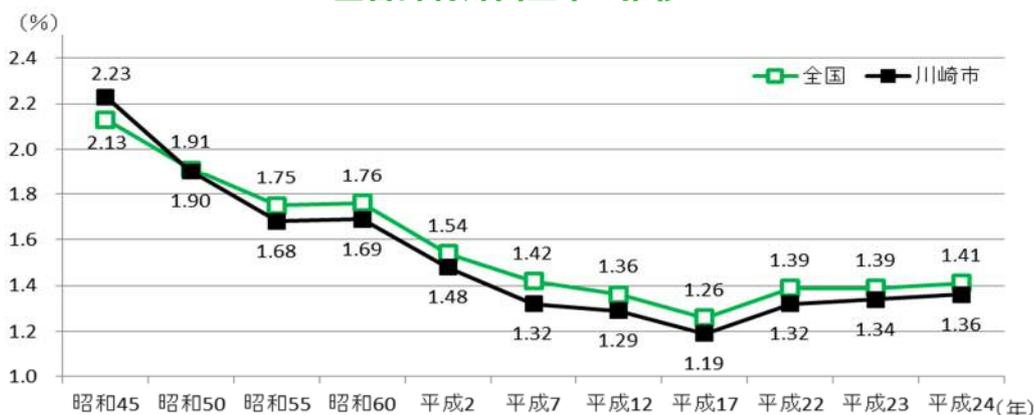
国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成26年6月24日 閣議決定）いわゆる骨太方針の中で、「経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題」の一つとして「少子化対策」を掲げ、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で、子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実するとしています。また、これまでの少子化対策の延長線上になかった政策の検討として、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れたその取組を検討するとしています。さらに、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）の中でも、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶える観点から、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を緊急対策の柱としていることから、国や地方自治体をはじめ、社会全体での取組が重要となっています。

### ■出生数・出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）

### ■合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各調査年の翌年9月公表）、こども本部調べ

## (2) 未婚・晩婚化の進行

本市の婚姻・出産年齢の動向をみると、未婚率は、全体的に大きく上がっており、平成22年の20代の未婚率がそれぞれ76.8%、63.5%となっています。

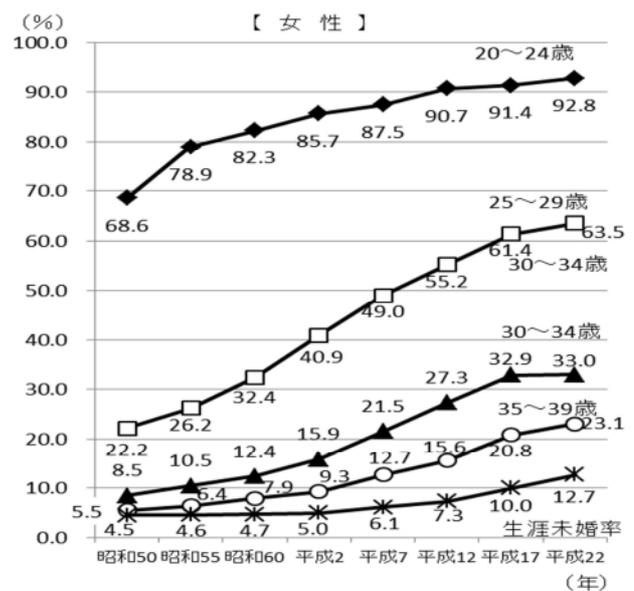
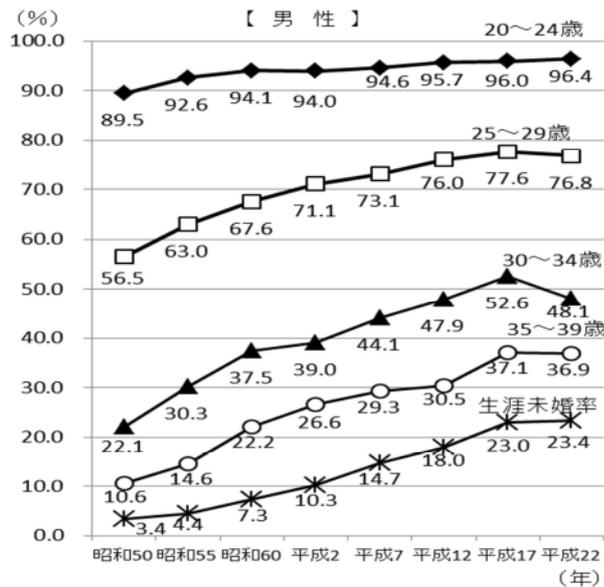
国立社会保障・人口問題研究所が実施した『「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査」平成23(2011)年』の独身者調査によると、いずれは結婚しようと思う未婚者の割合は、男性86.3%、女性89.4%と依然として高い水準にあります。

また、同調査夫婦調査では、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、2.4人との回答が出ています。

結婚・妊娠・出産等については、前述のとおり個人や家庭の価値観や考え方に関わる問題ですが、結婚や子どもを持つことを希望しながらも、結婚や子どもを持つことが叶わない若者が存在していることも事実です。

このような状況は、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されていることから、子育て世代が希望する結婚・出産・子育てが叶う社会の実現に向けた取組の充実が求められています。

### ■ 未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

(年)

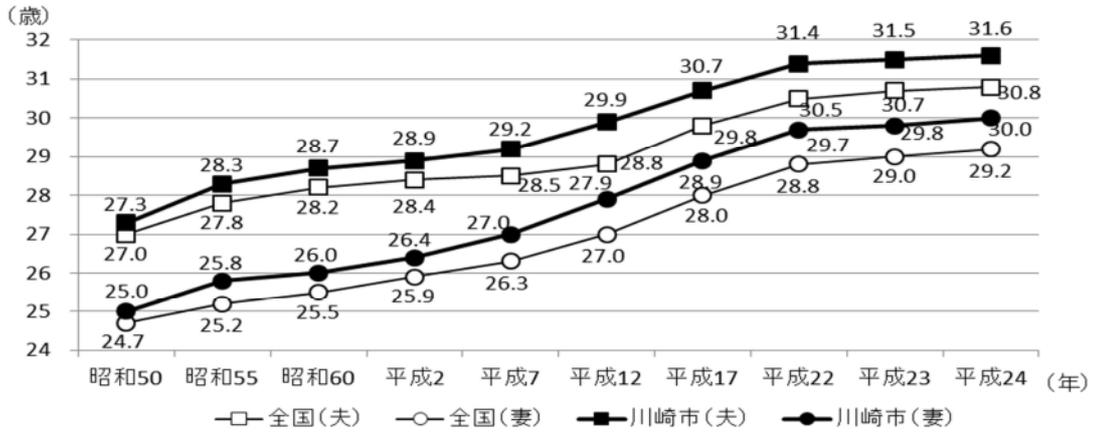
### ■ 未婚者の生涯の結婚意志

(単位：%)

生涯の結婚意志		
男性	いずれ結婚するつもり	86.3
	一生結婚するつもりはない	9.4
	不詳	4.3
女性	いずれ結婚するつもり	89.4
	一生結婚するつもりはない	6.8
	不詳	3.8

資料：国立社会保障・人口問題研究所『「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査」平成23(2011)年』の独身者調査

## ■平均初婚年齢の推移



また、平均初婚年齢も年々上昇しており、晩婚化が進行している状況にあります。

昭和50年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成24年には夫が31.6歳、妻が30.0歳となっており、この37年間に夫が4.3歳、妻が5.0歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻ともそれぞれ0.8歳高くなっています。

## ■若い男女の結婚への意識



資料：家族と地域における子育てに関する意識調査(内閣府)



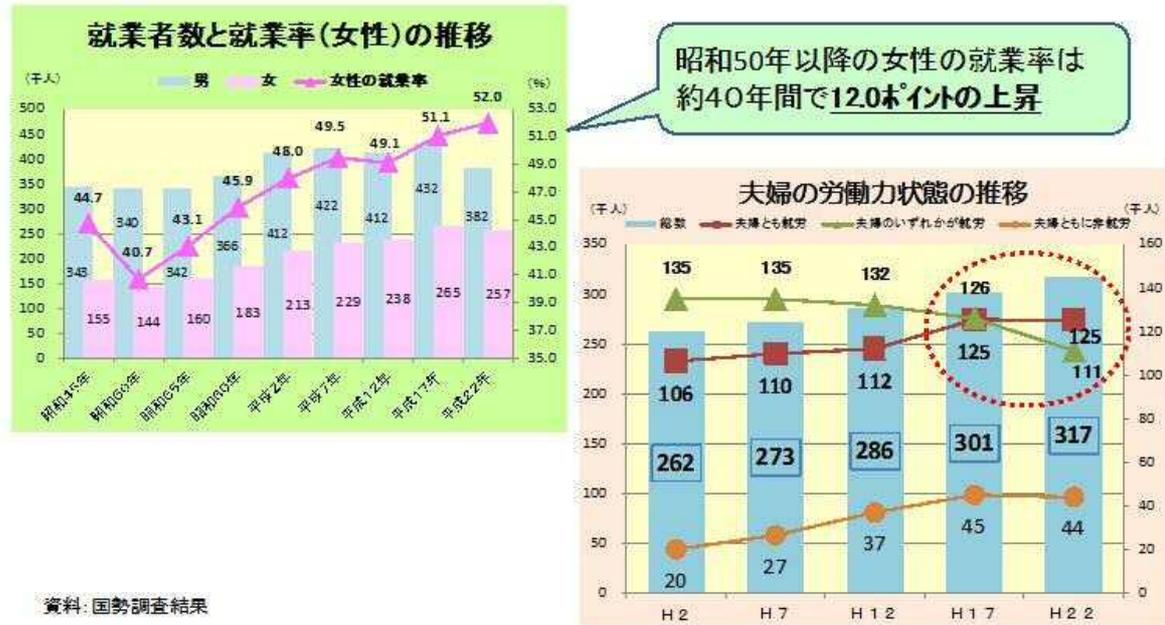
内閣府が実施した『家族と地域における子育てに関する意識調査』平成26(2014)年』によると、未婚者に独身でいる理由をたずねたところ、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」「経済的に余裕がないから」「結婚の必要性を感じない」などが多くなっています。

一方、結婚を決心する理由としては、「経済的に余裕ができること」「希望の条件を満たす相手にめぐり会うこと」が多くなっています。

### (3) 女性の就業率の上昇とM字カーブ

女性の就業率は年々上昇しており、夫婦の労働力状態の推移をみると、平成22年の国勢調査結果においては、「夫婦いずれかが就労している世帯」を「夫婦ともに就労している」世帯が上回っています。

#### ■ 就業者数及び夫婦の労働力状態の推移



女性労働力を年齢別にみると、25歳～29歳と45歳～49歳を頂点とし、30歳～34歳、35歳～39歳を底辺とするM字型を示しています。昭和60年以降の推移をみると、25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇して女性の自己実現や就労意欲の高まり、就労形態の多様化、あるいは、経済的な理由などにより、女性の就業率が上昇したため、就業者数は増加し、以前は、結婚・出産や育児のために退職する、または退職せざるを得ない女性が多くみられましたが、最近では結婚・出産後も働き続けたいと願う女性が増えています。昭和60年以降の推移をしてみると、25歳から64歳までの階級で労働力率が上昇しており、なだらかなM字型に変わっています。

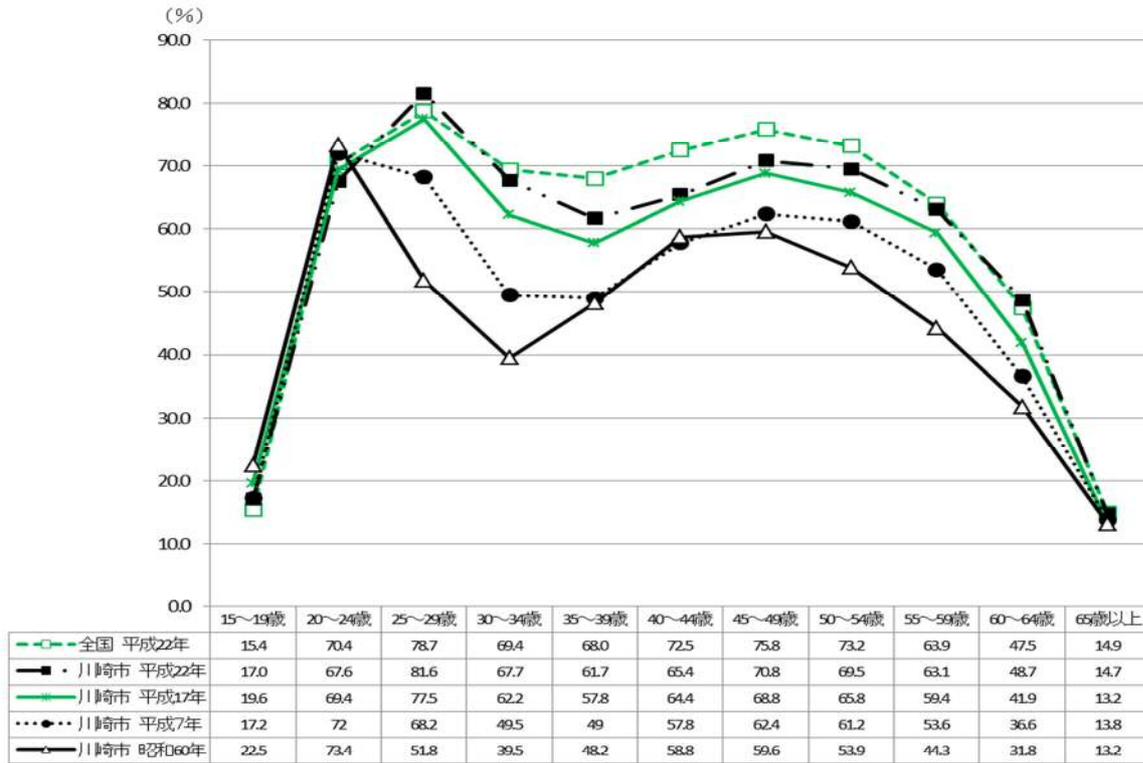
また、共働き家庭は依然増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢は整っていません。女性にとっては、未だに「就労と出産・子育て」が二者択一となっている状況が存在しています。

「育児は女性が担うもの」といった男女の役割意識が根強く残り、男性の育児休業取得に対し、違和感や抵抗感を持つ職場の風土も色濃く残っています。

さらに、女性が子育てを担い、かつ仕事を継続できる環境を整備することにより、制度の充実とは裏腹に、男性の働き方が変わらなかつたり、女性の活躍の場が狭められたりする状況も招きかねません。

また、従来の画一的な生活様式から、自らの価値観によって、生活の質を選択・追及するといったライフスタイルの多様化や個性化を求める家庭が生まれてきたことにより、家族や働き方のスタイルは多様化し、子育て支援に求められるニーズは「深化・複雑化」しています。

## 年齢別女性労働力率の推移



- - □ - - 全国 平成22年   
 - ■ - 川崎市 平成22年   
 - ■ - 川崎市 平成17年   
 ... ● ... 川崎市 平成7年   
 - ▲ - 川崎市 昭和60年

総務省「国勢調査報告」（各年10月1日）

## 事業所規模別育児休業取得率の推移

（単位：％）

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
5～29人	1.25	79.2	1.79	83.3	2.34	73.4	2.03	71.3
30～99人	1.74	83.7	3.73	86.7	1.65	87.2	1.62	91.6
100～499人	0.87	89.9	2.55	93.4	1.57	92.1	2.72	92.0
500人以上	2.20	91.0	2.85	91.4	1.96	90.6	1.39	88.2
総数	1.38	83.7	2.63	87.8	1.89	83.6	2.03	83.0

（注）全事業所において、各1年間に出産した人（配偶者が出産した男性を含む）に占める、各年10月1日までの間に育児休業を開始した人の割合である。

資料：「雇用均等基本調査」厚生労働省

## II 家庭の状況 ～核家族化の進行と子育ての意識変化～

### (1) ひとり暮らし世帯や核家族の増加

都市化の進展に伴う急激な都市への人口集中は、職と住の分離の進行や大家族の分割を促進し、都市周辺に居住する**核家族世帯の増加**を生み出してきました。

また、核家族世帯の増加に伴い、我が国従来の画一的な生活様式から、自らの価値観によって、生活の質を選択・追及するといった**ライフスタイルの多様化**や個性化を求める家庭が生まれております。

#### ■一般世帯の家族類型別世帯数の推移



約20年間で  
夫婦のみの世帯は**1.8倍の上昇**  
ひとり暮らし世帯は**1.7倍の上昇**  
母親と子の世帯は**1.7倍の上昇**  
夫婦と子の世帯は**1.1倍の上昇**



資料: 国勢調査結果

#### ■子どものいる一般世帯の推移



子どものいる世帯の割合は、  
昭和45年以降、下降を続けており  
約45年間で**30.1ポイントの減少**



資料: 国勢調査結果、川崎市子ども統計

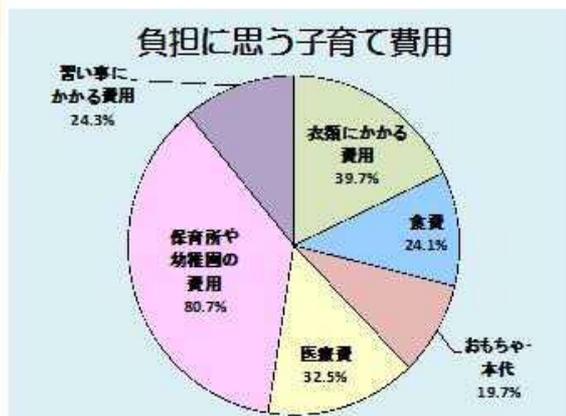
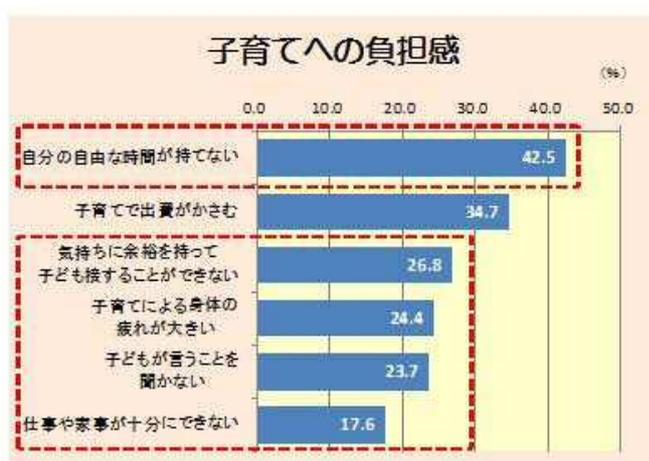
## (2) 子育てについての意識

家庭環境の変化により共働き家庭が増えている状況の中でも、依然として家事や子育てといった家庭での役割は母親に負担がかかっている状況です。特に父親が子どもに関わる時間が少ない家庭ほど、子育てにかかる母親の負担は重くなっており、兄弟が少ない中で育ち、子どもの頃に乳幼児に接する機会が少ないまま子どもを産み育てる親も増えています。

このような親の中には、「子どもへの接し方がわからない」、かつ、「子育てについて相談できる相手もいない」といった状況から、**育児不安**を抱えながら、地域の中で孤立して子育てをしていることも少なくありません。

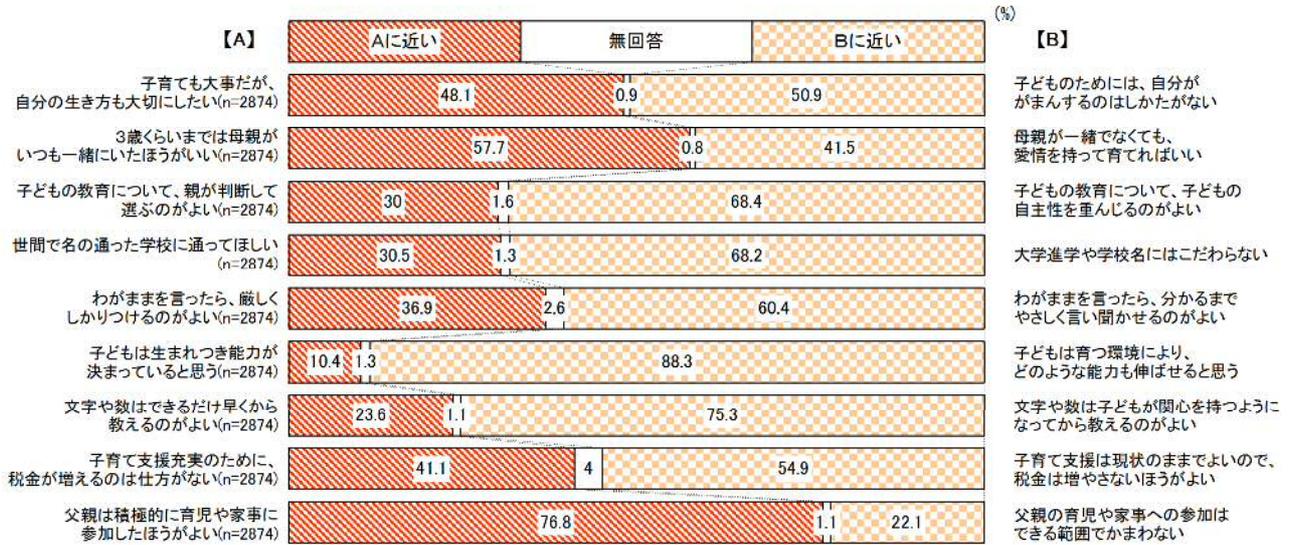
さらに、共働き家庭の増加などによる家族のつながりの変化が、家庭における教育力を低下させ、「親子での会話の充足度が低下している。」また、「家族で一緒に食事をする機会が減少している。」など、**親と子どものコミュニケーションが以前に比べて取りづらい環境**になっていることも指摘されています。

### ■子育てへの負担感と負担に思う費用



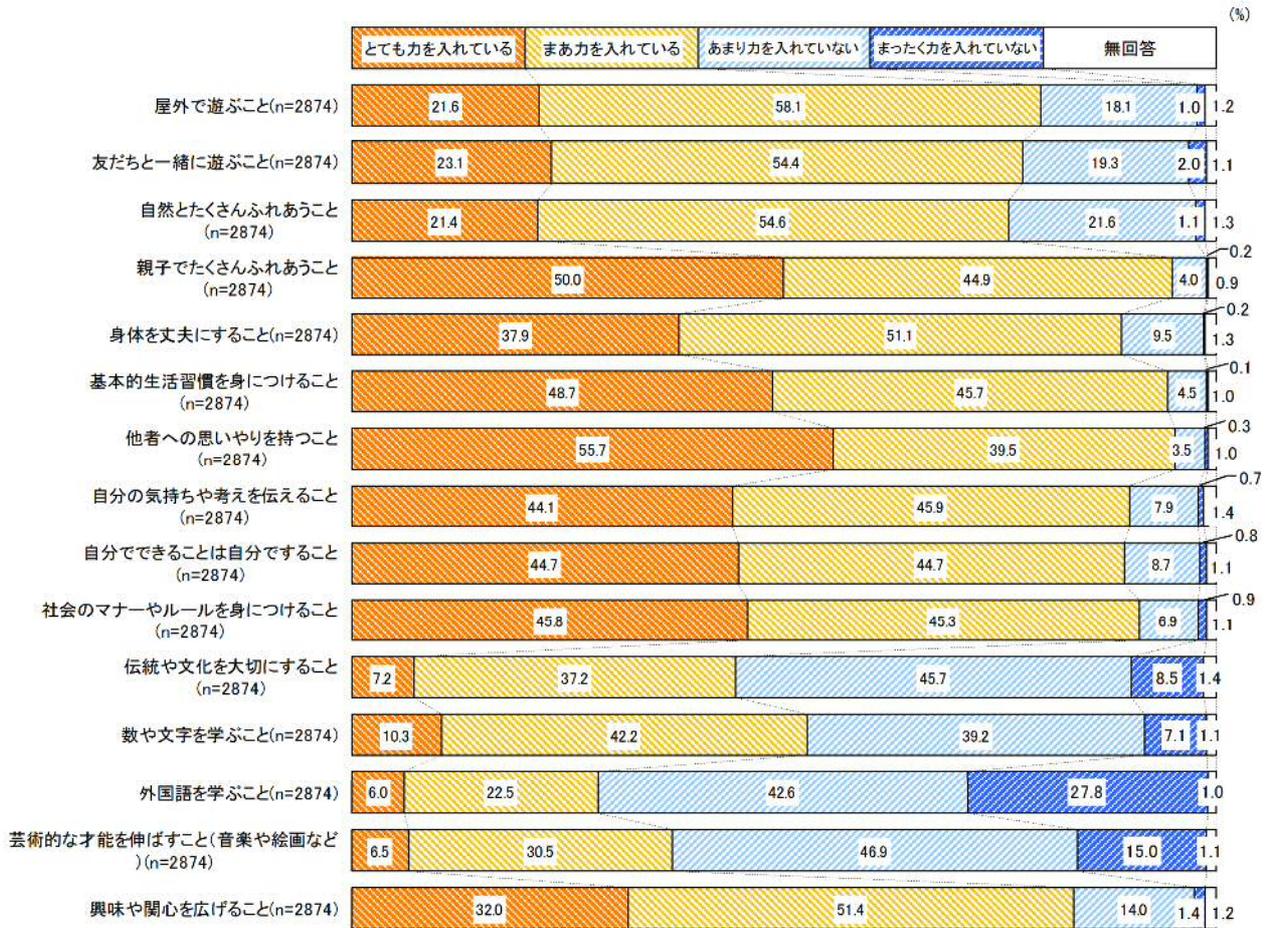
資料: 家族と地域における子育てに関する意識調査(内閣府)

## ■子育てに対する考え方について



資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

## ■子育てで力を入れていること



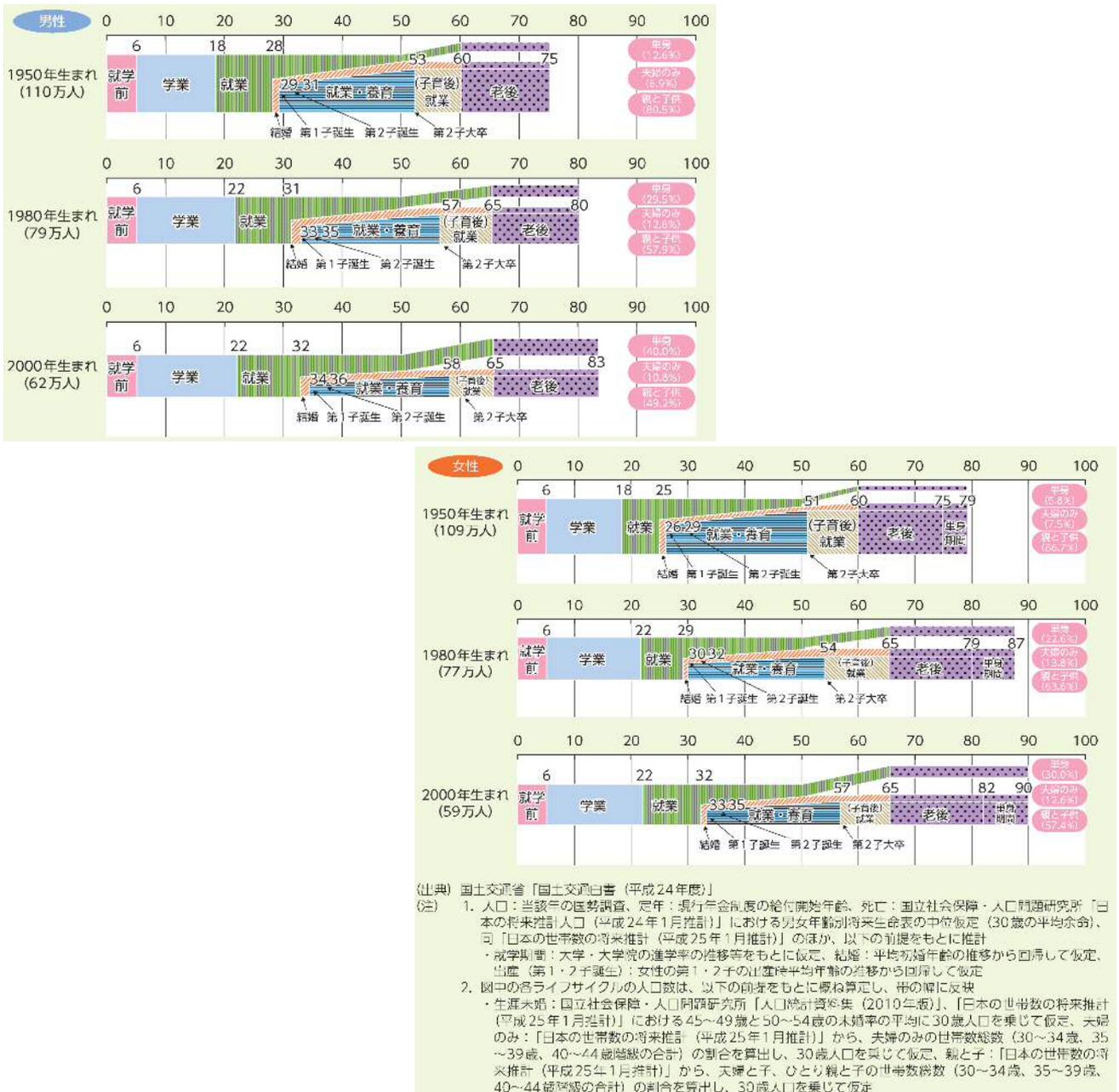
資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

### (3) ライフスタイルの多様化と暮らしの変化

近年における進学率の上昇、未婚化・晩婚化・晩産化の進展、定年の延長、平均寿命の伸長など、これらの私たち一人ひとりのライフサイクルは、どのように変化してきているのでしょうか。

男女のライフスタイルを世代ごとに比較すると、これまでの平均的なライフサイクルが、近年生まれた世代になればなるほど、進学率の高まりによる就業年齢の高齢化、晩婚化、定年の延長による就業期間の長期化、平均寿命の伸長によるライフスパンの拡大により、ライフサイクルのそれぞれの節目に当たる年齢が後ろ倒しされることが見込まれます。また、結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないかの選択により、異なるライフスタイルを経験することになるため、圧倒的多数が経験するライフスタイルというものが存在せず、複数の形のライフスタイルが並立して存在することになります。

### ■男女のライフステージの変化



### Ⅲ 地域の状況 ～地域のつながりや子育て環境の変化～

#### (1) 地域のつながりの変化

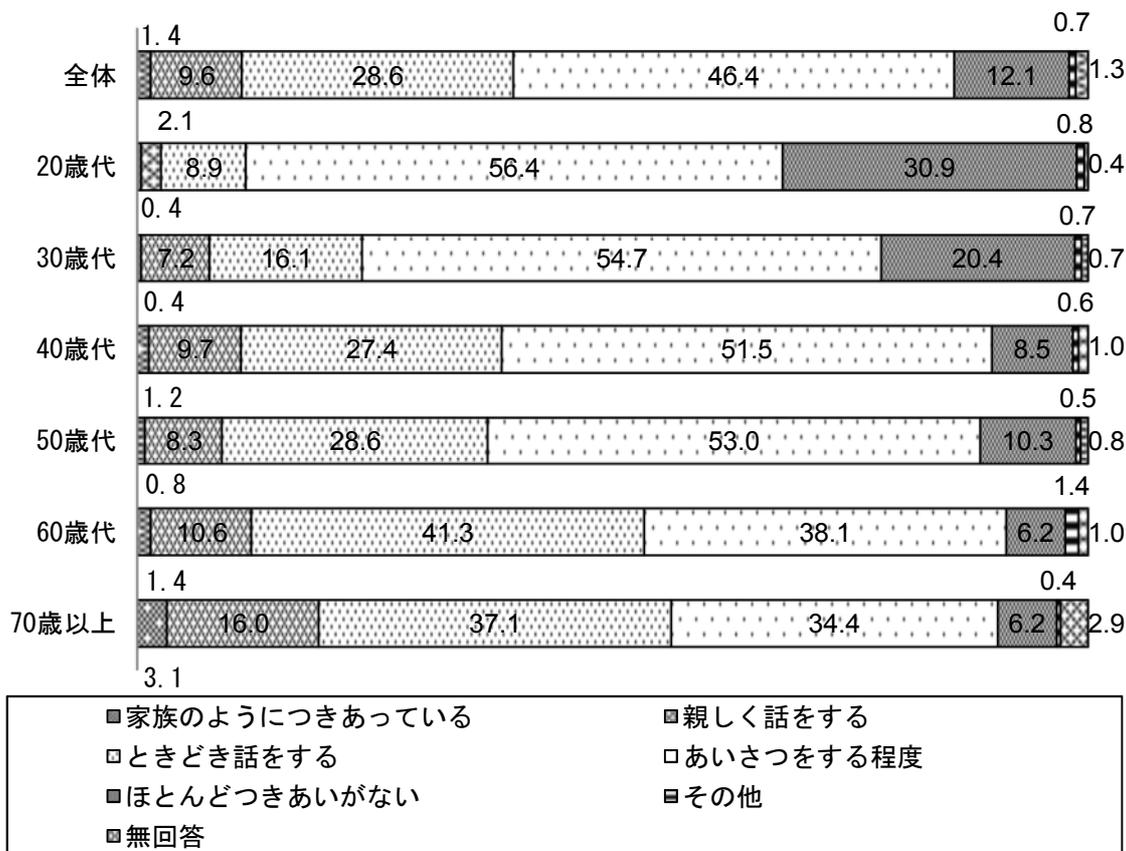
これまでの少子化の進行により、「地域に子どもが少ない」、「いない」、また、共働き家庭が増え、家庭が地域で過ごす時間が減少していることから、近所付き合いに関わる時間が少ない状況が見受けられます。

かつて、子どもは地域で親以外のさまざまな大人の見守りのもとで成長しておりましたが、都市化や核家族家庭の増加、地域での住民同士のつながりや関わりの希薄化などから「地域コミュニティの衰退」が著しく、地域の大人が子どもに関わる機会も少なくなったこともあり、今まさに「地域の子育て力の向上」が求められています。

地域は子どもにとって、「育つ家」があり、家の周りにも「生活の場」があり、そしてその中には、学び、遊び、育つ「幼稚園・保育所・学校」などがあります。

地域は、子どもが健やかに過ごし育つ日常的な環境であり、地域の中で大人に見守られながら過ごす環境は、「子ども」が「人」と関わる力や心を育む場となるものです。地域や社会全体が親子の育ちを支え、子育てを通じて親自身が成長できる環境づくりを進める必要があります。

■近所付き合いの程度



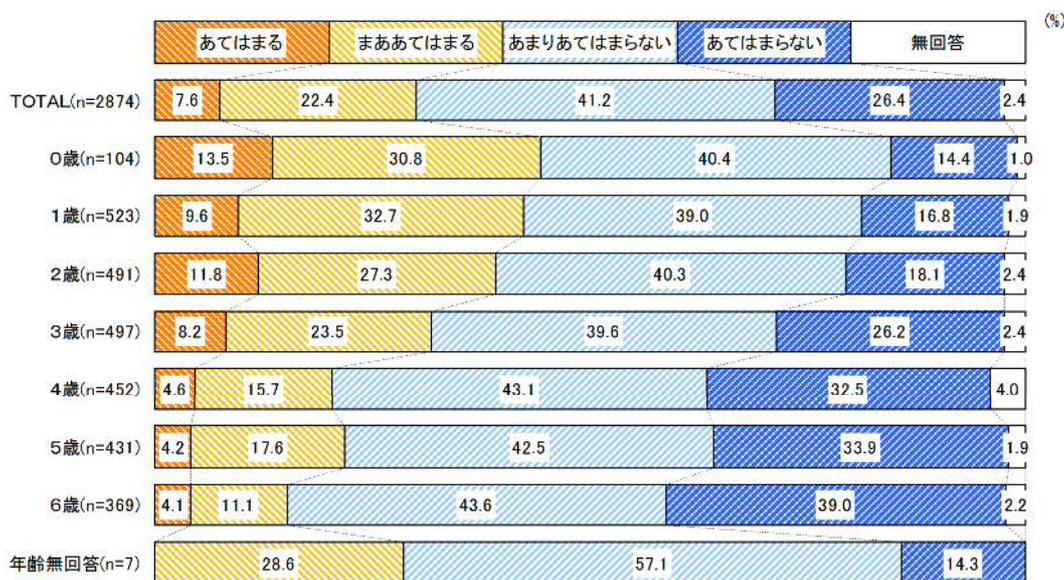
	家族のようにつきあっている	親しく話をする	ときどき話をする	あいさつをする程度	ほとんどつきあいが無い	その他	無回答
全体 (n=2,676)	1.4	9.6	28.6	46.4	12.1	0.7	1.3
20歳代 (n= 236)	0.4	2.1	8.9	56.4	30.9	0.8	0.4
30歳代 (n= 461)	0.4	7.2	16.1	54.7	20.4	0.7	0.7
40歳代 (n= 493)	1.2	9.7	27.4	51.5	8.5	0.6	1.0
50歳代 (n= 398)	0.8	8.3	28.6	53.0	10.3	0.5	0.8
60歳代 (n= 501)	1.4	10.6	41.3	38.1	6.2	1.4	1.0
70歳以上 (n= 550)	3.1	16.0	37.1	34.4	6.2	0.4	2.9

資料：第3回川崎市地域福祉実態調査（平成25年）

子育て家庭が地域の中で孤立せず、安心して子育てができるよう、子育ては家庭だけではなく、地域社会全体で支えていくという意識を醸成すると同時に、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりが大切です。

地域の中では、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた多くの家庭が生活しています。こうした家庭に対し、区役所を中心として、こども文化センター、保育所、地域子育て支援センターなどの子育て関係機関や団体が連携し、その蓄積された機能・資源を有効に活用して子育て支援事業を展開するとともに、地域のさまざまな人々が子育て支援に関わっていくことによって、互いに助け合う地域づくりを進めていくことが求められています。

### ■地域の子育てサークルへの参加の意向



資料：「子育てに関する意識調査」平成24年 川崎市

## (2) 働き方や住まい方の変化

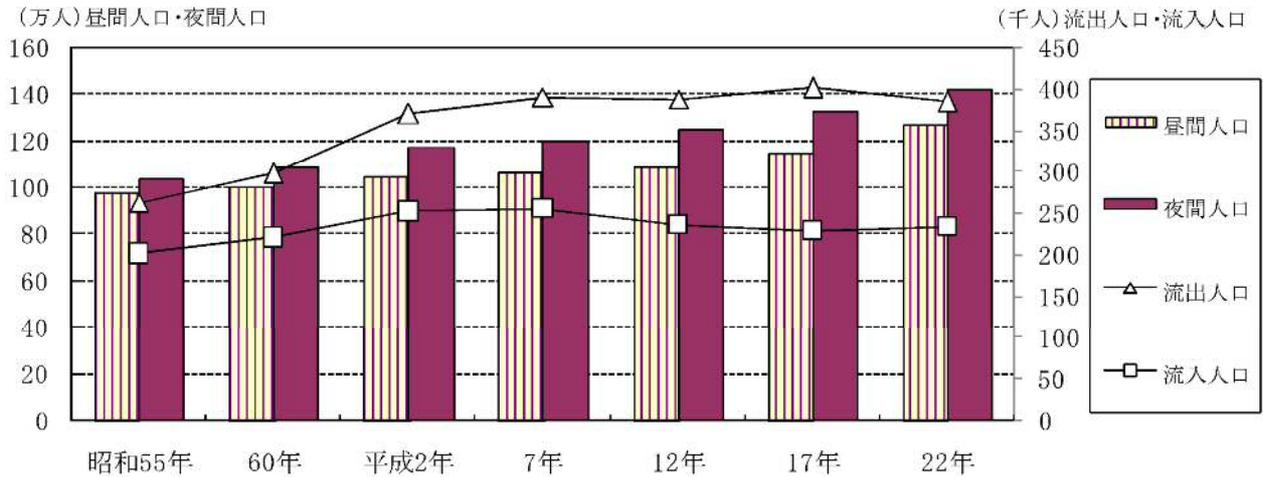
本市の昼間人口と夜間人口の推移を比較すると、どの年次を見ても、昼間より夜間の方が人口が多いことがわかります。これは、「職と住の分離の進行」により、本市がベッドタウン化したこと、あるいは共働き家庭が増えたことによる動向と考えられます。

また、1990年代後半から2000年代後半にかけては、持ち家の中でも特に分譲住宅（マンション）の供給が増加し、持ち家の新設住宅着工戸数に占める分譲住宅の割合は4割を超える水準で推

移っています。この結果、東京圏の新設住宅着工戸数に占める貸家の割合は1990年代前半には約6割近くあったものの、2000年には約32%にまで落ち込んでいます。

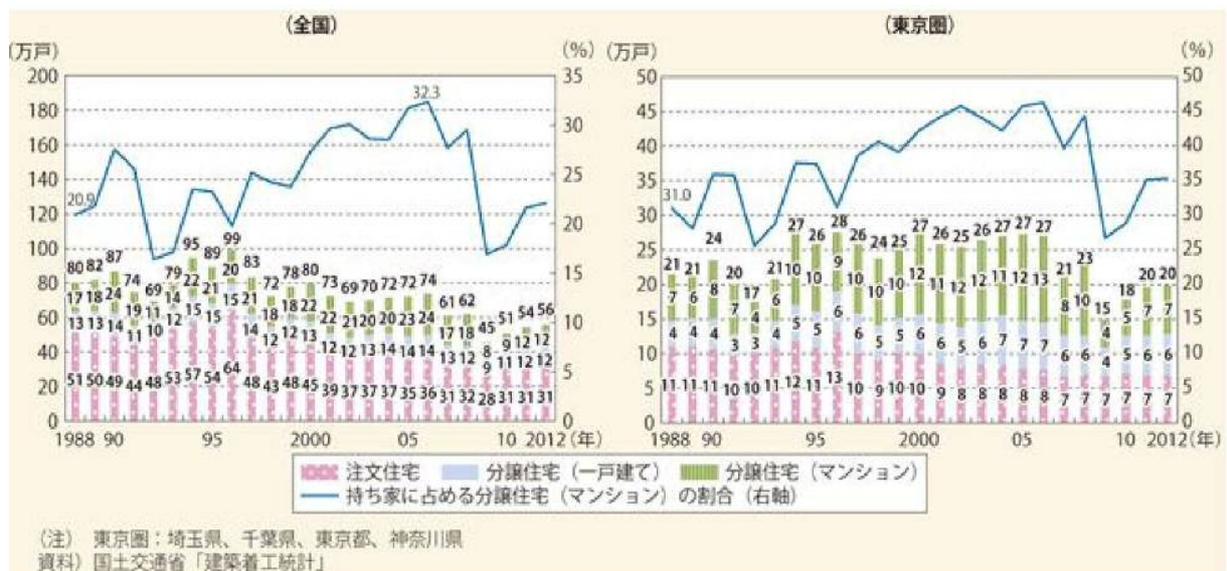
これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増加することによる世帯人員の縮小を受けての動向と考えられます。

### ■昼間人口・夜間人口の推移



資料: 「国勢調査」平成22年

### ■持ち家の新設住宅着工戸数の推移



(注) 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
資料) 国土交通省「建築着工統計」

### (3) 子どもの育つ環境の変化

近年の都市化の進展や社会環境の変化に伴い、子どもの成長過程の中で大切な遊びや自然体験の場が減少しています。

身近にあった広場や原っぱなど、これまでの子どもの遊び場が失われ、思いっきり身体を動かしたり、外遊びを通じた子ども同士の交流の機会が減少し、ゲーム機等の普及もあいまって、屋内で

の遊びや個人で遊ぶ子どもが増加しています。

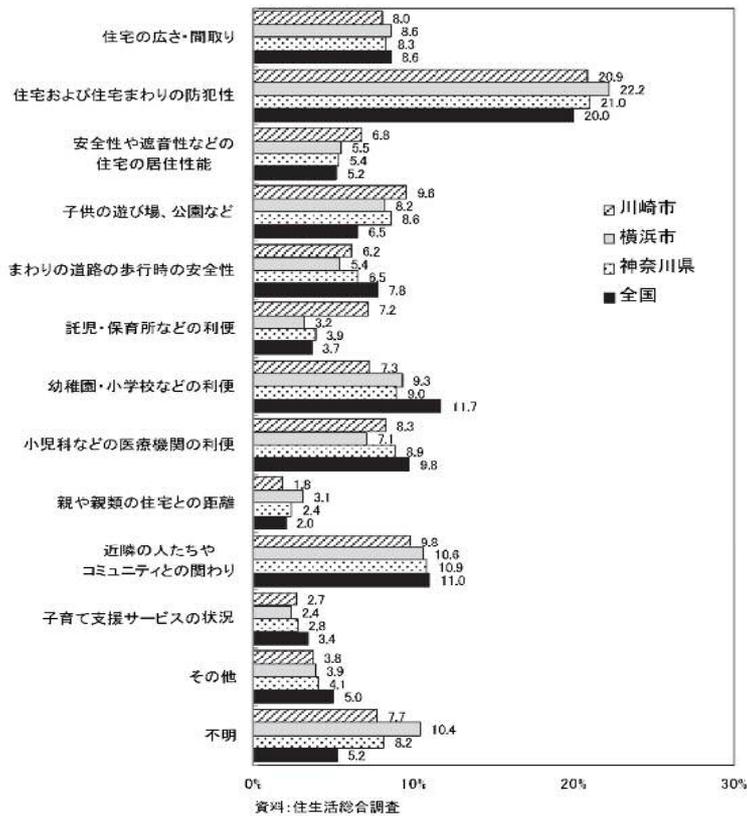
一方、新たな公園用地等を確保することはむずかしく、既存の公園・広場についても、ボール遊びに規制があるなど、子どもが自由に思いっきり遊ぶことがむずかしい現状があります。

子どもの健全な育成には、遊びの中で子ども同士の交流や、自然体験や社会とのふれあい、文化・芸術・スポーツ活動などのさまざまな体験を積み重ねることが重要です。

また、子どもは成長するにつれ好奇心が旺盛となり、行動範囲も広くなることから、事故や事件に遭遇する危険性も増えてきます。

子どもの安全や安心を守るためには、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」、「地域ぐるみで子どもを守る取組や防犯対策」、など、学校やPTA、そして市民一人ひとりの力で、自分たちの住むまちを安全にするという意識を持ち実践するとともに、子ども自身も自分の身を守る方法を学んでおくことが重要です。

### ■子育てにおいて重要な点



### ●インターネットやスマートフォンの普及

子どもが、インターネットやスマートフォン等の安全な利用法を身につけるためには、保護者が、インターネット接続機器へのフィルタリングなど、適切に情報を取捨選択する情報リテラシー能力<sup>※</sup>を自ら身につけることや、子どもとの話し合いを通じて、子どものインターネットやスマートフォン等の使用や利用に関する家庭内のルールを決めるなど、保護者に対する啓発活動も必要になっていきます。一方で、メッセージのやり取りや無料IP電話などの機能を有する「メッセージアプリ」

や「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）」などにおけるいじめ・犯罪の防止に向けた取組も必要です。

※注) 情報を活用する能力

## IV 子ども・若者を取り巻く状況

### (1) 支援が必要な子どもの状況

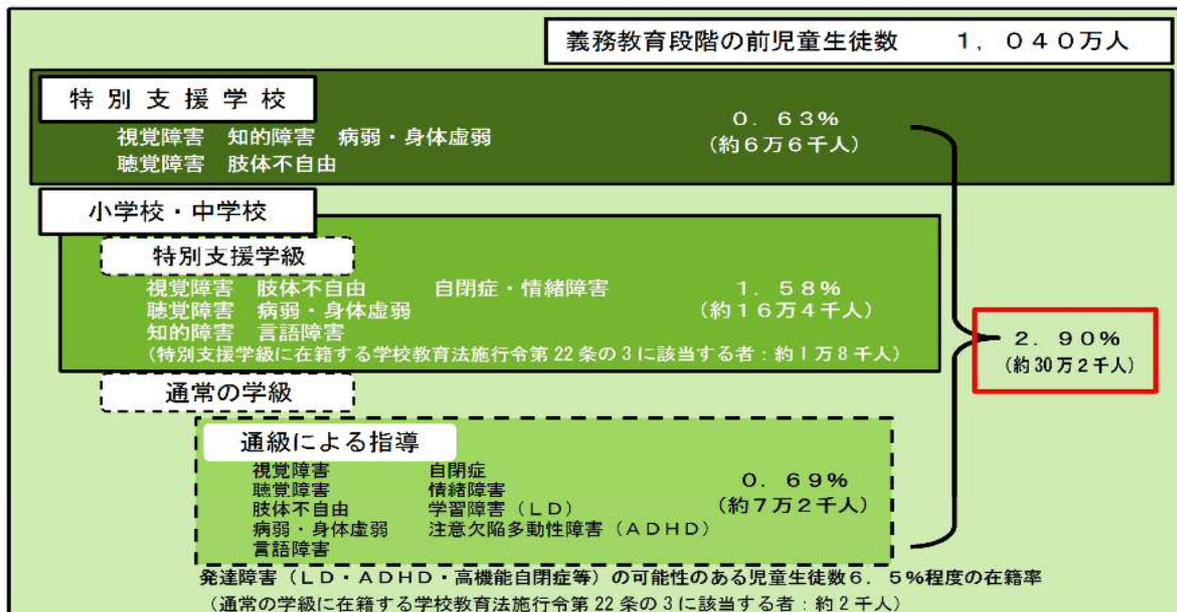
#### ●発達障害児の増加

近年の自閉性障害、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある子どもの数は、相当数に上るとされています。これらの発達障害のある子どもについて、平成24年に文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施しました調査によると、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度の在籍率と推計されています。

これまでの発達障害のある子どもの増加に伴い、社会生活を営む上での特別な配慮の必要性は徐々に認識されつつありますが、障害のある子どもへの支援手法の確立や専門的知識をもった人材の確保が進んでいない状況があります。また、周囲の理解の不足による二次障害（障害そのものによる困難さではなく、周囲との関係の中で形成された身体的・情緒的にあらわれる障害）の発症も懸念されています。障害のある子どもに対する支援も、その子どもの能力や可能性を伸ばしていけるような支援をしていくという意味で、すべての子どもに対する支援と同じく、できる限り身近な地域でさまざまな子どもとふれあいながら育てていけるようにしていくことが求められています。

しかし一方では、育ちの段階に応じて障害特性に合った支援を受けることも大切であり、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じた支援も必要です。

#### ■義務教育段階で特別支援教育の対象となっている児童の数



※この数値は、平成24年に文部科学省の行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。資料：文部科学省

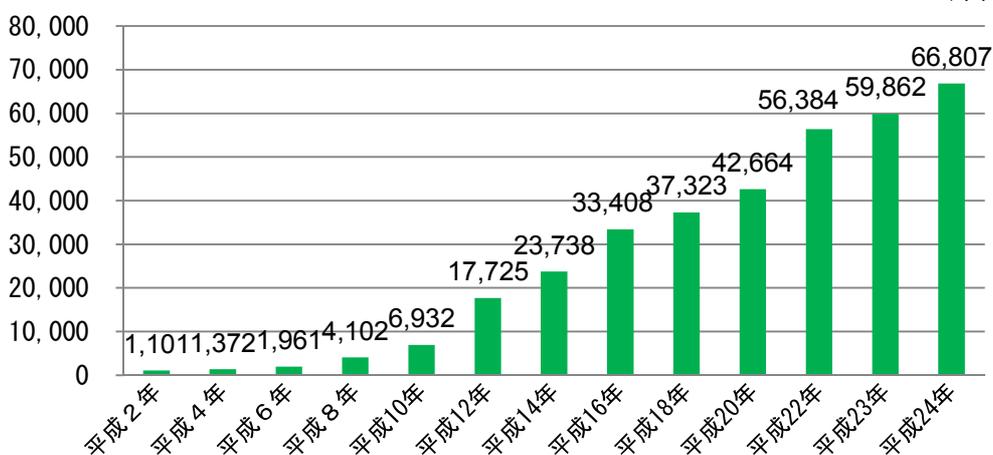
## ●児童虐待の増加

近年の核家族世帯の増加や家庭と地域の関わりの希薄化などに伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに不安感や負担感を持つ人が増えています。

児童相談所や市町村に寄せられる虐待の相談・通告件数は全国的にも増加し続けており、虐待による死亡事例も跡を絶たない状況にあります。虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめ、最悪の場合には子どもの生命をも奪うこととなる重大な人権侵害です。児童虐待を未然に防止するためにも、虐待の発生予防から早期発見、相談体制の充実や相談窓口の啓発・広報、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、総合的・継続的な支援の充実が求められています。

### ■全国の児童相談所における児童虐待相談件数の推移

(単位：人)



資料：厚生労働省

## ●子どもの貧困

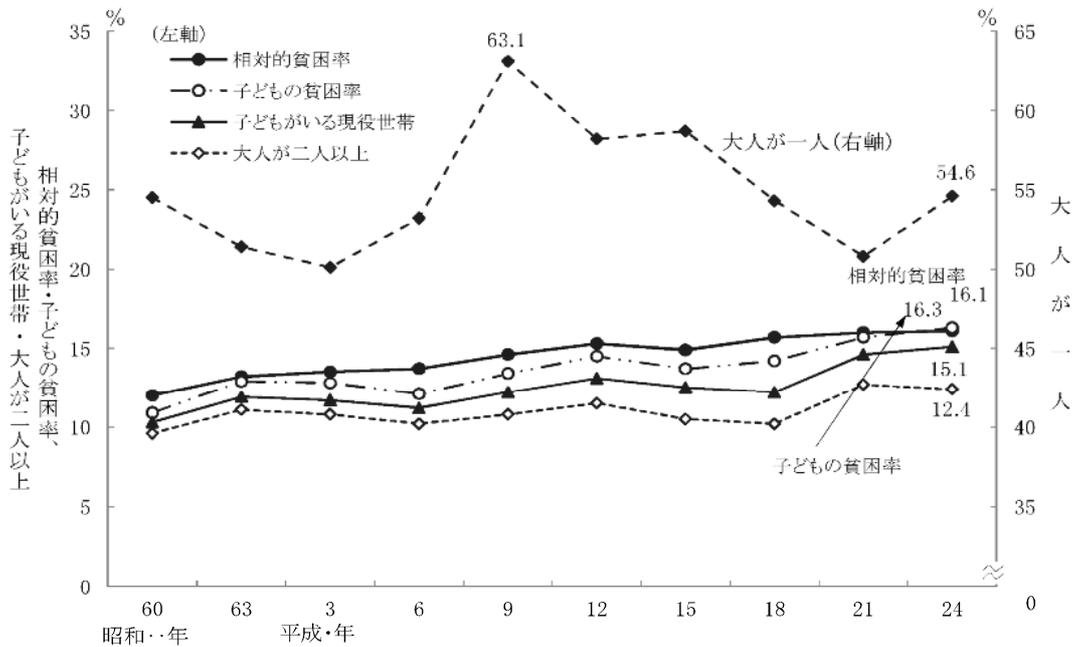
平均所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合として定義されている「子どもの貧困率」は、平成24年の厚生労働省の調査によると、その数値は16.3%となっており、これは経済協力開発機構（OECD）に加盟する国34か国中25位との結果となっています。このような状況の中、国においては、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌26年には同法に基づく貧困対策の推進に向け「子どもの貧困に関する大綱」が取りまとめられました。

大綱の中では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定めることとしています。

子どもの貧困は、その子どもの教育や進学を促す機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つ環境にも大きく影響を及ぼします。子どもは、生まれた時点で共通なスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。

今後は、同法や大綱の趣旨を踏まえ、本市での子どもとその家庭の貧困の実態を捉え、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

## ■ 貧困率の年次推移



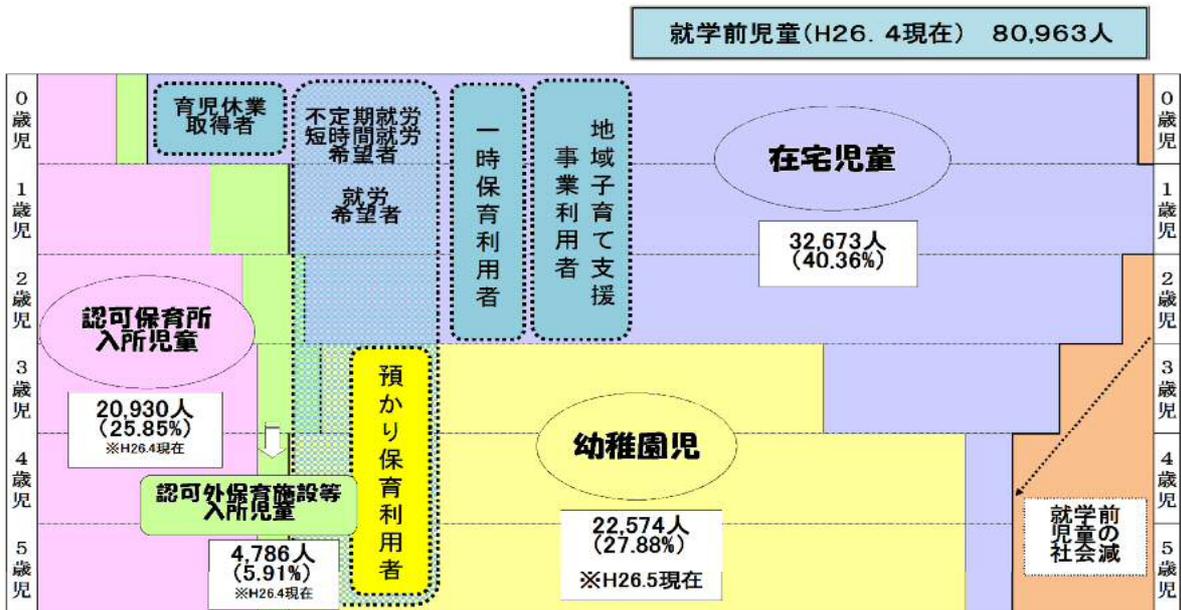
- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：「平成25年国民生活基礎調査」厚生労働省

## (2) 多様化する子育てニーズの状況

### ● 就学全児童の養育状況

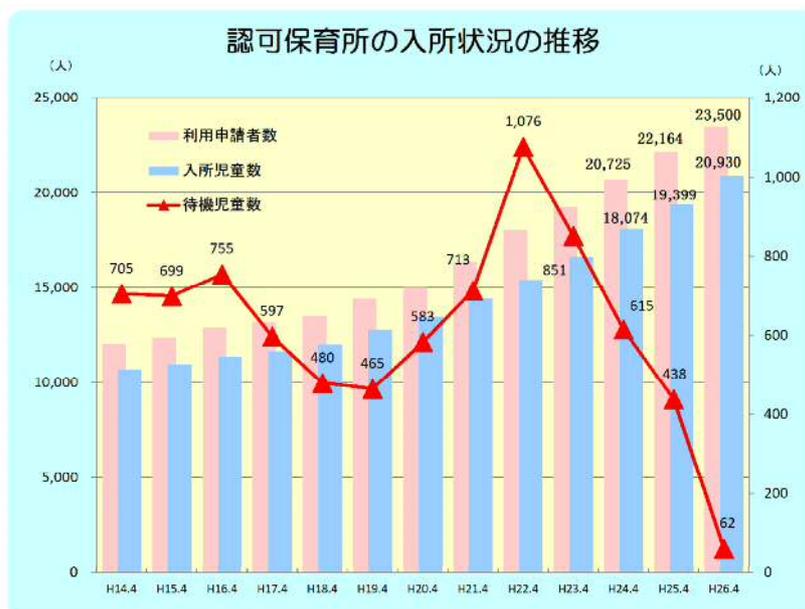
本市の就学前児童の養育状況として、低年齢児を中心とした在宅児童が約40%、認可・認可外の保育所に通う児童が約32%、幼稚園に通う児童が約28%となっています。



資料：こども本部調べ(H26.7月時点)

## ●認可保育所の入所状況の推移

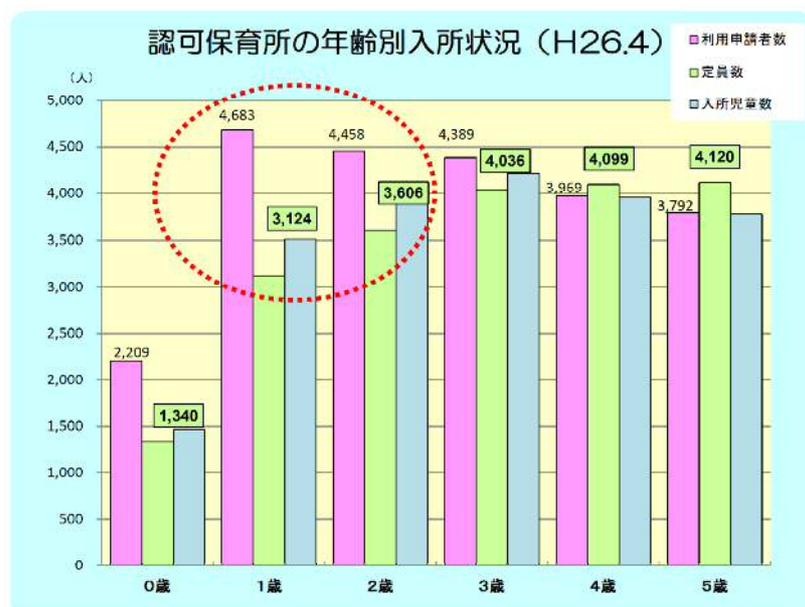
人口増加に伴う就学前児童数の増加や共働き世帯などを背景に、認可保育所の利用ニーズは高まっており、待機児童ゼロに向けた取組を進めている状況にあります。



資料:こども本部調べ

## ●1歳児からの保育ニーズの高まりと定員の差

待機児童の1つの要因として、育児休業制度等の普及に伴い、1歳児からの保育所利用ニーズが高く、0歳児と1歳児との定員差を大きく上回る状況があります。



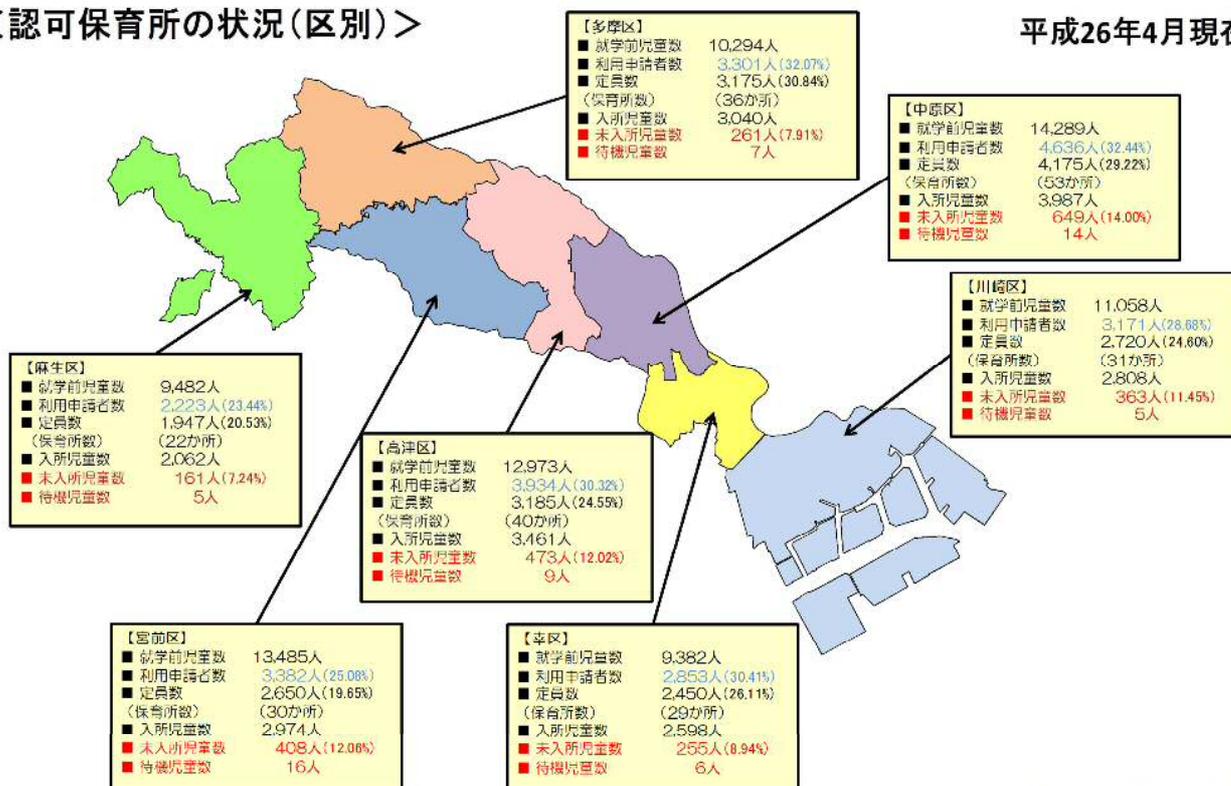
資料:こども本部調べ

## ●地域ごとの保育ニーズへの対応

待機児童解消に向けては、地域の保育ニーズを把握・分析しながら、保育所の整備や未入所となった家庭へのきめ細やかな対応を進めていく必要があります。

### <認可保育所の状況(区別)>

平成26年4月現在



資料:こども本部調べ

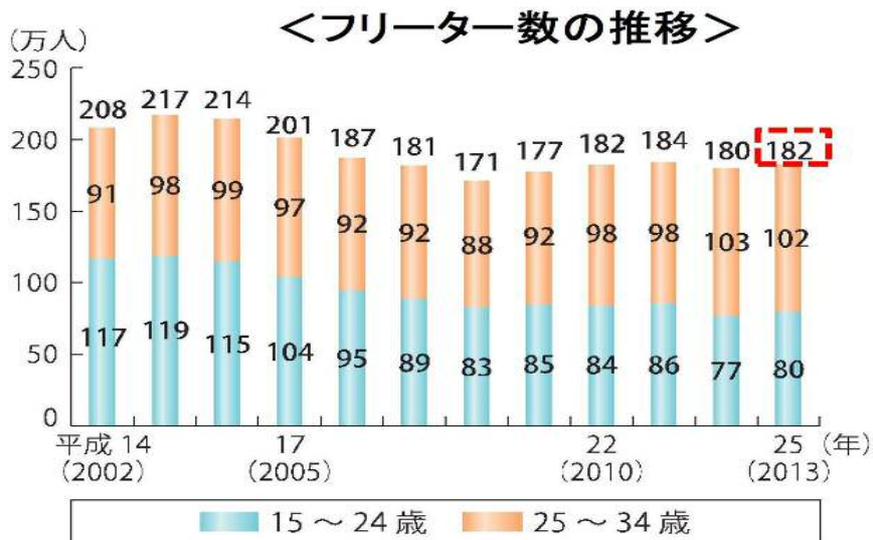
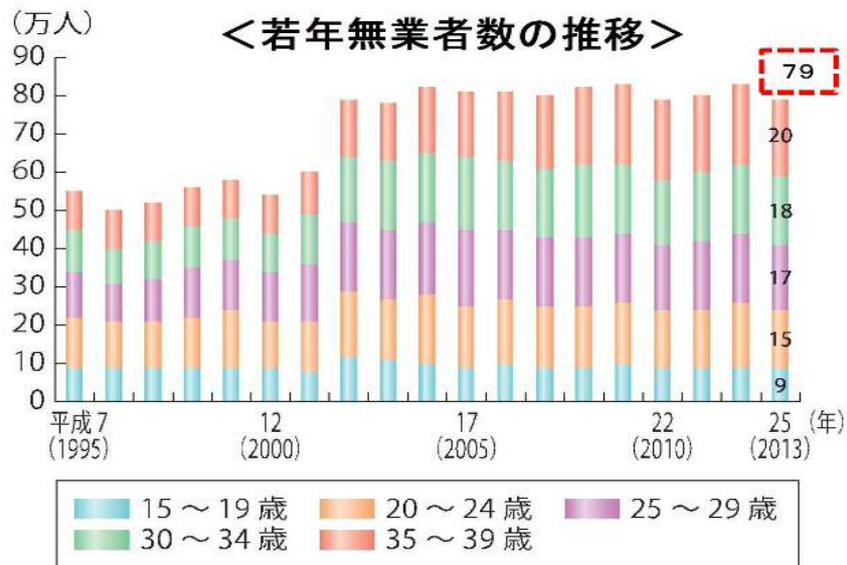
## (3) 自立が必要な若者の状況

### ●自立できない若者等の増加

景気の低迷による非正規労働者の雇用環境の悪化が、若者の経済的な自立を阻む要因となっています。

このような状況において、フリーターやニートと呼ばれる若者の自立が、将来の我が国にとっても看過できない問題として認識されるようになり、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が公布されました。「子ども・若者育成支援推進法」においては、青少年が自立した社会生活を営むことができるよう、市民、関係機関・団体、行政の連携を確保し、ニート等困難を抱える若者の自立を支援するためのネットワークを構築するとともに、自立まで継続的に支援する体制を整備することなどが求められています。今後は「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づく、若者の自立支援に向けた取組を進めていくことが必要です。

■若年無業者・フリーター・ひきこもりの状況



	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人 <sup>(注4)</sup>
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人	
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人	

資料：「平成 26 年度版子ども・若者白書」内閣府

若年無業者が79万人やフリーター182万人と、依然として高い水準にあり、69.6万人がひきこもり状態として生活していると推計されている。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

#### 基本理念 「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。

この計画は、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進することを目的としています。

本市では、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を基本理念に掲げ、本市の未来を担う子どもの生活と成長を支援し、「生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進」することとします。

## 2 計画の基本的視点

この計画においては、次の8つを基本的視点とし、「子どもの笑顔があふれるまち・かわさき」(基本理念)の実現を目指します。

### ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という。)を制定し、子どもの権利の保障を図ることを目的に施策を進めてきました。

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体とするとともに、その権利が十分保障されるよう取組を進める必要があります。

### ② 次代の親を育む視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進める必要があります。

### ③ 親育ちの過程を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることが重要です。

子どもが地域や社会で育まれることを通して、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援が必要となります。

### ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが重要です。

そのためには、子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政など多様な主体が、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりが必要となります。

---

## ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

誰もが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て等の時間や家庭、地域等に関わる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づいて、労使を始めすべての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが重要です。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進める必要があります。

---

## ⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点

子育てを取り巻く環境の変化から、児童虐待を受けた子どもや発達障害を持つ子どもなど特別な支援が必要な子どもは増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援する必要があります。

---

## ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

核家族や共働き世帯の増加、子育てに対する親の意識の多様化など子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て世代のニーズは深化・複雑化しています。

すべての子どもと子育て家庭のサービスの利用希望などを踏まえ、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援のサービスの量や質の充実に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

---

## ⑧ 地域の実情に応じた視点

本市では、各区ごとに地形、人口構成、産業構造、社会的資源の状況等が異なっています。

そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実に向けては、地域の特性に応じて、既存の社会資源を活用するなど、それぞれの地域の実情にあった効果的な取組を推進する必要があります。

---

### 3 計画の基本目標と施策の展開

この計画の推進に向けて、次の6つを基本目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

#### 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

「子どもの権利条例」について、子どもだけではなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

また、児童虐待やいじめなどの子どもの権利の侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、外国籍を持った子どもをはじめ、さまざまな文化を持った子どもが、互いに尊重しあい、地域で共に生き、共に育つことができる環境づくりを推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ①④

#### 基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

男女が共に、職場・家庭・地域など、あらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことのできる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、企業や市民に働きかけるなど、仕事と家庭の両立を支援します。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や地域における子育て力を向上します。

▶▶▶ 基本的視点 ④⑤⑦⑧

#### 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

乳幼児期における「質の高い教育・保育の総合的な提供」を図り、すべての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

▶▶▶ 基本的視点 ②③④⑦

## 基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、乳幼児期を通じ、ライフステージに一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。

また、子どもの豊かな心の育成を図るための取組の推進、放課後の活動を通じた健全育成を推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ②③④⑦

## 基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、新たな社会的自立までの支援体制の整備を推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ③④⑥⑦

## 基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組など、その活動を推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ④

# (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の施策体系と推進項目

## 基本理念

子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき

### <基本的視点>

- ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- ② 次代の親を育む視点
- ③ 親育ちの過程を支援する視点
- ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

## 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

### 推進項目

#### 1 子どもの権利の尊重

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実
- 子どもの参加の促進

## 基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

### 推進項目

#### 1 子育て家庭への支援の充実

- 家庭の育てる力を支える仕組みづくりの推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て家庭への経済的支援

#### 2 地域全体で担う子育ての推進

- 地域社会資源の発掘・育成
- 区役所を拠点とした「地域活動のマネジメント」
- 子育て家庭のニーズに合った情報提供・助言

## 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

### 推進項目

#### 1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

- 認定こども園の移行の促進
- 幼児教育の質の向上
- 幼保小連携の推進

#### 2 多様な保育の量の拡充と質の改善

- 多様な手法による確保策の推進
- 多様な保育ニーズへの対応と充実
- 保育の質の維持・向上
- サービス利用における除駅と負担の適正化
- 待機児童対策の推進

## 基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

### 推進項目

#### 1 子どもの健やかな成長

- 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 乳幼児の健やかな発育・発達を支える
- 学齢期・思春期の子どもの心と体の健康を増進する

#### 2 生きる力を育む取組の推進

- キャリア在り方生き方教育の推進
- 放課後の活動を通じた健全育成

(6つの基本目標と16の推進項目)の推進

- ⑤ 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- ⑥ 次代の親を育む視点
- ⑦ 親育ちの過程を支援する視点
- ⑧ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点



基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり		
推進項目	<p><b>1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■社会的養護（里親制度）の推進</li> <li>■家庭に近い環境での専門的な支援の推進</li> </ul>	<p><b>5 一人ひとりの教育的ニーズに対応する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■支援教育の推進</li> </ul>
	<p><b>2 ひとり親家庭への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■相談・支援体制の充実</li> <li>■家庭の生活を支援する取組の推進</li> <li>■自立に向けた子どもへの支援の充実</li> </ul>	<p><b>6 児童虐待対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■育児支援と虐待の発生予防の推進</li> <li>■虐待の早期発見・早期対応の充実</li> <li>■専門的支援の充実・強化</li> </ul>
	<p><b>3 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■相談・支援体制の充実</li> <li>■障害児の医療・福祉サービスの提供</li> </ul>	<p><b>7 DV防止・被害者支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■DVの理解に関する普及・啓発</li> <li>■DV被害者の早期発見・早期対応の充実</li> <li>■専門的支援の充実・強化</li> </ul>
	<p><b>4 自立が必要な子ども・若者への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ニート・ひきこもり対策の推進</li> <li>■子ども・若者対策の総合的な推進</li> </ul>	

基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり		
推進項目	<p><b>1 子育てに配慮した生活環境の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■子育てに配慮した住宅の普及促進</li> <li>■安心・安全な歩行空間や建物等の整備</li> <li>■安心・安全な公園・緑地の整備</li> <li>■交通安全対策の推進</li> <li>■家庭における乳幼児の事故の未然防止の推進</li> <li>■食の安全の確保</li> </ul>	<p><b>2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>■青少年の非行防止活動の強化</li> <li>■安心してインターネット等を利用するための啓発活動の推進</li> </ul>

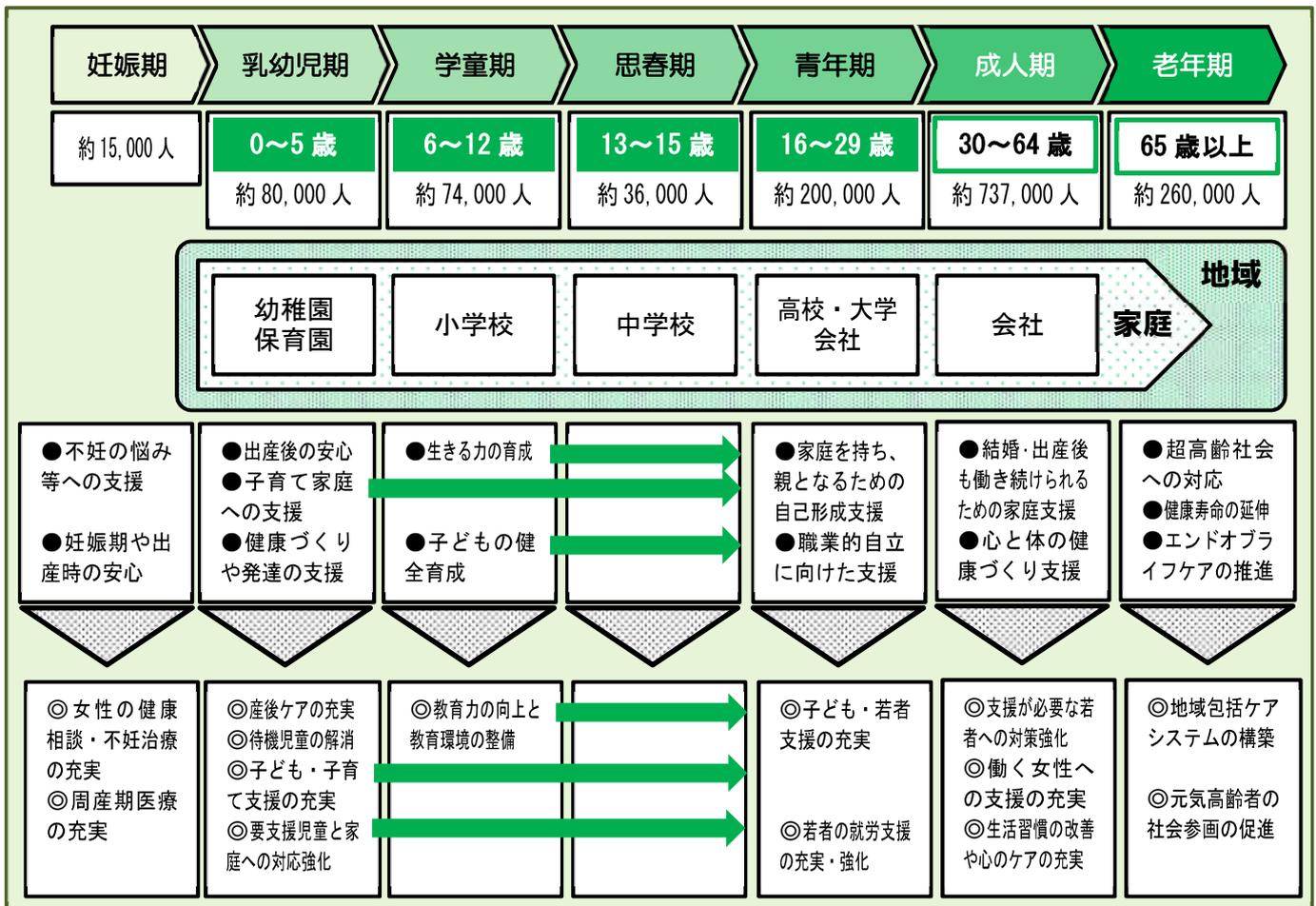
## 第4章 基本施策の展開

### I ライフステージを通した子ども・若者支援の充実と対策の強化

成人するまでのライフステージに応じて、妊娠・出産・育児や子どもの成長・教育を支援し、次代の社会を担う若者を育て、社会全体が発展する仕組みづくりが求められています。

本市では、計画の施策体系に基づく施策について、平成27年度から5年間の取組を示し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

#### ■ライフステージを通した子ども・若者支援の充実と対策の強化のイメージ



## 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

### I-1 こどもの権利の尊重

本市では平成12年に全国に先駆けて、子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利の保障を明文化しました。

子どもは、それぞれが一人の人間であり、権利の全面的な主体です。さらに、大人とともに社会を構成するパートナーです。また、権利が保障される中で豊かな子ども時代を過ごすことができるようになります。

子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、私たちには、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努める責務があります。

#### これまでの取組

- 「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき策定した「川崎市子どもの権利に関する行動計画」の推進とともに、11月20日に川崎市子どもの権利の日事業を実施するなど、子どもの権利条例の普及・啓発活動を進めてきました。
- 権利侵害に関わる相談・救済機関として、「人権オンブズパーソン」が子どもの相談・救済に取り組んできました。
- 「川崎市子ども会議」を設置し、毎月の定例会議や子ども集会、合宿、市長への報告会等の活動を、メンバーである子どもが自らの活動のテーマを決め主体となって活動し、子どもの目線で、まちの安全性、環境保全やいじめなど、そのときどきの社会問題に対して、提言や報告書の中で子どもの視点から意見表明を行ってきました。7つの「行政区子ども会議」及び51の「中学校区こども会議」と連携や交流を図っています。
- 「子ども夢パーク」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて造られた施設であり、子どもが「やりたい」と思ったことにチャレンジできるように、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを理念として運営しています。子ども夢パーク委員会で、子ども委員と大人委員の協議によってルールやイベントを決定しており、子どもの自主的・自発的な活動を促進しています。

## 現状と課題

- 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書（平成24年）」によると、「子ども」、「おとな」ともおおよそ6割が条例について「知らない」と回答しており、条例の認知度の低さが課題です。

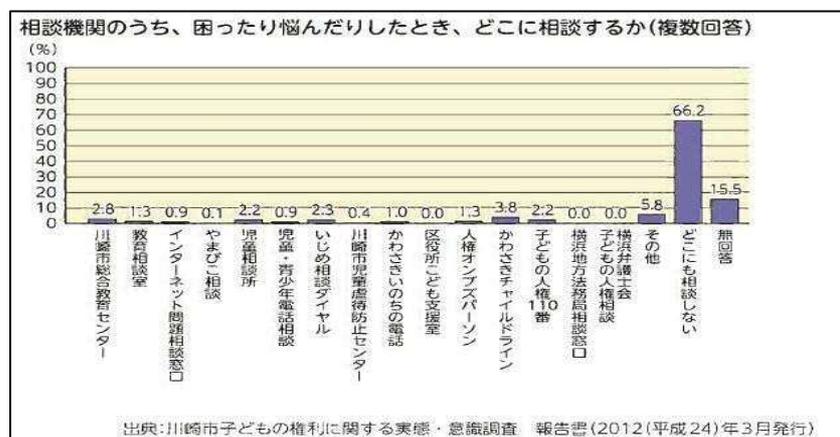
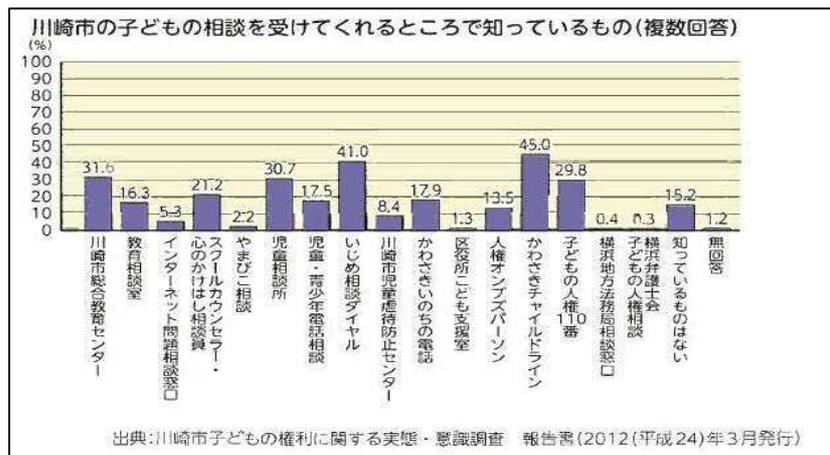
図1【子ども】



図2【おとな】



- 条例では虐待や体罰、いじめ等の権利侵害によって傷ついたり困ったりしている子どもを支えることが明示されていますが、相談・救済機関について、多くの子どもが知っているにも関わらず、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。子どもが相談しやすい環境づくりとして一層の相談機関の周知が求められます。



## 計画期間における方向性

- ◎広報・啓発事業の推進とともに、子ども権利に関わる学習の推進、子どもの権利の保障に努める民間団体との連携の推進など、市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための施策・事業を充実します。
- ◎国籍や性別、障害、その他家庭の環境を理由として差別や不利益を受けることがないように、子どもの置かれている状況に応じて相談できる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域、学校等における子どもの権利保障に関する必要な支援を行います。
- ◎「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の充実と相互の連携を推進し、子ども会議の活性化を図るとともに、「子ども夢パーク」等の活動を通じて、子どもの主体的な社会活動の活性化を促進します。

### <推進項目>

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実
- 子どもの参加の促進

## 基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

### Ⅱ－１ 子育て家庭への支援の充実

少子化の原因として、男女の性別の固定化された役割意識、固定化された仕事感や家庭感、そして、子育てに関わる経済的な負担感などがあげられます。

少子化の歯止めに向けては、子育て家庭に対する経済的負担の軽減、男女が共に担う子育ての役割意識の定着、仕事と家庭の両立等働き方の改善など、若い世代が子どもを産み育てたいと感じられる社会環境の整備が求められます。

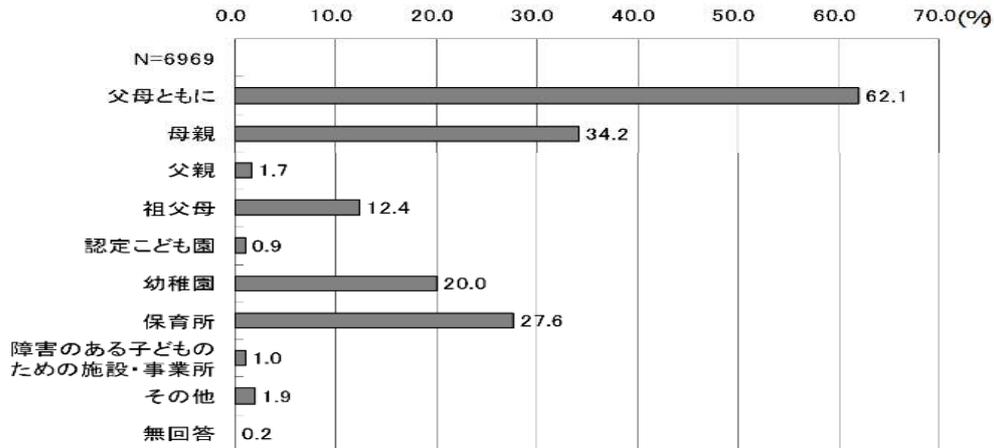
#### これまでの取組

- 男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級などを開催し、男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を進めるとともに、小学生・中学生・高校生などを対象として育児体験学習等の機会を設けてきました。
- ワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取組として、子育て世帯に向けた各種講演会、セミナーなど、近隣都県市との広域連携を含め、その周知・啓発を進めてきました。
- 次代を担う子どもを育てる家庭への経済的支援として、中学校修了前の子どもを養育している家庭に対して、児童手当を支給しています。
- 子どもの健康保持を目的として、子どもの医療費に関わる自己負担分を助成しています。通院助成については、制度開始当初は0歳児から2歳児まででしたが、順次対象年齢の拡充を行い、平成26年度現在では、小学校1年生まで助成しています。
- ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成制度を実施するとともに、小児ぜん息患者医療費支給制度、小児慢性特定疾患医療給付など、特定の疾患や特定の事情を持つ子育て家庭に対し各種助成制度等を実施し、子どもの成長と子育て家庭の生活を経済的に支えています。

#### 現状と課題

- 「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」（平成25年度実施）において、子育ての日常的な関わりを尋ねたところ、「父母ともに」が62.1%で最も多いものの、次いで母親が34.2%であり、父親の1.7%に比べて、まだまだ子育ての多くを担っているのは母親であることがわかります。次世代を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し実践できるよう、長期的な視野に立った教育・啓発が必要です。

◆子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設 【就学前子ども】



- 「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」（平成25年度実施）によると、育児休業を取得した、もしくは育児休業中である母親が38.9%、育児休業を取得していない母親が11.5%、さらに、同調査における育児休業を取得している父親は2.2%と、まだまだ育児・介護休業取得の普及・啓発が必要です。

子育て期の両親は働きざかりでもあり、長時間労働や休暇の取りにくさによって仕事と生活の両立が難しいことから、育児・家事の時間を含めた日常生活の組み立ての必要性の啓発など、事業主への働きかけが重要です。

◆市内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」への取組状況

(単位：%)

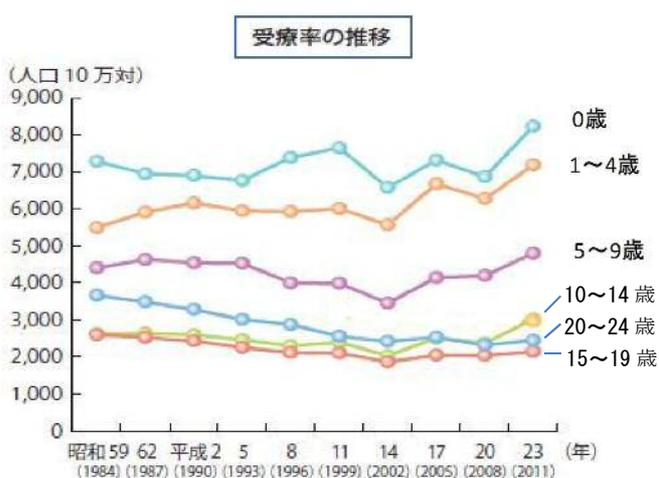
区分	調査数(か所)	育児・介護等による時差勤務制度	勤務軽減措置	在宅勤務制度	託児施設の設置	休職中の経済的支援(社会保険料の援助等)	休職前や復帰時の上司や人事部署を交えた面談	育児・介護の事由に退職者への再雇用制度	転勤の要件を満たさない女性社員の管理職への転用	その他	左記のような取組はいつでも行っていない	無回答
全体	778	46.3	39.1	1.3	0.8	6.3	25.6	5.8	6.9	2.1	31.2	9.0
大企業	166	77.7	67.5	1.8	3.6	13.3	54.2	13.9	13.9	1.2	5.4	2.4
中小企業	576	37.3	31.1	1.0	-	4.3	17.7	3.8	5.2	2.4	38.4	10.8

資料：川崎市「平成25年度労働白書」

- 総務省の「就業状況基本調査(2007年)」によると、20代、30代といった子育て世代の所得分布をみると、平成9年には年収300万円台の雇用者の割合が多かったものの、平成19年には年収200万円台前半が最も多くなっており、子育て世代の所得分布は、この10年間で低所得者層にシフトしています。
- 子どもの数が増えるにしたがって、家庭における経済的な負担は増し、子どもを持つことをあきらめる家庭は少なくありません。「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」（平成21年）では、実際に持つつもりの子どもの数が理想よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という経済的理由があげられています。親になる世代が経済的理由により子どもを持つこ

とをあきらめないように、子育て家庭における子育てや教育などの経済的負担を軽減し、「もっと子どもを持ちたい」と思う家庭を増やすことが重要です。

- 子どもの医療費を取り巻く状況は、受療率では0歳が最も高く、1～4歳、5～9歳と続いています。総じて0～14歳までの受療率が高く、ここ数年さらにこの傾向が強まっています。また、家計に占める医療費の割合では、0歳で最も高く年齢とともに低下しますが、就学時に一旦上昇し、9歳からはなだらかに減少、14歳以降は横ばい状況となっています。子どもの貧困率が上昇傾向にあるなど子育て家庭の経済的格差が広がる中、必要な医療を安心して受けることができる環境整備が求められています。



(子ども・若者白書から)



(こども本部調べ)

## 計画期間における方向性

- ◎「男女平等かわさき条例」における「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、男女が職場、家庭、地域などあらゆる場面で対等なパートナーとして、お互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して、男女共同参画に対する認識を深めます。
- ◎将来親になる若い世代が子育てに関心を持つよう、小・中学生や高校生などを対象に、育児体験学習の機会を設け、実際に子どもが親になった際の「自助」の力を向上させます。
- ◎経済状況やライフスタイルの変化を踏まえると、女性のさらなる社会進出が必要となります。そのためにも、男女の働き方の改革に向けた取組、男女が意欲や能力に応じた労働参加と出産・育児等の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業・事業者、関係団体、市民と協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。
- ◎家計の安定は、家庭における子育てに多大な影響を及ぼすものであり、引き続き、行政による経済的支援を行います。特に、医療費の助成は、子どもの健やかな成長を支えるために大きな役割を果たす重要な施策であり、小児医療については、子育て家庭のニーズを踏まえるとともに、子どもの

成長にとって必要な年代を十分に考慮して、制度の拡充についての検討に取り組みます。助成の拡充に関わる制度設計にあたっては、持続可能なサービス提供となるよう考慮します。

<推進項目>

- 家庭の育てる力を支える仕組みづくりの推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て家庭への経済的支援

## Ⅱ-2 地域全体で担う子育ての推進

現在、都市化や核家族化の進展によって地域での住民同士の繋がりが希薄化し、地域コミュニティが衰退しており、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなっています。

もともと、子どもは地域の中で、家庭以外の様々な大人との関わりや見守りの中で成長していくものであり、家庭以外での地域住民とのコミュニケーションは、子どもの成長・発達に大きな影響をもたらすものです。

行政だけではなく、地縁組織・ボランティア団体の活動や地域住民の相互の支え合いなど、多様な主体による取組を進め、地域の「互助」の力を再生し、地域全体で子育てを見守り、支える仕組みが求められています。

### これまでの取組

- 地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりに向けて、市民にとって身近な区役所を拠点として位置付け、区役所に「こども支援室」を設置し、各区ごとの地域ニーズに応じた総合的な子ども施策を推進してきました。
- 地域の実状に応じながら、保育所、幼稚園、学校などの子育て・教育関連施設と社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・自治会などの地域団体等が連携を密にし、取組を進めていくために、子育てに関するネットワーク会議を開催してきました。
- 公立保育所における園庭開放等の事業、保健所における子育てグループへの支援など、行政が持つノウハウを活かして、地域の子育て力の向上に取り組みました。
- 地域子育て支援センターやこども文化センター等において、地域の子育て支援に関わる事業等を実施してきました。
- 「ふれあい子育てサポート事業」を実施し、市民同士の子育て相互支援を促進してきました。
- 子育てに関する制度やサービス、保育所等に関する情報提供を実施してきました。

### 現状と課題

- 女性の社会進出に伴う保育所等の増設、児童虐待等による児童相談所相談件数の増加など、行政の「公助」の役割が増しており、持続可能なサービスを提供していくためにも、地域の課題は地域の支え合いで解決する「互助」の仕組みが必要です。
- これまで、区役所を中心として、地域のニーズに応じた子育て支援事業を推進してきましたが、行政のこれまでのノウハウを活かして地域のネットワークをさらに育成し、行政主体ではなく、地域が主体となった子育て支援事業の推進が必要です。
- 個々の子育て家庭のニーズに合った的確な情報提供・助言が必要です。

## 地域連携イメージ図

### 計画期間における方向性

- ◎地域子育て支援センターやこども文化センターなど、公的施設に附設する子育て支援の場についてあり方を検証するとともに、地域が主体となった「子育てサロン」の現状を分析するなど、地域の社会資源としての「場」の拡充と有効活用を図ります。
- ◎地域の「互助」の中核となる地域人材の把握と育成に努めます。
- ◎地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあいサポート事業」について、拡充を図ります。
- ◎市民にとって身近な区役所を「地域活動のマネジメント」拠点として位置付け、各区ごとの子育てに関わる現状・ニーズを把握・分析し、地域の社会資源(場・人材)を有効に活かしながら地域をコーディネートし、多様な主体との協働による取組を推進します。
- ◎子ども及びその保護者が、地域の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた適切な情報提供・助言を行います。

<推進項目>

- 地域の社会資源の発掘・育成
- 区役所を拠点とした「地域活動のマネジメント」
- 子育て家庭のニーズに合った情報提供・助言

## 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

基本目標Ⅲでは、これまで本市において保育施策を推進するための行動計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市保育基本計画」の「基本目標」や「具体的な支援策」等を踏まえ、平成27年度からの第3期計画として推進する施策・取組について示しています。

### Ⅲ－1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

幼稚園は学校教育法第1条に規定された「学校」であり、これまで、就学前の幼児を対象として「幼児教育」を推進してきました。

平成24年8月、我が国の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が導入されることとなりました。新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために幼稚園や保育所等が一体となった「給付制度」が導入されるとともに、幼稚園と保育所のいいところを一つにした「認定こども園」の普及を図ることとされています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。これまで幼稚園が積み上げてきた「幼児教育」に関わるスキルとノウハウを新制度で活かし、保育施策・事業と連携して、すべての子どもが必要に応じた教育・保育を受け、健やかに成長するよう支援していきます。

#### これまでの取組

- 本市では平成21年度末に市立幼稚園を廃止しており、私立幼稚園が各園の教育方針に基づき、特色ある教育を実践し、幼稚園での教育を全面的に担ってきました。
- 幼稚園は、集団生活に慣れ、小学校教育への接続を目的とした幼児教育を実践し、幼児の健やかな成長を支える重要な役割を果たすとともに、長年にわたる運営の中で、地域に根付いた子育て施設としてスキルとノウハウを蓄積してきました。
- 市内の私立幼稚園の運営や私立幼稚園協会の活動に対し補助を実施するとともに、障害のある幼児の受け入れ、預かり保育の充実、子育て支援事業の促進が図られるよう補助を実施し、総合的な幼児教育の振興を図ってきました。
- 私立幼稚園保育料補助の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進してきました。
- 幼保連携型認定こども園のモデル園（田園調布学園大学みらいこども園）で、幼児教育と保育の総合的、一体的な提供を行うとともに、教育・保育の実践研究を行い、その成果を本市の幼児教育施策に反映させ、国の幼保一体化制度見直しの動向を踏まえながら本市の施策の検討を行ってきました。

## 現状と課題

- 本市の3歳～5歳の子どもの約6割は幼稚園を利用しており、今後も、幼稚園・認定こども園、いずれの類型でも引き続き子どもたちへの質の高い幼児教育の提供が必要です。
- 新制度では、幼稚園は、施設型給付の幼稚園・認定こども園への移行か、従来の制度による運営を継続するかを選択を行います。本市における幼児教育の施策の推進に合わせて、各幼稚園と調整することが必要です。

### <新制度における幼稚園の類型>

	類型	所管	保育料	受入園児
子ども・子育て支援新制度	幼保連携型認定こども園	川崎市	市が定める保育料	1号～3号
	幼稚園型認定こども園			
	施設型給付の幼稚園			
従来の制度	私学助成の幼稚園	神奈川県	園が定める保育料	1号

- 新制度では、幼保連携型認定こども園が新たな単一の施設として認可手続きが簡素化され、また、全類型の認定こども園が共通の給付制度に一本化されるなど、認定こども園制度の改善が図られています。本市における認定こども園の拡充策を検討することが必要です。
- 幼保連携型認定こども園に加え、その他の3類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定について県から権限委譲されます。認定こども園の指導監査の体制整備と教育・保育の質の向上が求められます。

### <認定こども園の類型>

類型	機能
幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所
幼稚園型	認可幼稚園＋保育所機能
保育所型	認可保育所＋幼稚園機能
地方裁量型	幼稚園機能＋保育所機能

- 新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所は共通の給付制度になることから、教育・保育の質の向上に加えて、幼稚園、保育所それぞれの子どもを利用する時間に見合った給付とする取組が必要です。特に、教育・保育のニーズが異なる子どもが同じ保育室で教育・保育を受ける認定こども園についての検討が必要です。
- 幼稚園教諭の確保と安定雇用、特別な支援を必要とする子どもへの対応等について、国における質の向上・改善を見据えた本市の教育・保育の質の改善を図る必要があります。
- 新制度においては、預かり保育は地域子ども・子育て事業として制度上は幼稚園から独立した事業となりますが、今後も幼児教育を望む家庭での預かり保育のニーズは高いことから、幼稚園の運営と一体的に充実していくことが必要です。
- 小学校に入学したばかりの1年生が学校になじめず、集団行動がとれない・授業中に座ってられない・話を聞かない等の状態が続き、授業にならないといった「小1プロブレム」が課題となっています。子ども一人ひとりが小学校入学後の生活に対応し、実り多い学校教育が受けられるよう、就学前後の子どもへの支援として、幼稚園、保育所、小学校等との連携が必要です。

## 計画期間における方向性

- ◎子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育を一体的に提供する環境を整えていくよう、総合的に施策・事業を推進します。
- ◎幼稚園のこれまでの実績を活かし、さらに充実した教育・保育の実施や、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行計画に基づいた整備を推進します。
- ◎認定こども園への移行にあたっては、園の運営形態が大きく変化することから、低年齢児受け入れや教育・保育の一体的推進に向けた職員に対する研修等の充実など、認定こども園への移行を希望する園に対して、園の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。
- ◎認定こども園における指導監査の体制を確立します。
- ◎教育・保育の質の向上のために、国による質改善を先行した処遇改善と、大規模園に対する職員の加配をはじめ、職員研修等の実施、施設指導、運営費の補助等、運営面の向上を推進します。
- ◎幼稚園教諭の職員研修、職員の処遇改善のための取組、運営に関する専門的な指導、第三者評価の受審の促進など、質の高い教育・保育の提供を推進するためのより一層の取組を推進します。
- ◎障害のある子どもの受け入れの推進など、特色ある幼稚園における教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に取り組みます。
- ◎幼稚園利用者の様々なニーズに応えるため、保育所に近い運営をする長時間預かり保育事業を行う幼稚園への支援を行うなど、幼稚園の預かり保育事業の充実を図ります。
- ◎教育・保育施設と小学校間の情報交換や共同研修の実施、子どもたちとの交流等、就学前の教育・保育施設と小学校が相互に教育内容や子どもの状況をよく理解し、就学前と就学後の垣根を低くするよう、幼保小の連携に向けた取組を推進します。

### <推進項目>

- 認定こども園への移行の促進
- 幼児教育の質の向上
- 幼保小連携の推進

## Ⅲ-2 保育需要への適切な対応

本市では、人口の増加に伴い就学前児童数が増加しているとともに、核家族化、共働きをする子育て家庭の増加など、本市の社会動態の影響などから、保育所利用申請数は毎年増加しています。

そのため、これまで大幅な保育受入枠の拡大を図ってきましたが、さらなる保育需要への対応に向けた保育環境の整備が求められています。地域ごとの保育ニーズや多様な保育ニーズに効率的・効果的な対応していくためにも、多様な手法を用いた確保策を検討していきます。

### これまでの取組

- 高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠や多様な保育サービスの拡充を図ってきました。
- 平成23年3月には「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」を策定し、認可保育所の整備については、公募型の民間事業者活用型保育所整備を中心に、新たに鉄道事業者との連携や、土地所有者と保育事業者のマッチング、国有地の活用などの整備手法に取り組むことにより、平成23年度から平成25年度までの間に4,420人の定員増を図りました。平成26年度には平成27年4月の待機児童解消の実現に向け、1,858人の定員増を図り、全市で22,183人の定員枠を確保しました。（予定）
- 公立保育所の民営化を平成17年度から実施し、平成27年4月1日現在で36箇所39園の民営を図り、625人の定員増を図りました。（予定）
- 認可外保育事業については、平成25年1月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、「家庭保育福祉員（保育ママ）」の制度は継続し、複数ある本市独自の制度については「川崎認定保育園」の制度へと再編を進めることにより、平成26年4月現在で、4,130人の受入枠を確保しています。

<認可保育所の整備状況の推移>

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可保育所の定員枠の拡大	目標	●20か所 1,585人増 平成23年4月当初 180か所 15,905人	●20か所 1,465人増 平成24年4月当初 203か所 17,490人	●20か所 1,270人増 平成25年4月当初 223か所 18,955人	●22か所 1,540人増 平成26年4月当初 223か所 20,225人
	実績	●23か所 1,585人増 平成23年4月当初 180か所 15,905人	●18か所 1,505人増 平成24年4月当初 203か所 17,490人	●20か所 1,330人増 平成25年4月当初 221か所 18,995人	●32か所 1,858人増 平成26年4月当初 か所 20,325人

### 現状と課題

- 待機児童解消への期待感が高まっていますので、新たな需要の掘り起こしへの対応が必要です。
- 大規模住宅開発等に伴い保育需要が急増している地域があり、重点的な保育所整備が必要です。
- 引き続き低年齢児の利用申請が多くなっていますので、確保策の拡充が課題となっています。
- 横浜市との市境の地域で保育所整備に適した土地等が無く、保育資源が不足している地域がありま

すので、市境の保育所の整備については、相互の土地等の有効活用が必要です。

- 民営化する公立保育所は残り 16 か所となっており、保育需要や築年数を考慮した公立保育所の民営化が課題となっています。
- 新たな公立保育所（各区3か所、公立のまま機能強化を図り運営する保育所）について施設の老朽化が進んでいますので、対策が課題となっています。
- 公立保育所の指定管理園については、民設民営化への方針を確定しましたので、順次進めていくことが必要です。
- 認可外保育事業である川崎認定保育園等の事業継続の検討と保育の質の担保・向上に向けた取組が課題です。

### 計画期間における方向性

◎量の見込みに対応し、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、整備手法については多様な手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の整備を推進します。

◎低年齢児の確保策の拡充として、60人以上の定員の保育所を補完する0～2歳児を対象とする定員19人以下の小規模保育事業所の整備を進めていきます。

◎横浜市との待機児童対策に関する協定に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等に保育所等の共同整備を進めていきます。

◎公立保育所の民営化については、譲渡や貸付など建替え以外の手法を含めたさらに効率的に推進できるよう検討を進めます。

◎新たな公立保育所については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図っていきます。

◎公立保育所の指定管理園については、指定期間の終了時に施設の形態により手法の方向性を定め、順次民設民営化を進めます。

◎川崎認定保育園の制度を推進するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を推進します。

#### <推進項目>

- 多様な手法による確保策の推進
- 公立保育所の民営化の推進

## Ⅲ-2 保育の質の維持・向上

高まる保育需要に迅速に対応していくためにも、本市はこれまで「民間で出来ることは民間で」という原則のもと、民間活力を積極的に導入し、大幅な保育所整備を迅速かつ効率的に進めてきました。今後も、保育需要への対応、効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、引き続き民間の多様な運営主体の参画を促進していくものです。

しかしながら、一方で、多様な運営主体による保育事業の推進にあたっては、保育サービスの質の維持と向上も合わせて求められるものです。どのような運営主体、どのような運営形態であっても、そこで保育される子どもの成長・発達を考慮して、保育の質を平準化するとともに、平準化した質をさらに向上していくことが必要です。

そのためにも、認可保育所、川崎認定保育園などの認可外保育施設とともに、保育の質を担保した施設の運営を行っていくために、運営主体に対して行政が必要な支援を行っていくとともに、「公立保育所」を本市の保育の実践に関わる「フラッグシップ」として位置付け、「公立保育所」で積み上げたスキル・ノウハウを民間保育施設の運営支援や保育士の人材育成に活かしていきます。

また、安定した質の高い保育を継続的に実施できるよう、保育の質の要となる「保育士の確保・人材育成」に努めます。

### これまでの取組

#### 《多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保》

##### ●民間保育所の運営支援（運営費等）について記述

- 平成23年3月に策定した「第2期川崎市保育基本計画」に基づき、多様な手法による保育所整備を推進してきましたが、安定した保育の提供と質の向上を図るため、設置・運営法人の選考に際しましては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後においても、指導監査体制の充実を図り、保育の質の維持・向上に努めてきました。
- 平成24年9月に『「新たな公立保育所」あり方基本方針』を策定し、今後の公立保育所が担うべき機能・役割を「①地域の子ども・子育て支援」「②民間保育所等への支援」「③公・民保育所人材の育成」と整理し、各区3か所の公立保育所を「新たな公立保育所」と位置付け、平成26年4月から全区で取組を開始しました。
- 「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。

#### 《認可外保育事業の保育の質の向上》

##### ●認可外保育事業の運営支援（運営費等）について記述

- 平成25年1月に「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、認可外保育施設の保育の質の向上を図るため、新たに「川崎認定保育園」を創設し、複数あった認可外保育事業の一元化を進めるとともに、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進することとしました。

- 認可外保育施設における適正な保育環境や児童の安全を確保するため、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。

#### 《保育士確保と労働環境の改善》

- 民間保育所の運営に際しては、国の基準を上回る職員配置基準を設定し、本市独自の運営費補助により、保育士が休憩や休暇を取得しやすい環境の整備に努めてきました。さらに、平成25年度からは、安心こども基金を活用した「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施し、保育所職員の待遇改善への取組を始めました。
- 都市部における保育所整備の推進に伴う保育士不足に対応するため、平成25年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営するとともに、市独自でも就職相談会を開催しました。

#### 《特別な支援を必要とする子どもへの対応》

- 本市では、すべての保育所で障害児を受け入れることとしており、保育体制の充実に努めてきました。
- 公立保育所の児童を対象に実施していた障害児に対する心理学的な相談支援（発達相談・巡回相談事業）について、支援体制を強化し、平成25年度からは民間保育所の児童も対象に、増加する発達障害児等への支援の充実を図りました。

### 現状と課題

- 「子ども・子育て支援新制度」においては、認可保育所に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が創設され、本市に参入する事業者が、今後ますます多様化することが見込まれます。したがって、保育の質の向上に向け、これまで以上に民間事業者への支援を充実していく必要があります。
- また、本市では、川崎認定保育園も保育の受入れ枠の一つと位置付けていますので、保育の質の維持・向上に対する支援の充実を図る必要があります。
- 必要な保育の量（受入れ枠）を確保するためには、保育を支える人材の確保が課題となっています。また、離職を防止するため、労働環境のさらなる改善も検討していく必要があります。
- 発達障害が疑われる子どもが増加していますので、小学校への円滑な接続を視野に入れた保護者との連携や、子どもの特性に応じた保育の提供が求められています。また、保育を必要としながらも、医療的ケアの対応が困難な子どもへの対応が課題となっています。

### 計画期間における方向性

- ◎多様な主体が本市で事業を展開していきますので、保育の質の維持・向上に向けて、より実践的な支援を行います。
- ◎保育士確保に際しては、保育士養成施設との連携を強化するとともに、潜在保育士の再就職や認可

外保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。

◎これまで保育所での保育が困難であった医療的ケアが必要な子どもの受け入れについて検討を進め、障害のあるなしにかかわらず保育を享受できる体制を整備します。

<推進項目>

- 
-

### Ⅲ-3 多様な保育ニーズへの対応と充実

平日・休日の区別のない多様な就労形態、シフト制の勤務体制、パートタイム就労などの多様な就労時間、子どもが病気にかかった際の保育ニーズ、さらに、在宅で子どもを養育している保護者においても、保護者自身が病気にかかったり、育児疲れ等によってリフレッシュが必要な場合もあります。

このように、日々の保育内容に関わる保育ニーズに加えて、保護者の就労の形態によって、また、保護者の心身の状況によって、保護者が望む保育ニーズが多様化しており、社会動態や家庭のあり方の変化に合わせて子育てを支えるためにも、このニーズを新たな社会的ニーズとしてとらえ、対応していくことが求められています。

#### これまでの取組

- 昭和58年度から延長保育事業を開始し、平成14年度からは20時までの長時間延長保育を実施しています。

<過去5年間の延長保育の実施状況（各年度とも4月1日の実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1時間延長	88か所	87か所	80か所	73か所	67か所
2時間延長	73か所	93か所	123か所	148か所	174か所

- 保護者のパートタイム就労や急病、育児疲れ等によるリフレッシュなどのため、平成8年度から、一時保育事業を開始するとともに、普段、認可保育所に入所している児童が、日曜や休日の保護者の就労等により、家庭で保育できない場合の休日保育事業を平成16年度から実施しています。

<過去5年間の一時、休日保育の実施状況（各年度での実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一時保育	32か所	35か所	43か所	50か所	55か所
休日保育	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

- 児童が病気の回復期にあるものの普段入所している保育所等にはまだ通えない場合で、保護者の就労等により保育を必要とする場合の病後児保育事業を平成7年度から実施し、平成26年度からは、病気の回復期に至っていない病児も対象とした病児保育事業を開始したところです。

<過去5年間の病児・病後児保育の実施状況（各年度での実施か所数）>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
病児保育	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
病後児保育	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### 現状と課題

- 多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所の新規開設、公立保育所の民営化等に併せて、長時間延長保育や一時保育、休日保育などの事業化を進めてきました。また、川崎市医師会との共同に

より、病児・病後児保育事業の整備も行ってきました。そのような状況の中、多様な保育に対するニーズは、さらに細分化・複雑化し、各事業においてもきめ細やかな対応が求められるとともに、より一層の拡大が期待されています。

- 延長保育事業については、延長保育時間の細分化や土曜日実施の促進が必要とされており、一時保育事業においても、実施か所の拡大はもとより、土曜日の実施や保育時間の延長などが求められています。
- 休日保育事業については、麻生区での実施保育所が未整備であるほか、中原・高津・宮前区などにおいては、日によって利用定員枠が一杯となることもあります。
- 病児・病後児保育事業については、幸・中原・高津・多摩の4区（ただし、病児保育については中原区の1か所のみ）において、施設が整備されていますが、未整備区域への整備と全施設での病児保育の実施が期待されています。

### 計画期間における方向性

◎増大する多様な保育ニーズに的確に対応できるようにするため、多様な保育事業の未整備区域の解消など、延長、一時、休日、病児・病後児保育事業のさらなる拡充に努めます。

◎加えて、細分化・複雑化する多様な保育ニーズにも適切に対応できるよう延長・一時保育事業等における実施内容の細分化、実施日・実施時間等の拡大に努めます。

#### <推進項目>

- 
-

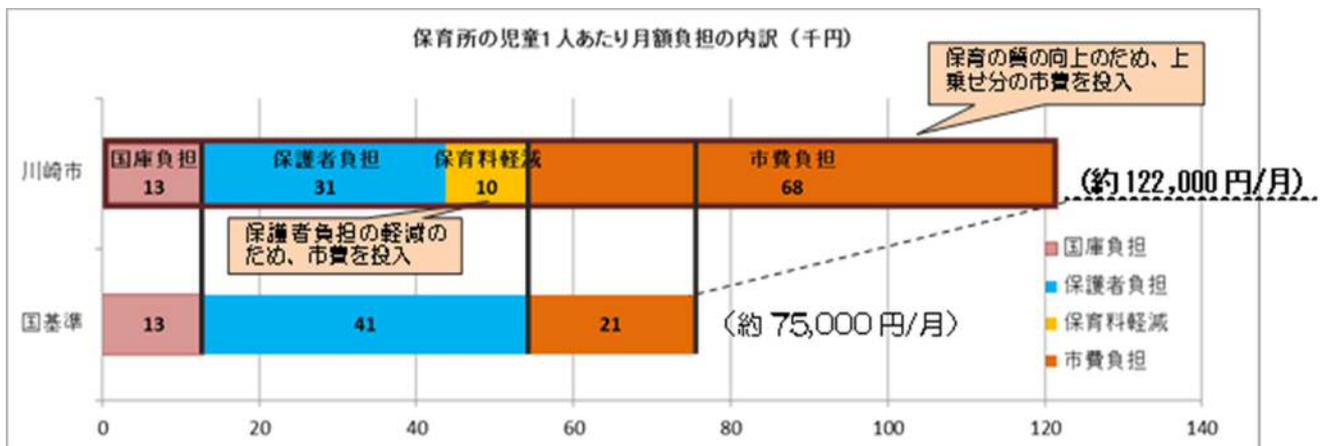
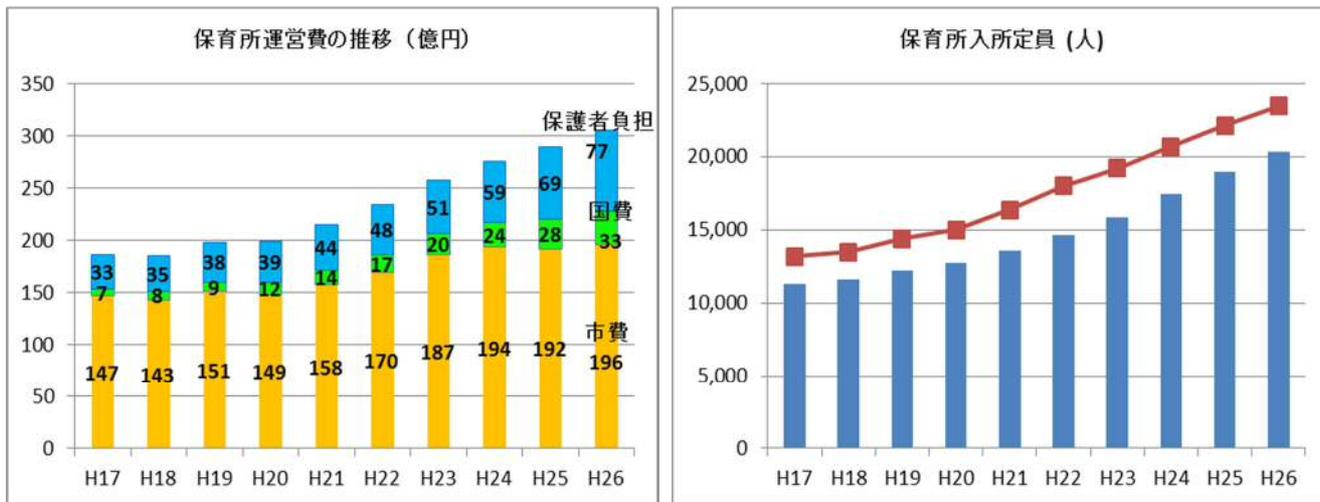
### Ⅲ-4 サービス利用における受益と負担の適正化

本市では、これまで保育所整備を推進するなど保育需要に対応するとともに、多様な保育サービスの充実を図ってきました。

認可保育所における保育サービスの利用にあたっては、これまでも、直接利益を受ける方に対して、所得の状況に応じて費用負担を求めています。こうしたサービス利用の負担にあたっては、保育料の収納率の向上を図るとともに、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市における状況にも留意しながら、本市の保育サービスの利用における受益と負担の適正化を検討していきます。

#### これまでの取組

- 高まる保育ニーズに対応するために、認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきたことにより保育所の運営費は年々増加し、平成26年度の保育所運営費の予算は300億円を超えている状況です。利用児童の処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあり、児童1人当たりで換算すると、月額約122,000円となっています。



- 平成23年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する保育サービス利用のあり方検討委員会を設置し、保育料の改定に向けた検討を行いました。就学前児童数の増加傾向が継続する予測から、第2期保育基本計画に基づく保育所整備の継続と施設数拡大に伴う運営経費の増加が見込まれることから、これらの要因を考慮した検討結果として次の報告を受けました。

- ・サービスの受給における保護者からの応分の負担を求めること
- ・保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とすること
- ・低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とすること
- ・保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直すこと

この報告を受けて平成24年度から3年間で、保育料の負担割合を66.4%から75%まで引き上げました。また、家庭福祉員制度及びおなかま保育室の利用者負担額についても引き上げを行いました。

- 認可保育所の保育料は、公営も民営も川崎市が徴収を行います。認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般に納税をいただいている家庭との公平性の観点から保育料の収納対策の強化をしてきました。保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分を行いました。

#### <保育料改定（国基準額に対する負担率）の経過>

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
62.2%	63.7%	65.0%	66.4%	69.4%	72.4%	75.0%

#### <収納率の推移>

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
95.2%	96.0%	96.4%	97.1%	97.3%

## 現状と課題

- 平成27年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が現行制度の水準で示されているため、本市の保育料は現行水準とするが、第2期保育基本計画に基づき平成24年度以降も高まる保育ニーズへの対応のため、年20施設程度の保育所整備を継続していることから、保育所の運営費経費は増加傾向であり、安定的な運営の確保と質の維持向上を図るためにも、適切な負担率の改定についての検討が必要です。
- 新制度における地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の保育料の設定については、認可外保育施設である家庭保育福祉員、おなかま保育室及び川崎認定保育園から移行することも考慮し、それぞれの現行の保育料を水準として設定しているため、保育所保育料負担率の改定と連動することが必要です。
- 保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。
- 保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるためその対策を強化することが必要

です。

### 計画期間における方向性

◎認可保育所の保育料や一時保育、病児保育などの保育サービスに関する利用料金については、平成28年度以降の受益と適正な負担のあり方を検討するために、平成27年度において検討組織を設置し、国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、適切な利用料の設定について一定の方向性を確定します。

◎保育料の滞納については、所管組織の体制を強化するとともに、引き続き口座振替の促進を図り、コンビニ収納を開始するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。

#### <推進項目>

- 
-

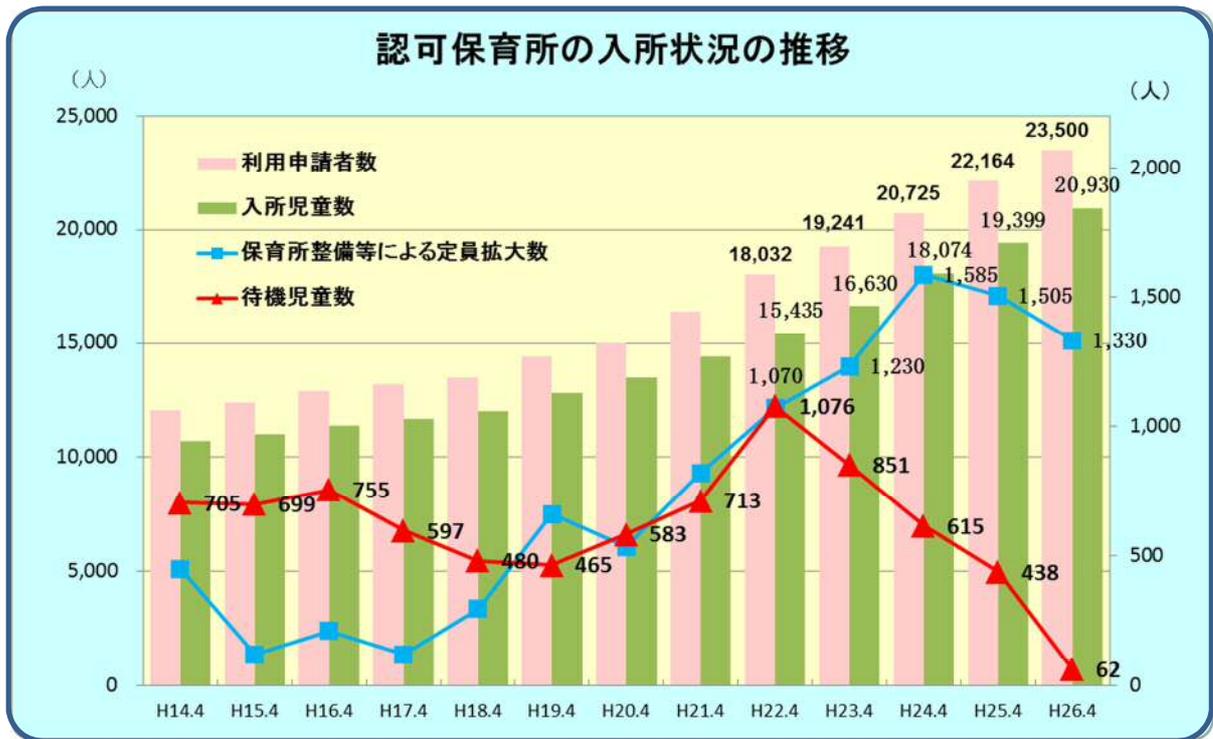
### Ⅲ－５ 待機児童対策の推進

「待機児童の解消」は本市の最重要課題の一つであり、平成25年12月に市長をトップとした「待機児童ゼロ対策推進本部」を、区長をトップとした「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」をそれぞれ設置し、職員が一丸となって待機児童の解消に向けた検討を進めるなど、組織体制の整備をはじめ、予算編成、具体的な施策の検討や実施など、スピード感を持って取組を進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」が導入された後も、新制度における施策・事業を的確に実行し、継続した待機児童対策の推進に取り組めます。

#### これまでの取組

- 認可保育所の整備のほか川崎認定保育園の拡充や保育料補助の増額など、スピード感を持って効果的な対策を講じてきました。
- 区役所においては、保育所入所不承諾となった方に対して、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等を適切に結びつけるマッチングを図ったことなど、市民視点に立った取組を積極的に行いました。
- 待機児童の解消に向けては保育の質の担保・向上が何よりも重要であり、その対策として、平成25年度は川崎区と宮前区で実施していた「新たな公立保育所」の新しい機能を平成26年4月から全区で展開し、民間保育所等との交流・支援、公・民保育所人材育成を図るなど、市全体の保育の質の維持と向上に取り組んでいます。
- 取組の結果、平成26年4月の保育所待機児童数は62人となり、前年同月の438人から大幅に減少し、待機児童減少数（376人の減）で全国2位という具体的な成果につながりました。
- 平成26年10月には、川崎市からの働きかけにより横浜市との間で「待機児童対策に関する協定」を締結し、「ともに子育てしやすいまち」を目指して、市境における保育所等の共同整備など、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を推進しています。



#### 現状と課題

- これまでの取組を着実に実施し、平成27年4月の待機児童の解消を確実に実現します。
- 待機児童の解消は、平成27年度以降も、継続していく必要があります。
- 待機児童の解消の後には、保育所等に入所できるという期待感から転入者が増え、新たな需要を掘り起こし、当分の間は、利用申請者数が増え続けることが想定されるため、その対策が必要です。

#### 計画期間における方向性

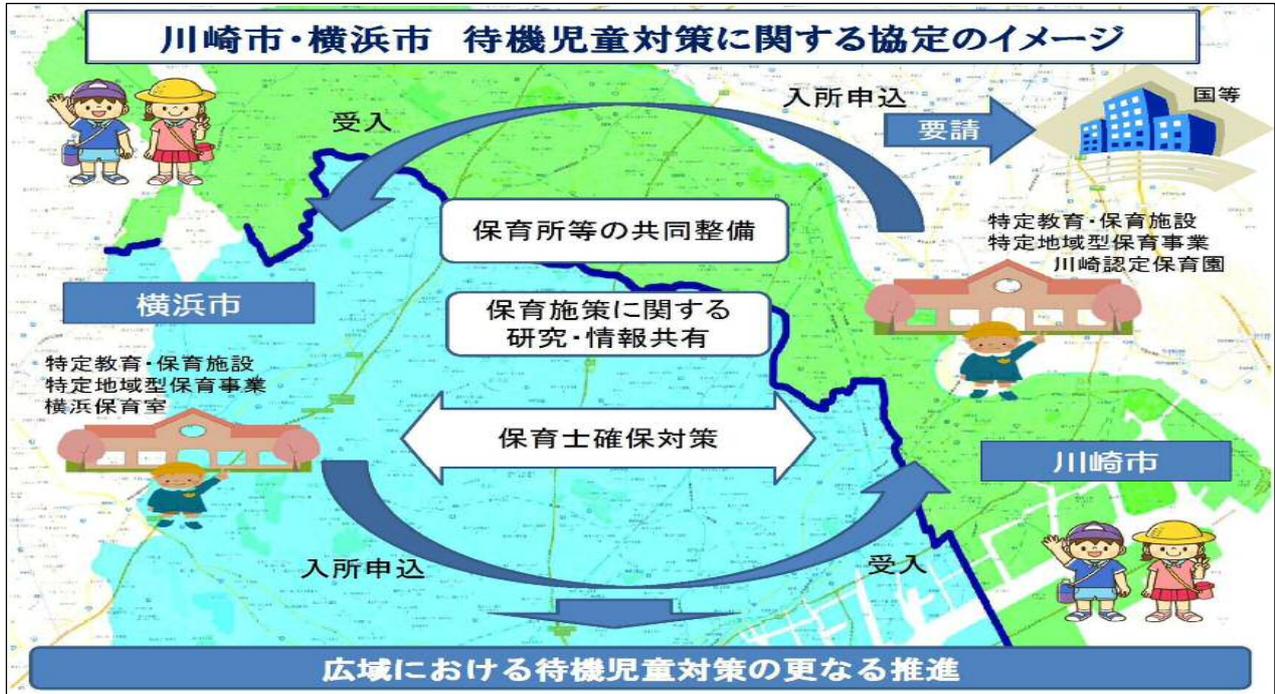
- ◎待機児童の解消を継続するため、教育・保育の量の見込みに対応する確保策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。
- ◎今後も多くの民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。
- ◎区役所においては、平成27年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細やかな相談・支援を継続して実施していきます。
- ◎「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づく取組を横浜市と連携・協力して推進し、待機児童対策の更なる促進を図ります。

#### 【連携・協力事項】

- ・市境における保育所等の共同整備に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に

関すること。

- 保育士の確保対策に関すること。
- 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- 国等への要請に関すること。
- その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項



<推進項目>

- 待機児童対策の総合的な推進

## 基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

基本目標Ⅳ－１では、これまで本市において母子保健施策を推進するための行動計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市母子保健計画 かわさき健やか親子21」の「基本理念」や「施策の方向性と取組」等を踏まえ、平成27年度からの第4期計画として推進する施策・取組について示しています。

### Ⅳ－1 子どもの健やかな成長

乳幼児の健やかな育ちを促し、生涯を通じた健康づくりの出発点である母子保健については、子どもの切れ目ない成長を支えるうえで、非常に重要な役割を担っています。

これまで国が21世紀の母子保健の取組の方向性と目標を国民運動として示した「健やか親子21」を受け、本市においても平成14年度に本市の母子保健に関わる計画として「かわさき健やか親子21」を策定し、施策・事業を推進してきました。

平成27年度からは、本計画の中で母子保健対策を推進し、子どもの健やかな成長を支え、思春期及び妊娠・出産・育児まで、各時期の課題に合わせた一貫した支援に向けて取組を推進します。

#### これまでの取組

- 母子健康手帳の交付時をはじめとする、母子の健康や子育てに関する相談支援体制を構築するとともに、安心安全な妊娠・出産・子育てに向けて、妊婦健康診査を適切に受診できる環境づくりを推進しました。

<母子健康手帳交付数>

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数	15,926	15,728	15,947	15,694

- 両親学級を開催し、妊娠・出産・子育てに関する学習の場を提供するとともに、地域における仲間づくりの場を提供しました。

<両親学級実施状況>

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	102	104	109	100
受講者数	6,127	5,991	5,808	5,826

- 妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及に努めました。
- 産後間もない母子共に不安定な時期に安心して過ごせるよう、産後ケア事業をモデル実施して、支援の充実を図りました。
- 出産後、早期に子育てに必要な情報提供や支援を行うとともに、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう、乳児家庭全戸訪問事業の充実を図りました。

### <乳児家庭全戸訪問事業>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数	14,729	14,446	14,453	14,469
訪問数	12,343	11,793	12,913	13,284
実施率	83.8%	83.8%	83.8%	83.8%

- 特定不妊治療を受ける夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費の一部を助成するとともに、不妊・不育専門相談センターによる相談事業を実施することで、経済的負担や精神的負担の軽減を図りました。

### <特定不妊治療費助成件数>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助成件数	1,487	1,828	2,378	2,656

- 難病児等の健全育成を目的として、小児慢性特定疾患医療等を助成しました。
- 乳幼児の健やかな発達や保護者の育児を支援するため、乳幼児健康診査において乳幼児の発育の確認を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、安心して育児ができるよう各家庭の状況に合わせた支援を行い、必要な家庭を早期に把握し、相談支援などの対応を行いました。
- 学童・思春期の子どもたちの心と身体の健康を増進するため、学校保健と地域保健との連携により、保健や育児に関する普及啓発を行いました。

## 現状と課題

# 母子保健事業の施策体系図

- 核家族化や近隣との関係の希薄化により、乳幼児と接した経験なく親になる人が増加しているとともに、相談相手もいないため妊産婦が子育て家庭や地域で孤立する傾向にあります。妊娠・出産・育児に関する普及啓発とともに、妊産婦や各子育て家庭の状況に応じた相談・支援を提供できる体制の強化が求められています。
- 支援が必要な妊産婦を早期のケアと産後のケアについて、産婦人科等医療機関との連携の仕組みを構築することが必要です。
- 不妊治療を受ける夫婦が経年的に増加しており、不妊治療の支援のあり方について検討が必要です。
- 分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、産科・周産期医療や小児医療の充実が必要となっています。
- 成長発達の各時期に実施する乳幼児健康診査事業は、全ての親子の状況に合わせた的確な支援を行う重要な機会となっていますが、効果的な事業を推進できるよう、健診の実施時期や方法を見直すことが必要です。
- 乳幼児健康診査の未受診は児童虐待のハイリスク要因とされることから、対象者を迅速かつ的確に把握し、要支援家庭に対して、状況に合わせた支援を実施する必要があります。
- 多様化する子どもの心身の問題に対応するとともに、思春期から妊娠・出産・育児にいたるライフプランを考える仕組みが必要です。

### 計画期間における方向性

- ◎妊産婦が地域で孤立せず安心して出産や育児にあたれるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。
- ◎医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを行います。
- ◎妊娠出産に関する啓発とともに、不妊治療に対する効果的な助成制度のあり方を検討します。また、不妊治療に対する精神的支援の充実を図ります。
- ◎周産期医療や小児救急医療の充実により、安心安全な妊娠・出産・子育てに向けた医療体制を確保するとともに、特定の疾患を持った子どもの健全育成と自立促進を支援します。
- ◎子どもの成長発達の状況を確認し、疾病の早期発見や保健指導及び継続した相談支援を地域の医療機関と連携しながら効果的に実施できるよう、乳幼児健康診査事業の再構築を図ります。
- ◎子どもの成長の状況、家庭の育児の状況について、迅速かつ的確に把握するために、母子保健システムを導入し、効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を行います。
- ◎思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。

<推進項目>

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 乳幼児の健やかな成長・発達を支える
- 学齢期・思春期における子どもの心身の健康を増進

## IV-2 生きる力を育む取組の推進

学齢期は、親・家族等を中心とした生活環境から徐々に自立し、活動の場が学校や地域に移るとともに、友人・学校の先生・地域の大人など、人間関係も広がりを見せ始めます。学校や地域における集団活動を通して、対人関係能力、目的意識、達成感などの社会性を身につけていくこの時期は、将来の社会的自立に向けて非常に重要な役割を担っています。

学校における日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる資質・能力、態度を育むとともに、放課後における遊び・様々な体験等の集団活動や地域活動を通して、「生きる力」・「創造性豊かな心」・「共感する心」を育て、将来の社会の担い手となる人材を育成します。

### これまでの取組

- 「かわさき教育プラン」に基づき、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を身につけるために、学校における学習内容の充実・指導環境の充実とともに、家庭の教育力・地域の教育力の向上に取り組んできました。
- 地域の子どもの遊びを中心とした活動の拠点として、市内の全中学校区にこども文化センターを設置し、子どもの健全育成を図ってきました。
- 全ての市立小学校で、保護者の就労のいかんを問わず、全ての小学生を対象とした「わくわくプラザ事業」を実施し、児童の安全な居場所の提供と仲間づくりを促進してきました。わくわくプラザ事業は、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」を連携又は一体的に行う「放課後子どもプラン」に位置づけて実施しています。

#### <川崎市立小学校在校児童数とわくわくプラザ登録児童数>

利用者	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
在校児童数	64,505	65,316	66,166	67,033	68,072	69,122	69,996	70,059	70,013	70,084
登録児童数	35,366	27,971	27,674	28,951	30,443	31,067	30,509	30,425	30,779	31,652
登録率	54.8%	42.8%	41.8%	43.2%	44.7%	44.4%	43.6%	43.4%	44.0%	45.2%

#### <年間延べ利用人数と定期利用人数>

利用者	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年間延べ利用人数	1,462,321	1,347,770	1,379,124	1,489,327	1,534,159	1,572,516	1,485,435	1,535,816	1,577,534	1,649,391
うち定期利用人数	868,618	713,038	727,643	764,858	804,008	832,905	841,040	886,436	924,868	983,948
定期利用率	59.4%	52.9%	52.8%	51.4%	52.4%	52.4%	56.6%	57.7%	58.6%	59.7%

## 現状と課題

- 子どもを取り巻く家庭環境・地域環境の変化により、子どものコミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感、他者意識や他者への配慮の不足、規範意識の低下などが課題となっています。

### 教育プランのデータ (自分にはよいところがあると思う アンケート)

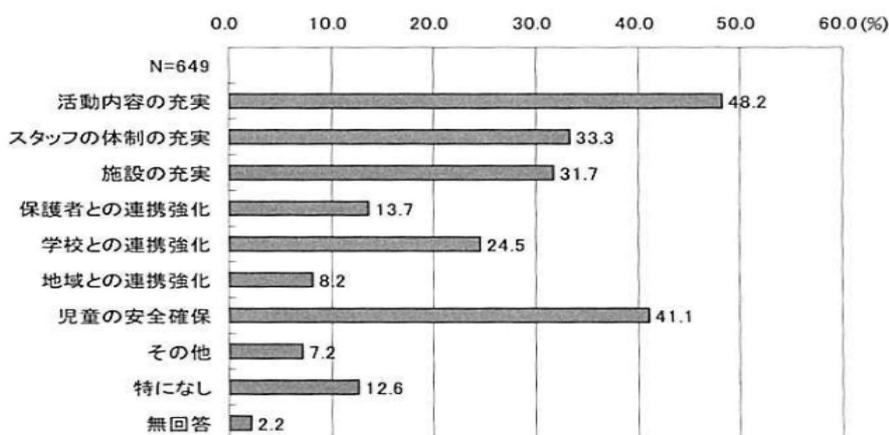
- 将来との関連性が見えないままでの学びの中、学校での学習の意義が見いだせず学習意欲が低下したり、子どもたちが将来に不安を感じたりしていることが課題となっています。

### 教育プランのデータ (将来の夢や目標を持っている アンケート)

- 子どもは地域の様々な大人と交流することで、対人関係能力などの社会的自立に必要なスキルを身につけていきます。こども文化センターについて、全中学校区にある貴重な地域拠点としていかに有効活用していくか、検討していく必要があります。
- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に推進していく「放課後子どもプラン」の趣旨を踏まえて、わくわくプラザ事業のあり方を検討していくことが必要です。
- 子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の打破が問題となっています。子育て家庭のニーズを踏まえて、「わくわくプラザ事業」と実施日・実施時間について検討していくことが必要です。

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を市が制定したことにより、「わくわくプラザ事業」においても、今後は基準に沿った運営を行っていく必要があります。また、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合も基準を遵守した運営を行うよう、指導・助言を行う必要があります。
- 「わくわくプラザ事業」では希望する全児童を受け入れていますので、利用児童数の増加や障害のある子どもも含めた多様なニーズに対して、施設の設備や人的な対応等を図っていく必要があります。

<わくわくプラザに今後望むこと> (平成 26 年 2 月 「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」)



### 計画期間における方向性

- ◎「キャリア在り方生き方教育」として、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を学校で実践し、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などについて、小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。
- ◎全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供するとともに、発達・成長段階に応じた主体的な遊びや異年齢の子ども同士の交流、多様な体験プログラムを通じた学びなど、総合的な放課後対策の推進に向けて、わくわくプラザ事業の質の維持・向上に取り組みます。
- ◎子育て家庭のニーズを踏まえて、開所日・開所時間の改善に向けた検討を進めるとともに、わくわくプラザに関するサービスの受益と負担の適正化について検討を進めます。
- ◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を踏まえて、施設の設備の改善に取り組むとともに、障害のある子どもへの対応など、利用児童及びその保護者の多様なニーズに対応します。
- ◎こども文化センターについて、青少年の現在の課題・新たな課題に対応した機能の充実を検討するとともに、子どもと地域の大人との交流など、地域における主体的な活動を念頭に、施設のあり方を再構築します。

◎学齢期の子どもたちの成長について、「学校教育」、「放課後健全育成」、「地域ぐるみの活動」、それぞれの視点を切り離すことなく、複合的に相互に連携して取組を進め、子どもたちの教育や健全育成を総合的にサポートします。

<推進項目>

- キャリア在り方生き方教育の推進
- 放課後の活動を通じた健全育成
- 地域ぐるみの青少年の健全育成

## 基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

### V-1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

子どもの養育・養護は、一義的には家庭の責務ですが、保護者が亡くなった家庭、保護者が疾病等で子どもの養育・養護ができなくなった家庭、児童虐待等により保護者に養育・養護させることが適当でなくなった家庭など、やむを得ない理由により、子どもが家庭で生活することが困難な状況もあります。

「社会的養護」は、そのような状況に置かれた子どもに対し、公的責任で社会的に養育・養護するものであり、子どもの基本的な人権を守るために、家庭に代わる子どもの生活の場を確保し、子どもの健全な成長・発達を保障します。

#### これまでの取組

- 「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づく取組を推進し、乳児院は既存の1施設に加えて新たに1施設を新設、児童養護施設は既存の2施設に加えて新たに2施設を新設しました。
- 新設した児童養護施設は家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設としました。
- 社会的養護が必要な子どもは、専門的な医療ケアが必要な子どももおり、専門的な医療ケアに配慮した情緒障害児短期治療施設を整備しています。
- 「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく取組を推進し、里親の互助組織である里親会と協働して、里親制度の拡充と里親への支援の強化に努めてきました。
- 施設と里親の中間的形態として、グループホームの拡充を推進してきました。

<本市の社会的養護の現況（平成26年10月1日現在）>

施設等名称	か所数等
児童養護施設	4か所
乳児院	2か所
里親	115組
グループホーム	●か所
自立援助ホーム	1か所
情緒障害児短期治療施設	1か所（建設中）

#### 現状と課題

- 社会的養護については、一般家庭の環境に近い養育環境を目指すこととされており、国の「社会的養護の課題と将来像」においても、「児童養護施設や乳児院・グループホーム・里親をそれぞれ概ね3分の1」とする考え方が示されています。そのため、長期的な視点で家庭養護ならびに家庭的養護を推進する取組が必要です。

- 既存の児童養護施設について、老朽化への対応として改築を行っていますが、新設の児童養護施設と合わせて「小規模グループケア」に対応した整備が必要です。
- グループホームは、施設と里親の中間形態として、社会的養護において重要な役割を果たすものであり、今後の社会的養護の需要の増加に対する効果的な対応策です。
- 里親については、登録里親の高齢化という課題が生じており、子どもの受け入れができる里親の減少が見込まれます。新規の里親の登録拡充が必要です。
- 里親は、里親の子どもへの愛情とボランティア精神に基づく制度であり、社会的養護の専門性を里親個人の資質に頼っており、また、里親の精神的な負担の大きさも課題となっています。
- 児童養護施設退所後の進路について、大学・専門学校等への進路の割合は22.6%で、高等学校卒業生全体の76.9%に比べても低く、一方、就職者の割合は高等学校卒業生全体が16.9%であるのに対し、児童養護施設児童は69.8%と高い割合になっています。特に、高校卒業後において、多くの子どもは自ら収入を得て自立しなければならないため、住居・生活資金・進学資金の面で課題があります。

### 計画期間における方向性

- ◎既存の児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。
- ◎今後も、児童虐待等の増加により、社会的養護の需要も増加することが見込まれます。別途策定する社会的養護の推進に関わる計画に基づき、国の「社会的養護の課題と将来像」の考え方を踏まえ、新たな需要に対しては、グループホームと里親制度で対応するなど、家庭養護の推進に向けた取組を進めます。
- ◎施設に附随する機能としてのグループホーム、里親の拡充機能としてのグループホームなど、その運営形態のあり方について再構築し、グループホームの拡充に向けた検討を推進します。
- ◎里親制度の拡充にあたって、制度の周知はもちろんのこと、担い手の発掘・育成など、効果的な普及・啓発の手法を検討します。
- ◎社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設・里親における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、施設や里親における養育を離れて自立した後も継続的な支援を行えるよう、仕組みを構築します。

### <推進項目>

- 家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実
- 里親制度（家庭養護）の推進

## V-2 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、経済的にも、育児や家事などの生活面においても、肉体的・精神的負担が大きいものです。

近年の経済状況の変化、核家族化や地域の繋がりの希薄化などの社会環境の変化は、一般の家庭にも影響するものですが、ひとり親家庭においては特に大きく影響するものであり、ひとり親家庭を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。

ひとり親家庭への支援の充実に向けて、子育て・生活・就業・経済的負担などの多方面の視点から総合的な対策を推進します。

### これまでの取組

- 児童扶養手当や貸付など経済的支援を中心とする施策から、就業による自立を総合的に支援する施策に転換を図ってきました。
- ひとり親家庭における専門支援機関として、母子・父子福祉センターにおける生活支援・就業支援の取組を進めるとともに、市民に身近な区役所保健福祉センター等において、相談・支援の充実に取り組んできました。
- これまで母子家庭への支援を中心として施策・事業を推進してきましたが、母子父子寡婦福祉法施行により、父子福祉資金の創設をはじめ、各種支援施策の父子家庭への拡充等も図っています。
- 増加傾向にある未婚のひとり親について、制度利用における婚姻歴の有無による負担額の差異について解消を図るため、寡婦（夫）控除をみなしで適用するなど、制度上の不平等の改善に努めています。

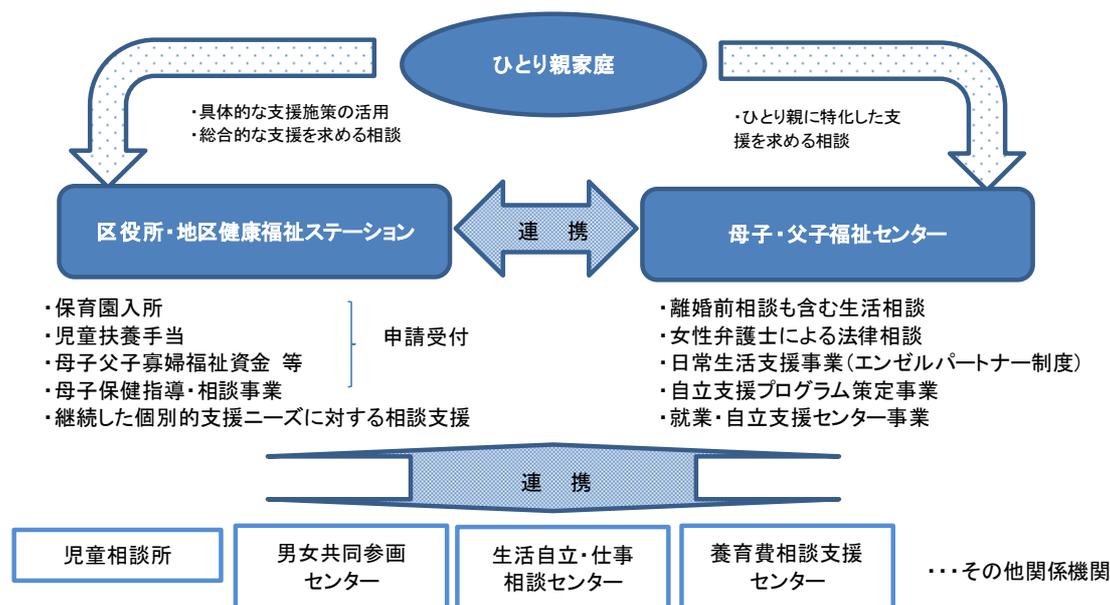
### 現状と課題

- 支援が必要なひとり親家庭を早期に把握するため、市民に身近な区役所保健福祉センター等における相談窓口としての機能の強化が必要です。また、必要に応じて専門的な支援に繋げるよう、区役所保健福祉センター等と母子・父子福祉センターの連携が重要です。
- ひとり親家庭では、生計の維持と子育てを一人で担っており、収入・子どもの養育等をはじめとして困難な状況に直面しています。継続的に安定した生活を送るためには、子育てをしながら、収入・雇用条件等でよりよい職業につき、経済的に自立していくことが、親自身や子どもの将来のためにも重要です。
- 母子世帯の母については非正規の就業割合が高く、平均収入が低い水準にとどまっており、父子世帯の父では、正規就労の割合は高いものの、生活や子育てに関して孤立している状況がみられ、母子世帯と父子世帯でそれぞれ別の課題を抱えています。
- 子どものいる世帯全体の貧困率に対して、そのうちひとり親世帯の貧困率は3倍以上高く、子ども

の生まれ育った家庭の事情で、子どもの将来が左右されてしまう状況が少なくありません。子どもの孤立化を防ぎ、社会参加の機会に配慮しながら、子どもに対する直接的な支援について検討が必要です。

### 計画期間における方向性

- ◎区役所保健福祉センター等において、児童扶養手当、保育所入所、母子父子寡婦福祉資金貸付等の受付・相談を通して、ひとり親家庭の支援ニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援を行います。
- ◎母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭に特化した支援施策を提供し、自立支援計画策定や家事・子育ての家庭生活支援員の派遣、講習会の開催等、ひとり親家庭の支援のための総合拠点としての機能を強化します。
- ◎相談窓口としての区役所保健福祉センター等と専門支援機関としての母子・父子福祉センターの連携体制を確立します。さらに、家庭の状況に応じて、児童相談所、男女共同参画センター、生活自立・仕事相談センター、養育費相談支援センターなど、多様な関係機関との連携を充実します。



- ◎非正規の就労では、低賃金や不安定な雇用条件により自立が困難な場合が多いことから、正規就労に向けた資格取得や就業支援講習会を拡充します。
- ◎ひとり親家庭の負担を軽減するために、生活支援に関わる講習会や家事・育児に関わる支援員の派遣事業を拡充し、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、支援を充実します。
- ◎ひとり親家庭の子どもが、その置かれた環境によって社会的自立が阻害されないよう、学習支援など、子どもが健やかに成長できるよう支援を充実します。

<推進項目>

- 相談・支援体制の充実
- 家庭の生活を支援する取組の推進
- 自立に向けた子どもへの支援の充実

## V-3 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実

障害のある子どもも障害のない子どもと同じような生活を送る権利あり、その実現のために生活環境を改善していく必要があります。この「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある子どもが川崎で生まれ育ち、地域で暮らしていくうえで必要な支援が総合的に提供される体制を目指してこれまで取組を進めてきました。

障害や発達に課題のあることを早期に把握し、その子に合った支援を受けることにより、出来ることや可能性を伸ばしていくことができます。個々の子どもの状況と成長の段階に見合った適切な支援と、障害や発達に課題のある子どもが、安心して伸び伸びと地域社会で生活できる環境を目指します。

### これまでの取組

- 市民に身近な相談窓口として、区役所保健福祉センター等の機能を充実してきました。
- 障害のある子どもの専門的な相談支援機関として、地域療育センターの再編整備を進めるとともに、発達相談支援センターを設置し、発達に課題のある子どもの支援に対するネットワークの構築を進めてきました。
- 障害の状況、保護者等の諸事情や児童虐待などにより家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、入所施設において日常生活上の支援を行ってきました。
- 就学後の学齢期の子どものために、小学校・中学校における特別支援教育の充実を図ってきました。
- 障害のある子どもを持つ家庭への支援と地域における交流の支援を充実してきました。

川崎市における障害児・発達に心配のある児童への支援施策 概要

	妊娠 ～出産	乳幼児期					小学校	中学校	高校	18歳～	
		0歳～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～11歳	12～14歳	15歳～ 18歳未満		
健診		乳幼児健診等における早期発見									
相談支援 (区役所)		区役所保健福祉センター(主として児童家庭課) ◎第一次相談・支援の実施					区保健福祉センター(高齢・障害課) ◎障害児通所支援の利用申請・支給決定				
療育・専門的支援		地域療育センター(児童発達支援センター)							障害者更生相談所		
		児童発達支援・放課後等デイサービス							障害者就労援助センター		
発達障害等への対応		障害児保育 / ろう学校幼稚部			わくわくプラザ		障害児タイムケアモデル事業		精神保健福祉センター		
		障害児・者日中一時預かり事業									
		◎専門的な助言 巡回相談			発達障害者支援センター(川崎市発達相談支援センター) ◎専門的相談支援 ◎研修実施・普及啓発・支援機関間のコーディネート						
		◎発達相談支援コーディネーターの養成研修 乳幼児期の身近な生活の場所である幼稚園・保育所において「気づきからきめ細やかな支援」を実施するためのコーディネーターの養成					小学校・中学校・高校 ◎子どもに寄り添う教育				
		幼稚園・保育所 ◎園生活における児童を支える体制・支援					特別支援教育(総合教育センター) ◎特別支援教育に関わる教育相談(児童・生徒とその保護者) ◎就学相談(5歳児とその保護者)				
		児童相談所 ☆児童家庭相談支援					子ども家庭センターにおける支援				
相談支援事業所		障害児相談支援事業…通所サービスの利用に関する相談等									
入所施設		福祉型障害児入所施設…中央療育センター(入所部門)									
		医療型障害児入所施設…ソレイユ川崎									
		乳児院(市内2か所) / 児童養護施設(市内2か所)									

現状と課題

- 子どもと家庭の状況が重度化する前に支援を実施していくことが望まれることから、障害や発達課題の早期発見・早期療育に向けて、区役所保健福祉センター等や地域療育センターを中心として、関係機関相互の連携体制の構築が必要です。
- 障害や発達に課題のある子どもは、家庭を含む地域社会で生活していくことが基本となりますので、地域社会で支えるために、地域の子育て関係機関や関係者に向けた研修・普及啓発やネットワークづくりが必要です。
- 児童福祉法改正によりサービスを受給するにあたっては、障害児支援利用計画の作成が必要となりますが、利用計画を作成する民間事業所の確保が必要です。
- 障害児通所支援を利用する児童は、年々増加しており、特に放課後等デイサービスを利用する児童

は保護者の就労の増加などにより平成24年度の約2倍となっています。児童発達支援事業所、及び放課後等デイサービス事業所の増加に向けた取組みを進める必要があります。

- 障害児入所施設に入所している子どもの障害者入所施設への円滑な移行が課題となっています。
- 施設への短期入所は、保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加等、障害のある子どもを安心して家庭で育てていくためにも、さらなる充実が必要です。
- 特別支援学校・特別支援学級に在籍している子どもは増加傾向にあり、障害の内容も重度化・多様化しています。障害の重度化・多様化に適切に対応していくとともに、指導の専門性や卒業後の進路など、様々な教育的ニーズに対応する必要があります。
- 学校通学中の障害児の放課後や長期休暇中の居場所づくりを推進するため放課後等デイサービス事業の拡充が求められています。

### 計画期間における方向性

- ◎市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センター等の役割、地域で子どもと家庭を支える民間事業者の役割、民間事業者も含めた関係機関の機関支援と地域の拠点となる地域療育センターの役割、そして、本市の障害支援に関わる事業を支える高度専門支援機関の役割など、それぞれの機関と役割と専門性再精査し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- ◎地域の民間事業者を拡充し、身近な地域において、丁寧な相談支援を踏まえた支援利用計画の作成を推進するとともに、地域療育センターにおいては、専門的機関としての相談支援及び地域支援を実施できるよう検討を進めます。
- ◎地域療育センターの発達相談支援機能の強化に合わせて、発達相談支援体制の充実に向けた発達相談支援センターの役割や体制の見直しを行い、関係機関とのネットワーク構築とコーディネート及び各種研修の実施や普及啓発活動を行います。
- ◎障害児入所施設の安定した運営を推進するとともに、障害児・者サービスの連携を強化し、障害児入所施設から障害者入所施設への円滑な移行を促進します。
- ◎短期入所のニーズの増加により、2か所の障害児入所施設だけでの実施では不足しており、障害者支援施策と連携し事業の充実に努めます。
- ◎特別支援教育推進計画に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実します。
- ◎地域における放課後や夏休み等の支援として、放課後等デイサービス事業を拡充します。

#### <推進項目>

- 相談・支援体制の充実
- 障害児の医療・福祉サービスの提供
- 学校における特別支援教育の充実

## V-4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実

学齢期は、親・家族等を中心とした生活環境から徐々に自立していく時期であり、活将来の社会的自立に向けて非常に重要な役割を担っています。

しかしながら、子ども自身の心身の状況、子どもを取り巻く家庭生活や学校生活の状況により、子どもが目的意識、達成感などの社会性を身につけていくことが困難な状況に陥ったり、子どもが社会の中で居場所を見いだせない状況に陥るケースも見受けられます。

課題を抱える子ども・若者の個々の状況に配慮し、支援を行い、社会の一員として自立した「大人」となることができるよう、取組を進めます。

### これまでの取組

- 「子ども・若者支援推進法」に基づき、不登校、ひきこもり、家庭の貧困などの困難を有する子ども・若者への支援を進めるため、庁内関係部署による「子ども・若者育成支援連絡会議」を設置し、困難を有する子ども・若者への支援策に関する情報共有や連携を進めました。
- 関係機関へのネットワークの強化を目的として、相談機関の情報を一元化した「川崎市子ども・若者支援機関マップ」を作成し、関係機関等への配布、ホームページへの掲載を行いました。
- 子ども夢パーク内において「フリースペースえん」を運営し、様々な事情により家庭に居場所のない子ども・若者がありのままの自分でいられる場を提供してきました。
- 地域の支援団体の力を活かし、ひきこもり・不登校の児童に対してボランティアによる支援を行う「ひきこもり等児童福祉対策事業」をモデル実施し、学習支援や交流、レクリエーションなど、課題を抱えた子ども・若者への個々の支援に向けた取組を進めています。
- 学校において、いじめ・不登校の早期発見・未然防止に向けた取組を進めるとともに、スクールカウンセラーを活用した相談事業や不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室（ゆうゆう広場）を運営してきました。
- NPO法人と川崎市が協働で運営するかわさき若者サポートステーションにおいて、ニートやひきこもり等の未就労の状態にある若者の職業的自立を支援するための相談事業や就労支援プログラム、保護者向けのセミナー等を実施しました。
- 生活保護を受けているひきこもりの若者（15歳～29歳）に対する若者就労自立支援事業を実施しています。
- 生活保護世帯の中学生に対して、「学習支援・居場所づくり事業」を実施し、高校進学への支援を行いました。
- 精神保健福祉センターにおいて、思春期相談や社会的ひきこもり相談を通じた本人・家族支援や、ひきこもりに対する理解を広げるための啓発等を実施しました。

<フリースペースえんの登録者数> ※平成26年度は9月末現在の登録者数

年齢	小学生	中学生	高校生年齢	18歳以上	合計
平成22年度	確認します				
平成23年度					
平成24年度					
平成25年度	24人	23人	26人	36人	109人
平成26年度	22人	26人	25人	32人	105人

<かわさき若者サポートステーション利用者実績>

相談者	来所延べ数			相談件数（来所）			相談件数（電話・メール）		
	本人	保護者他	合計	本人	保護者他	合計	本人	保護者他	合計
平成22年度	確認します								
平成23年度									
平成24年度									
平成25年度	3,675人	177人	3,852人	2,329人	79人	2,408人	35人	25人	60人
平成26年度									

現状と課題

- 不登校やひきこもりが長期化することで、若者が抱える問題がより複雑・複合化し支援も困難になりやすいため、困難を抱える若者の実態を早期に把握することや、支援につながっていない若者をどのように相談・支援機関につなげていくかが課題となっています。
- 子ども・若者がその成長段階に応じた適切な支援が受けられるよう、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 子ども・若者の自立を阻む要因は様々であり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、教育、福祉、精神保健、就労支援等の様々な専門機関相互の連携の強化を図り、支援ネットワークを構築していく必要があります。
- 子ども・若者育成支援推進法や本市の青少年問題協議会からの意見具申の趣旨に基づき、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立しながら成長できるよう、地域の中で子ども・若者が社会参加できる場や機会を作り、地域全体で支援していく体制づくりが求められています。

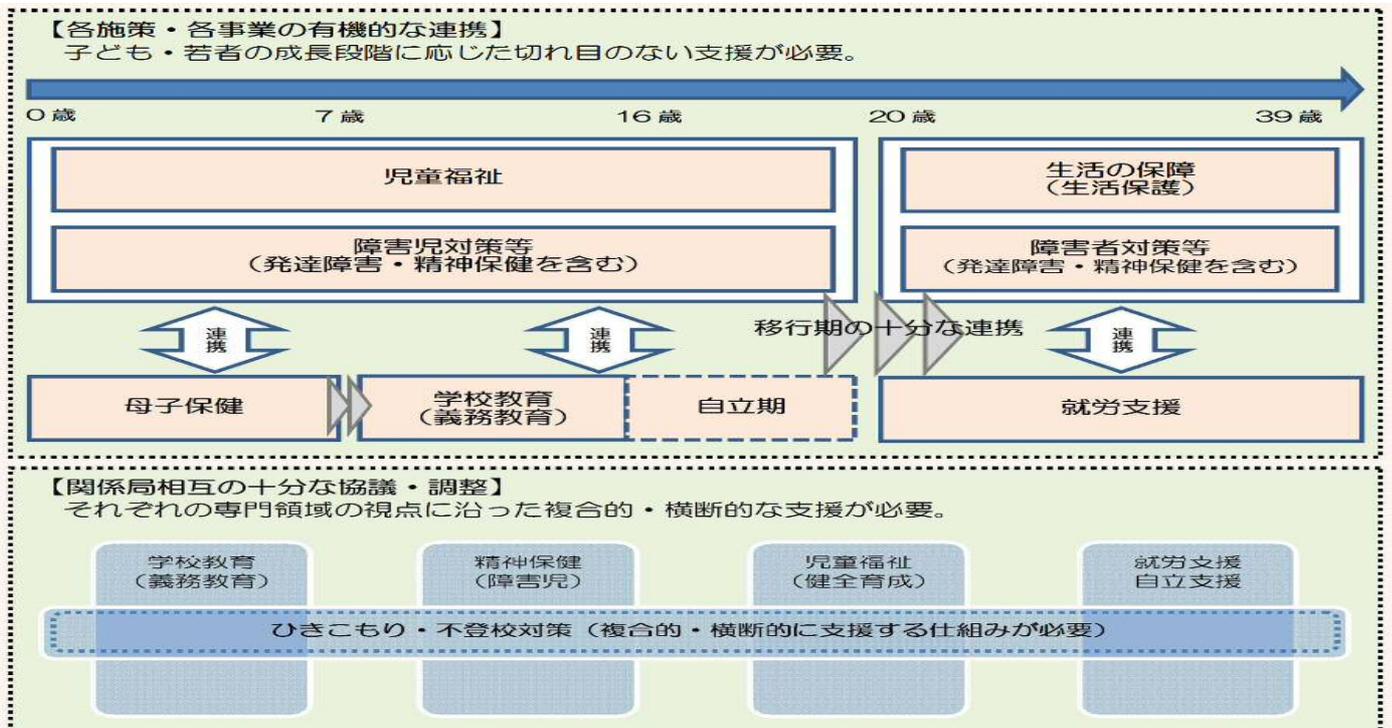
## 計画期間における方向性

- ◎現行の「青少年プラン（改訂版）」の後継計画である「（仮称）川崎市子ども・若者プラン」を平成27年度に策定し、子ども・若者の自立に向けた施策を体系的に整理し、自立に向けて課題を抱えた子ども・若者の対策について政策上、位置づけを明確化します。
- ◎学校、区役所、精神保健福祉センター、若者サポートステーション、地域の関係機関等が連携して、支援が必要であるにも関わらず支援につながらない子ども・若者の把握に努め、相談機関等につなげるとともに、一人ひとりの状況に応じた重層的・横断的支援を行う仕組みづくりを進めます。
- ◎子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を感じながら社会と関わって成長・自立できる環境を整えるため、地域の中で若者が社会参加できる場・機会について、地域の団体や企業など、多様な主体と連携して創出していきます。
- ◎子ども・若者の貧困の連鎖を防止するため、学習支援等の事業の充実を図ります。

### <推進項目>

- 課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進

### <子ども・若者支援推進法に基づく支援ネットワーク>

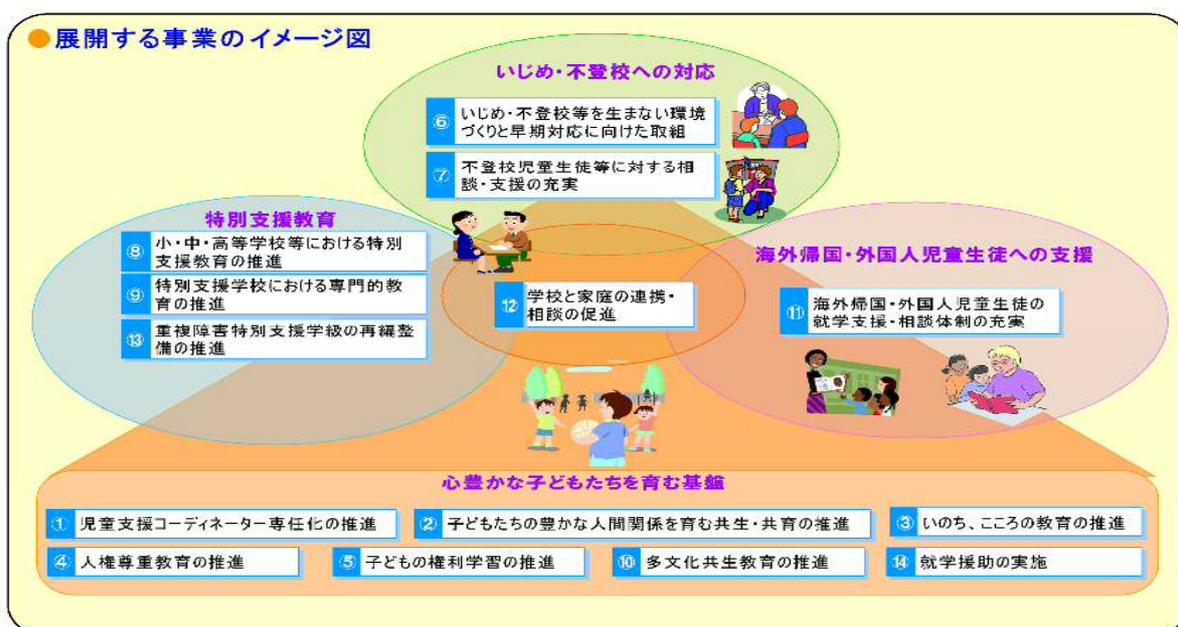


## V-5 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな教育的ニーズがある子どもが増加している状況があります。そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していくことが重要です。

### これまでの取組

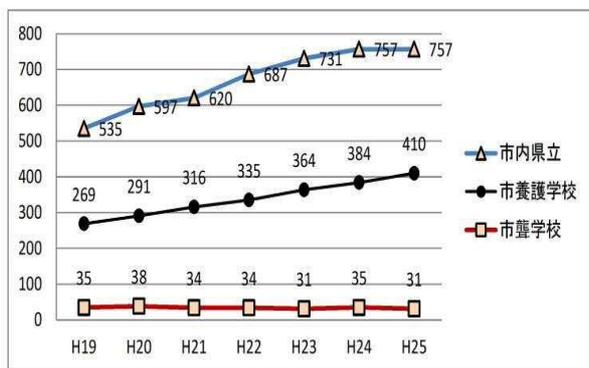
- 様々な教育的ニーズへの対応として、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒をサポートする特別支援教育サポーターを平成19年度から配置し、平成25年度には110人まで拡充しました。また、平成25年度から、小学校のすべての児童を対象に、いじめ、暴力行為、不登校をはじめ、一人ひとりの教育的ニーズに対応を図る児童支援活動の中心的な役割を担う、児童支援コーディネーターの専任化を開始し、35校に配置を行ないました。
- 全国的にいじめが深刻化する中、平成29年平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。本市ではそれを受け、平成26年5月に「川崎いじめ防止対策基本方針」を策定しました。また、いじめ・不登校の未然防止として、「かわさき共生＊教育プログラム」の年間標準6時間の実施を各校の教育課程に位置付け、児童生徒の社会性の育成と学級の人間関係の改善を図ってきました。
- 様々な教育的ニーズに対して、すべての児童が成育環境に左右されることなく教育を十分に受けられるよう配慮することが重要であるため、本市では、小・中学校において、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対する就学援助の実施や、日本語指導を必要とする児童生徒に対する日本語指導等協力者の学校派遣など、ニーズに応じた支援を推進してきました。



## 現状と課題

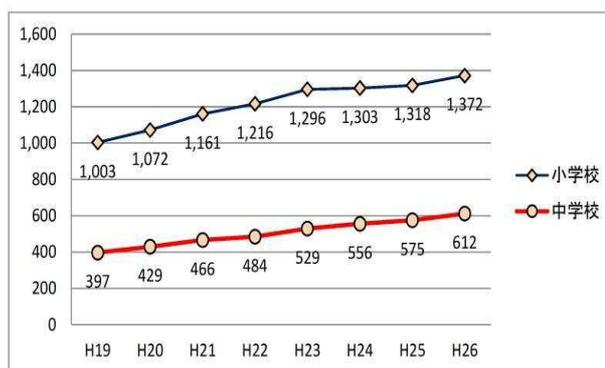
- 本市の知的障害を主とした市立特別支援学校3校（分校含む）及び市立小・中学校のすべての学校に設置している特別支援学級（川崎高等学校附属中学校を除く）の在籍児童数はとも増加傾向となっており、障害重度化、多様化しています。施設の狭あいや障害の多様化、重複化、卒業後の進路、指導の専門性等、様々な教育的ニーズに対応する必要があります。

市内特別支援学校の児童生徒の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

特別支援学級在籍者数の推移

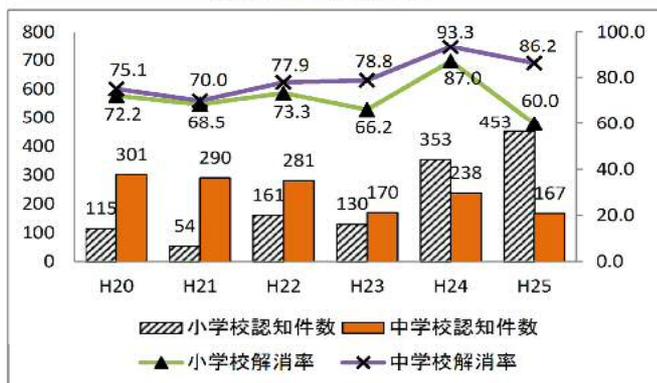


資料：学校基本調査

- いじめについては、その態様が年々変容し、潜在化、巧妙化等が進んで見えにくくなるほか、パソコンやスマートフォン等の普及に伴う新たな問題も生じています。本市の状況として、いじめの認知件数は中学校でほぼ横ばい、小学校では増加傾向が見られます。今後も、いじめ防止への意識を高く保っていくことが必要です。

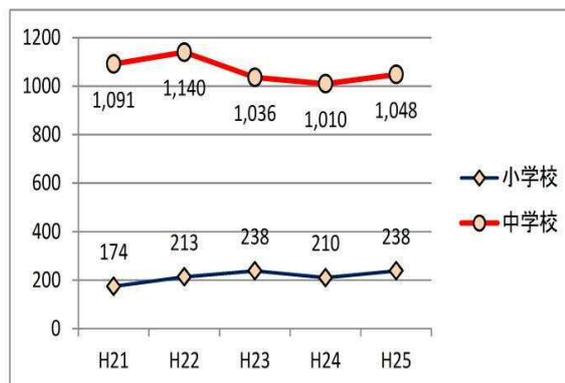
また、不登校児童生徒について、出現率がほぼ横ばいで推移していること、小・中学校の就学援助の認定者数及び認定率が増加傾向にあることなど、子どもが抱える多様な今日の課題に対しても適切な支援を行うことが求められます。

いじめ認知件数及び解消率



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

不登校児童生徒数



資料：学校基本調査

- 企業の倒産やリストラなど経済状況の悪化や、離婚等によるひとり親家庭の増加など、小・中学校の就学援助の認定者数及び認定率は年々増加の傾向にあり、国際結婚や海外帰国者などの増加により、外国文化を背景に持つ児童生徒も増加し、ニーズに応じた支援が必要です。

## 計画期間における方向性

- ◎小学校における児童支援コーディネーターの専任化を進めるとともに、「特別支援教育推進計画」に基づく特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、すべての教育的ニーズのある子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を推進します。
- ◎いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊教育プログラム」の実施、教育相談体制の充実を図ります。
- ◎経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助とともに、海外帰国等児童生徒に対する日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、ニーズに応じた支援を推進します。

### <推進項目>

- 支援教育の推進

## V-6 児童虐待対策の推進

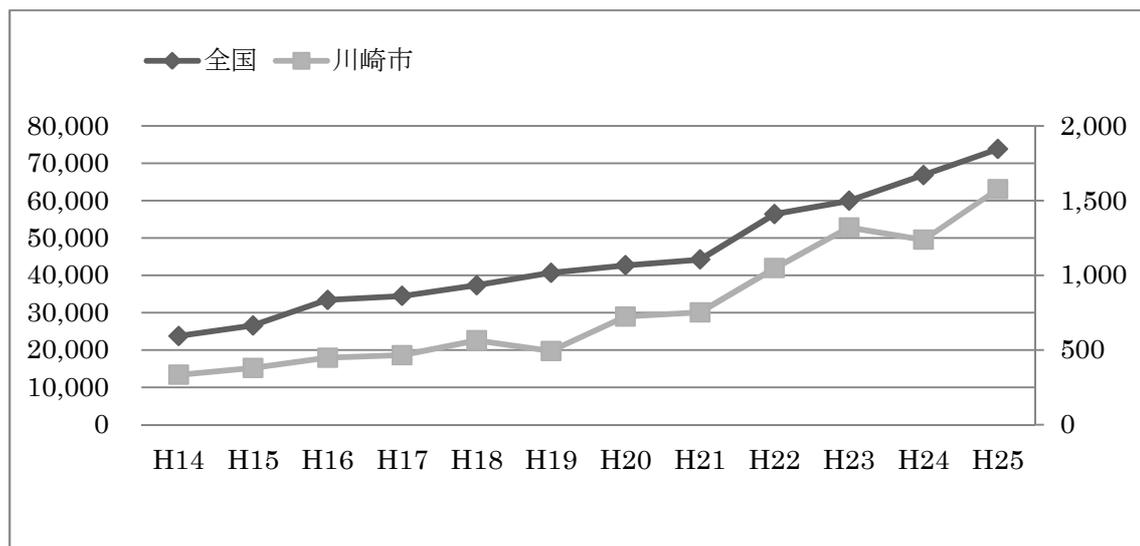
### これまでの取組

- 本市では平成25年4月から「川崎市子どもを虐待から守る条例」を施行し、虐待のないまちづくりを推進するため、民生委員児童委員・主任児童委員をはじめ市内関係団体等と協働して11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に啓発活動を推進しています。
- 児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、条例の基本理念を推進するため、平成25年3月に「川崎市児童家庭支援・虐待対策基本方針」を策定しました。また、この基本方針に基づき児童虐待対策を始めとする児童家庭支援施策を具体化し、着実に推進するため平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とした「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しました。
- 子育て家庭が孤立することのないよう子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実を図るため、こども本部に児童家庭支援・虐待対策室を設置し、児童相談所と保健福祉センターによる連携システムを構築し一貫性・継続性のある支援を提供するための体制を整備するとともに、人材の育成や関係機関との重層的な支援ネットワークの充実を図りました。区保健福祉センターでは児童家庭課を設置し、地域における身近な相談機関として、保健師や助産師、社会福祉職、心理職、保育士からなる多職種協働による専門的な支援を総合的に提供できる体制を整備するとともに、こども家庭センターでは、児童相談所と区保健福祉センターとの連携した支援を展開するために、児童相談所の統括・調整機能を強化するとともに、各児童相談所では地域支援機能の充実を図りました。
- 虐待通告への対応については、児童相談所と区保健福祉センターがそれぞれの役割と機能を生かし連携して迅速に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会により、要保護児童等への対応について関係機関での円滑な連携、情報の共有を図り、適切な支援を行いました。
- 市内4か所に児童家庭支援センターを設置し、児童相談所や区役所等との連携を図りながら、相談や家庭訪問等を実施し必要な支援を行うとともに、里親への支援等を行いました。

### 現状と課題

- 児童相談所における虐待に関する相談・通告件数は、平成22年度以降、毎年1,000件を超える状況で、年々増加傾向にあります。虐待を未然に防ぐためには、子育て家庭に対する虐待の発生予防策を推進することが必要です。

◆虐待相談・通告件数の推移



- 児童虐待への早期発見・早期対応では、子育てに必要な情報を積極的に提供するとともに、育児不安等の様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できる相談支援体制の充実が必要です。
- 新たな課題となっている居所不明児童への対応について、関係部署と連携を図り迅速かつ適切に状況の把握に努め要保護児童対策地域協議会を有効に活用するとともに、個人情報の取り扱い等適切に情報共有できる仕組みづくり及び連携した支援を行うことが必要です。
- 児童虐待の要因の一つとして、子育て家庭の孤立があげられています。子育て家庭を地域で支え、見守ることができる環境を整備することが重要です。
- 児童の健全な成長と保護者への適切な支援を行うため、一時保護児童を含む被虐待児童及びその保護者に対する個別・継続的な支援を充実させ、家庭復帰に向けた取組を推進する必要があります。
- 虐待ケースを適切に管理するための組織マネジメントや人材の確保・育成が求められています。

計画期間における方向性

- ◎行政をはじめ民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等関係団体との協働による広報・啓発活動を充実させ、児童虐待に対する市民の理解を促し、社会全体で児童虐待の発生予防に取り組むための市民意識の向上を図ります。
- ◎居所不明児童をはじめ、子育て家庭の情報についての的確に把握、支援できるよう母子保健情報等を有効に活用するとともに、児童相談所と区保健福祉センターが情報を円滑に共有できる仕組みを構築し、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の充実を図ります。
- ◎虐待対応件数が増加する中、児童相談所が児童福祉法等の法的権限に基づく支援を実施する一方、地域に身近な行政機関である区役所保健福祉センター等による支援や見守りなど、児童相談所及び区保

健福祉センター等がそれぞれの役割と専門性に基づき支援を実施します。

- ◎複雑・多様化する支援ニーズに対して多角的かつ総合的な支援を実施するため、中・長期的な視点に立った専門職の育成、組織マネジメント力の向上を図るなど、児童相談所の専門的支援体制の強化を図ります。
- ◎児童家庭支援センターによる支援を充実させるため、市内児童養護施設の建替えに伴い新たに開設し、在宅で育児不安を抱えている家庭に対し、地域での見守りや保護者への支援を行います。

<推進項目>

- 虐待の発生予防策の推進
- 虐待の早期発見・早期対応の充実
- 専門的支援の充実・強化

## V-7 DV防止・被害者支援の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国においては、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）を制定し、平成19年度の法改正では、市町村においても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定や配偶者暴力相談支援センター機能の設置が努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが求められています。

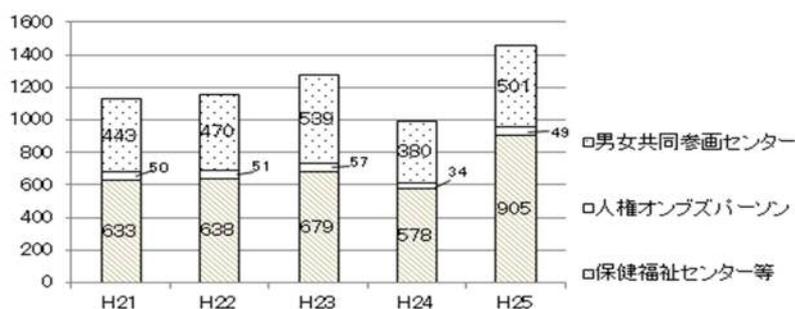
### これまでの取組

- DV防止法に基づき、平成22年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、総合的な市のDV対策を積極的に推進してきました。
- 各区役所保健福祉センター等において、被害者の個々の状況に応じた的確な支援を実施しています。平成25年度には組織を改編し、多職種の専門職を配置し、それぞれの専門職が連携して支援を実施しています。
- 男女共同参画センターでは女性総合相談事業、人権オンブズパーソンにおける男女平等に関する相談事業を実施しています。緊急事案や困難事案については、保健福祉センターと連携を図っています。
- 被害者と同伴する子どもの安全確保は最優先課題であり、被害者の意思を尊重しながら、神奈川県と連携して一時保護を行い、被害者と子どもの安全を確保しています。
- 被害者の自立に向けた支援については、民間団体のノウハウ・スキルを活用しています。そのため、民間団体の運営に係る経費を財政支援しています。

### 現状と課題

- 相談件数は、平成24年度に減少しましたが、ここ5年間の推移では増加傾向です。

川崎市のDV相談件数<sup>1</sup>



- DV 防止法第6条で、DV 被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。医療機関、教育機関、民生委員・児童委員等は、その職務を通じて家庭に接触する機会が多く、DV を発見する可能性が高いことから、これらの職務に携わる関係者の DV に関する意識啓発が必要です。
- 平成26年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、「DV について相談できる窓口を知らない」と答えた人は63.5%でした。被害者が一人で抱えこまず、相談しやすくするためには、相談窓口を広く周知していく必要があります。
- DV 被害者が抱える背景・課題は多様化かつ複雑化しています。被害者の支援ニーズに沿った的確な支援を行うことができるよう、被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底しながら、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しながら相互に連携していく必要があります。
- 被害者が自立して生活しようとする場合、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアなど、多様な自立支援が必要です。

### 計画期間における方向性

- ◎医療機関、教育機関、民生委員・児童委員等について、DV に関する理解・意識啓発を進め、被害者の早期発見に積極的な役割を果たすよう取組を進めるとともに、関係機関それぞれの役割と位置付けに考慮しながら、連携していく仕組みを構築します。
- ◎DV 被害の早期発見にあたっては、相談窓口の広報・周知の徹底が重要であり、DV 被害に関わる総合相談窓口の機能を整備します。
- ◎多様化かつ複雑化する被害者の支援ニーズに対応するために、関係機関が相互に連携するための仕組みの構築、関係者の研修の企画など、DV 施策を総合的に推進するための体制を整備し、相談・支援の専門性の確保と向上に向けた取組を進めます。
- ◎被害者の自立に向けて、民間団体との連携をさらに強化するとともに、住宅の確保に向けた支援、就労の支援、生活保護・健康保険・児童手当など、各種制度の円滑な手続きに関わる支援などを充実します。

### <推進項目>

- DV 被害者の早期発見と相談体制の充実
- 専門的支援の充実

## 基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

### VI-1 子育てに配慮した生活環境の推進

子どもを安心して生み育てるためには、良好で快適な居住環境の確保や、安全で安心して外出できる都市環境の整備が重要です。また、日ごろの子どもの遊び場である公園等の安全対策や、家庭での日常生活における事故や食中毒等の危険から子どもを守る取組の充実が重要です。

そのため、子育て家庭に配慮した住宅の供給や、子ども連れでも外出しやすい道路交通環境や公共施設の整備などを進めるとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や、家庭内等の不慮の事故防止、食の安全に関する啓発活動を推進します。

#### これまでの取組

- 住環境では良質なファミリー向け賃貸住宅である特定優良賃貸住宅等の入居促進に向けた取組や子育て世帯に適した居住環境を確保するため、「川崎市子育て等あんしんマンション認定制度」により、子育て世帯の居住環境の向上を支援してきました。（認定マンション数：7件）

子育て世帯に適した居住環境を整えるため、安心・安全・バリアフリー等、一定の要件を満たしているマンションを川崎市子育て等あんしんマンションとして認定いたします。

また、集会室を子育て仕様として整備した費用の3分の1を補助いたします。

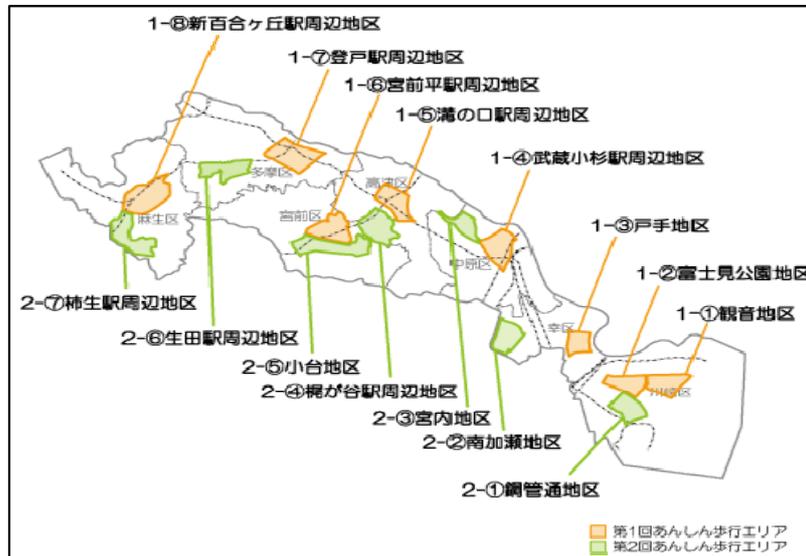
希望があった認定マンションに対して、子育て相談員を派遣いたします。



- 「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮した公共的施設や道路環境の整備、市内主要駅周辺地区の点字ブロックの設置や歩道の改良など歩行空間の整備に取り組み、バリアフリー化を推進してきました。
- 鉄道駅舎のエレベーター・エスカレーター設置等の推進や、通園・通学、ベビーカーでの買い物等、安全に歩行できる道路環境の整備として、市民生活に密着した道路の拡幅を推進し、子ども連れでも安心して外出できるよう、子育て世帯に配慮した設備として、これまでの市庁舎をはじめとした公共施設での授乳コーナーやベビーベッド設置を促進してきました。
- 公園は、子どもの健全な育成の一翼を担うものであるため、街区公園の整備、生田緑地、菅生緑地など里山の自然環境を活かした大規模公園や緑地の整備・保全等に取り組んできました。
- 地域の方々の意見をふまえて、地区内の交通事故の発生状況と、ヒヤリハット箇所を把握し、交通事故の発生要因の特定とその安全対策をもとに「あんしん歩行エリア」を整備・指定し、安全対策の効果の検証をおこなっています。

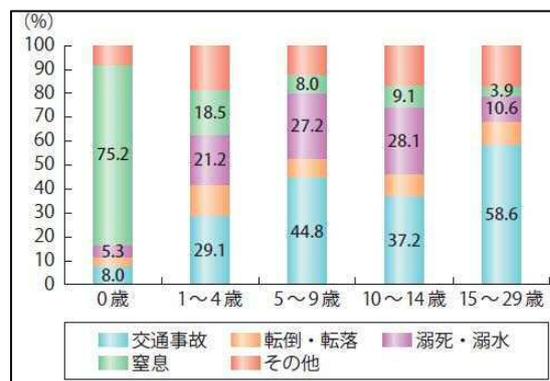
- 日常生活における子どもの安全を図るため、「川崎市交通安全計画」を5年ごと、「川崎市交通安全実施計画」を毎年度策定するなど、総合的な交通安全対策を推進してきました。

◆「あんしん歩行エリア」(15か所)



- 乳幼児の事故は、「不慮の事故」が大きな割合を占めており、家庭における乳幼児の事故発生を未然に防ぐことが必要なことから、「川崎市子どもの事故予防」リーフレットを、乳幼児健診受診時など各々の機会や保育所等において配布するなど、広く不慮の事故予防や安全対策の必要性についての情報提供を行ってきました。

◆不慮の事故死における事故区分別構成割合



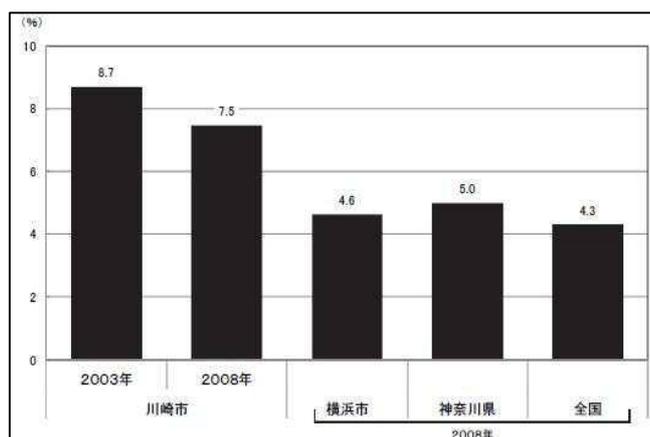
資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 食の安全の確保に関する情報等を、飲食店等営業施設従事者や消費者に対する衛生講習会の実施、ホームページへの掲載及びリーフレットの配布等により提供するなどの啓発活動や事業所への指導等に取り組んできました。

## 現状と課題

- 若年の子育て世帯やひとり親世帯が十分な広さの持ち家を取得するのは収入の面から難しく、民間の賃貸住宅に住まざるを得ないのが現状です。「川崎市の住宅事情2011」によると、子育て世帯における最低居住面積水準未達率は、2003年と2008年で比べてみると1%減少しているものの、全国や神奈川県、横浜市と比較するとまだまだ高い値であり、子育て環境として望ましい居住面積の確保への取組が求められています。
- 住み替え支援制度の周知、良質なファミリー向け賃貸住宅である特定優良賃貸住宅等の入居促進に向けた取組や、子育てに配慮したマンション等の普及方策など、さらなる子育て世帯の居住環境向上への支援が重要です。
- ホルムアルデヒドなどの住宅建材に含まれる化学物質による人体への悪影響、住居内における健康上の危害発生などの問題に対して、情報提供や相談場所の提供等が必要です。

◆最低居住面積水準未達率（国特別集計）



- 子ども連れでも安心して外出できる環境整備として、市庁舎をはじめとした公共施設の整備の促進、エレベーター・エスカレーター、授乳コーナーやベビーベッドの設置の推進、バリアフリー化やユニバーサルデザインの促進に加え、子ども連れに配慮した施設情報の提供等を行うことが重要です。
- ベビーカーや自転車での通行が困難な道についての整備、通園・通学路の拡張工事、ガードレールの設置など生活道路に視点を置いた、効果的な道路の整備を推進することによる安全で安心な歩行空間の確保と交通事故の削減を目指した取組が求められています。
- 都市化の進展に伴い、自然環境が失われつつある中、子どもの健全な育成の一翼を担う身近な公園の整備や里山の自然環境の保全など、自然を大切にしたい公園や緑地づくりが必要です。
- 子どもの関係する人身交通事故の発生件数は減少していますが、子どもの行動範囲が成長とともに広がり、交通事故に対する不安も大きくなることから、交通安全対策への継続的な取組みが求められています。

◆交通事故発生状況の推移（単位：件、人）

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
子ども	発生件数	783	766	711	446	463	432	484	505	448
	死者数	2	1	0	1	0	1	1	0	0
	負傷者数	844	821	747	647	592	590	509	522	469
全人身事故件数	7,945	7,390	7,097	6,257	5,791	5,138	4,960	4,852	4,526	4,470

注1) 各年12月末現在である。

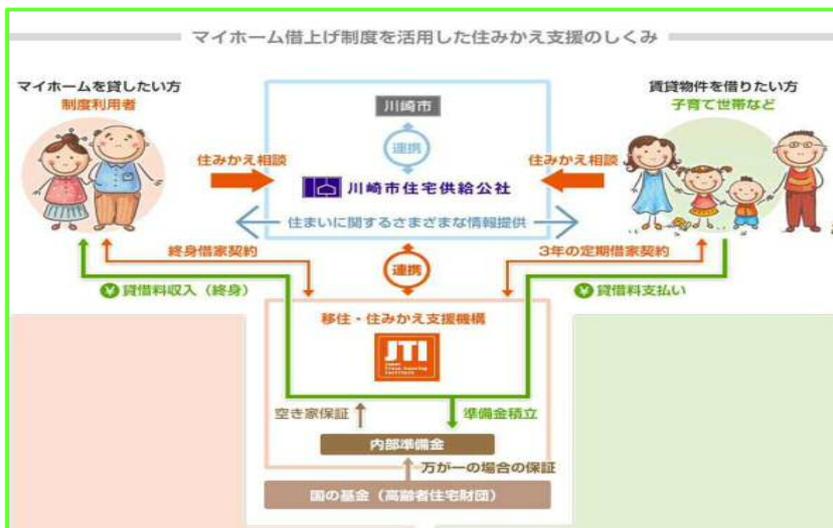
注2) 子どもは15歳以下である。

資料：川崎市「平成25年度川崎市交通安全実施計画付属書類」

- 食べ物の詰まりやベッド中の窒息など、乳幼児の事故は、「不慮の事故」が大きな割合を占めているため、家庭における乳幼児の事故の未然防止対策の推進が必要です。
- 農薬等の残留基準を超えた食品や放射性物質に汚染された食品の摂取による子どもへの健康影響が懸念されます。
- 近年、集団給食施設等において大規模食中毒が発生していることから、食の安全を確保するための対策が必要です。事業者等に対する監視指導や衛生教育を実施するとともに、市民に向けて正しい知識や情報を提供し、食の安全を確保することが重要です。

計画期間における方向性

◎子育てに配慮した住宅の普及促進に向け、良質なファミリー向け賃貸住宅の入居促進や、住居環境の向上に向けた取組や支援の促進、住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境を確保するための情報提供・啓発・相談の実施を推進します。



◎安全で快適な福祉のまちづくりに向け、妊婦や子ども連れが安心して外出できるよう、バリアフリーな歩行空間・道路・建物の整備や、公共施設における授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。

◎安心・安全な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。

◎子どもの安全を確保するため、交通安全教育や啓発活動を充実し、自動車や自転車のシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底など交通安全対策を推進します。

◎妊娠期から乳幼児の事故防止に対する意識の向上を図り、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向けた取組を行います。

◎食中毒防止の周知・啓発、食品中の放射線物質の検査など、子どもの食の安全の確保に向けた取組を行います。

#### <推進項目>

- 子育てに配慮した住宅の普及促進
- 安全・安心なまちづくり推進
- 安全・安心な公園・緑地の整備
- 交通安全対策の推進
- 子どもの事故の未然防止の推進
- 食の安全の確保

## VI-2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進

社会の多様化や複雑化により、子どもを取り巻く環境は危険が多くなっています。

また、インターネットの普及など、情報化社会の進展は、容易に情報を収集・拡散させることが可能で、生活の利便性を向上させる側面もありますが、情報の氾濫は、子どもを危険な状況に置かせる可能性もあります。

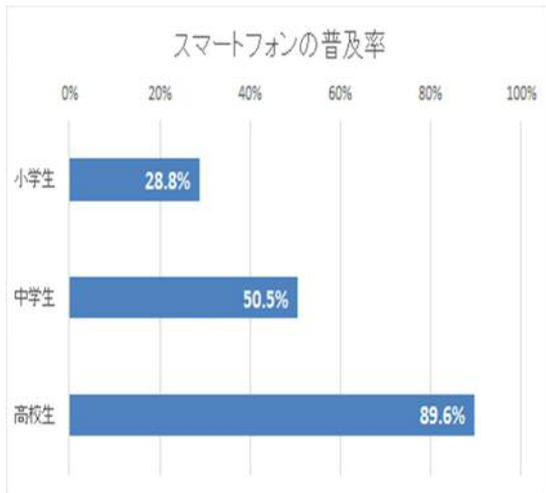
現在の社会状況に合わせて、家庭や地域が子どもを見守り、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりが求められています。

### これまでの取組

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、「こども110番」事業の協力店舗等の拡充を図りました。
- 神奈川県と連携し、青少年指導員や少年補導員の協力を得て社会環境実態調査を実施し、有害図書類区分陳列の立入調査等を行いました。
- 7月の非行防止月間や11月の子ども・若者支援月間において、街頭キャンペーンや懸垂幕、ポスターによる啓発活動を実施しました。
- インターネットの使用についての注意喚起のため、9都県市共同による啓発ポスターを作成し、啓発・広報を実施しました。

### 現状と課題

- 子どもたちが巻き込まれる犯罪が多発していることから、地域全体で子どもを守る取組が必要です。
- 子どもたちにとって、地域の中で安心して頼れる大人がいることが、犯罪防止等につながるだけでなく、日頃の関わりを通じて自分の住む町に対する愛着にもつながることから、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要です。
- 近年、スマートフォン等を所持する児童が増加しており、インターネットを通じた犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が高まっていることから、スマートフォン等の安全な利用について実効性のある啓発活動を行うことが重要です。



(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市「子どもたちのネット利用に係る実態調査報告書（H26. 10）」より)

### 計画期間における方向性

- ◎「子ども110番」については、今後も区ごとに各小学校PTAや校内委員会との情報交換会を実施し、子どもを取り巻く危険等について情報共有を進めます。
- ◎青少年指導員協議会や子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団など、地域の中で子どもを見守り、健全育成を進める団体への支援を行うことにより、子どもを温かく見守り育てる地域づくりを進めます。
- ◎「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」を構成している行政、関係機関・団体、学校、民間企業等が連携して、青少年を犯罪等から守るための啓発活動や子ども110番への支援を進めていきます。
- ◎インターネットやスマホの利用については、引き続き9都県市や4県市と連携して効果的な啓発方法を検討していくとともに、学校での取組等と連携した啓発などを行っていきます。

### <推進項目>

- 子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進

## 第5章 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく事業計画では、教育・保育施設・事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（施設・事業の利用に関する二一ズ量）と確保方策（量の見込みに対応する施設・事業の整備量とその実施時期）について、平成27年度から5年間の方策を示すこととされています。

「量の見込み」と「確保方策」を設定する施設・事業は、次のとおりです。

### <教育・保育施設・事業及び地域子ども・子育て支援事業>

教育・保育施設・事業	地域子ども・子育て支援事業（→本市の事業）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設型給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育園</li> </ul> </li> <li>●地域型保育給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育</li> <li>・家庭的保育</li> <li>・事業所内保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者支援事業</li> <li>●地域子育て支援拠点事業（→地域子育て支援センター事業）</li> <li>●妊婦健康診査</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>●養育支援訪問事業等</li> <li>●子育て短期支援事業（ショートステイ）</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業（→ふれあい子育てサポート事業）</li> <li>●一時預かり事業</li> <li>●延長保育事業、休日保育事業</li> <li>●病児保育事業（→病児・病後児保育事業）</li> <li>●放課後児童クラブ（→放課後児童健全育成事業）</li> <li>●<b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b></li> <li>●<b>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</b></li> </ul>

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

## 1 教育・保育に関する施設・事業

### （1）教育・保育の提供区域の設定

本市においては、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、各行政区を一つの区域として設定します。

### （2）教育・保育に関する施設・事業

#### ア 認定こども園

幼稚園と保育所のそれぞれの機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認定こども園には、次の4類型があります。

<b>幼保連携型</b>	認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営
<b>幼稚園型</b>	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営
<b>保育所型</b>	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営
<b>地方裁量型</b>	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設

## イ 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

## ウ 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育し、地域の子育て支援も行う施設です。

## エ 地域型保育事業

<b>家庭的保育</b>	家庭的雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
<b>小規模保育</b>	少人数（定員6~19人）を対象に、家庭的保育に近いきめ細やかな保育を行います。
<b>事業所内保育</b>	事業所内の保育施設等で従業員及び地域の子どもと一緒に保育を行います。
<b>居宅訪問型保育</b>	障害・疾患などで個別にケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

### (3) 教育・保育の利用区分

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市においては、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、事業ごとに次のとおり設定します。

#### ア 市域全体を提供区域として設定する事業

事業名	対象児童年齢
妊婦健康診査	—
乳児家庭全戸訪問事業	0歳
子育て短期支援事業（ショートステイ）	0歳～18歳（本市では中学生未満）
養育支援訪問事業等	0歳～18歳

イ 各行政区を提供区域として設定する事業

事業名	対象児童年齢
病児・病後児保育事業	0歳～5歳、小学生(本市では0歳～5歳)
利用者支援事業	0歳～5歳
延長保育事業	0歳～5歳
休日保育事業	3歳～5歳
放課後児童健全育成事業	小学生
地域子育て支援センター事業	0歳～5歳
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり
	保育所における一時保育
ふれあい子育てサポート事業	0歳～5歳、小学生

(2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
妊婦健康診査	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問(未熟児訪問含む)」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 おおむね生後2か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
子育て短期支援事業	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則6泊7日以内で子どもを預かる事業です。
養育支援訪問事業等	育児ストレス、育児困難、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
病児・病後児保育事業	保育所等に入所している子どもが、病氣中または病氣の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預かれない時に、一時的に預かる事業です。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。

事業名	事業概要
延長保育事業	保育所等において、保護者の希望に応じて、18時以降の保育の延長利用を実施しております。公営保育所では19時まで、民営保育所では19時または20時までの延長保育を実施しています。
休日保育事業	子どもを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも就労などの理由により家庭で保育できない場合に、子どもを預かる制度です。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。
地域子育て支援拠点事業	親子のふれあいと遊び場の提供、子育てに関する悩みなどの相談、地域の子育てに関する情報の提供、子育てに関する講座の開催、子育てサークルの育成・支援など、地域の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。
一時預かり事業	<p>●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 幼稚園で通常の保育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。</p> <p>●保育所における一時保育 保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。</p>
ふれあい子育てサポート事業	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。 子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。

### 3 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### (1) 教育・保育の量の見込み

全市	平成27年度				平成28年度			
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳
量の見込み	22,192	14,636	2,422	10,910	20,975	16,066	2,492	11,209
教育・保育施設								
(内訳)保育所・認定こども園(2・3号)								
(内訳)幼稚園・認定こども園(1号)								
確認を受けない幼稚園 ※1								
地域型保育事業・認可外保育施設※2								
合計								

確保方針  
素案 ⇒ 案 の際に確保策を記載

全市	平成29年度				平成30年度			
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳
量の見込み	20,043	17,045	2,688	11,909	19,367	17,879	2,874	12,937
教育・保育施設								
(内訳)保育所・認定こども園(2・3号)								
(内訳)幼稚園・認定こども園(1号)								
確認を受けない幼稚園 ※1								
地域型保育事業・認可外保育施設※2								
合計								

確保方針  
素案 ⇒ 案 の際に確保策を記載

全市	平成31年度			
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳
量の見込み	18,766	18,227	2,905	13,563
教育・保育施設				
(内訳)保育所・認定こども園(2・3号)				
(内訳)幼稚園・認定こども園(1号)				
確認を受けない幼稚園 ※1				
地域型保育事業・認可外保育施設※2				
合計				

確保方針  
素案 ⇒ 案 の際に確保策を記載

※1 確認を受けない幼稚園とは、現行制度に移行しない私学助成の幼稚園  
 ※2 認可外保育施設とは、市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園及びおなかもも保育室を対象

参考：ニーズ割合

全市	ニーズ割合			
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳
平成27年度	56.4%	37.2%	17.4%	40.9%
平成28年度	54.1%	41.4%	18.2%	42.9%
平成29年度	52.5%	44.6%	20.1%	46.5%
平成30年度	51.4%	47.5%	21.9%	51.5%
平成31年度	50.6%	49.1%	22.6%	55.2%

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

### ■妊婦健康診査

基本目標Ⅳ「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (受診回数)	165,846	158,667

### ■乳児家庭全戸訪問事業

基本目標Ⅳ「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (訪問件数)	14,469	12,837

### ■子育て短期支援事業 (ショートステイ)

基本目標基本目標Ⅴ「子育てを支援する体制づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	210	781

### ■養育支援訪問事業等

基本目標Ⅴ「子育てを支援する体制づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
専門的相談支援 量の見込み (訪問件数)	324	385
育児・家事支援 量の見込み (訪問件数)	123	244

### ■病児・病後児保育事業

基本目標Ⅲ「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	3,909	10,156

### ■利用者支援事業

基本目標Ⅱ「子育てを社会全体で支える環境づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (か所数)	—	9

### ■延長保育事業

基本目標Ⅲ「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」—「●●●」—推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成 31 年度の量の見込み
量の見込み (月間実利用人数)	8,209	13,676

■休日保育

基本目標Ⅲ「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	2,053	4,420

■放課後児童健全育成事業

基本目標Ⅳ「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (利用定員)	5,901	6,956

■地域子育て支援拠点事業

基本目標Ⅱ「子育てを社会全体で支える環境づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	257,8718	322,728

■一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

基本目標Ⅲ「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	256,834	242,975

■一時預かり事業 (保育所における一時預かり)

基本目標Ⅲ「乳幼児期の保育・教育の環境づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	94,713	153,121

■ファミリーサポートセンター事業 (ふれあい子育てサポート)

基本目標Ⅱ「子育てを社会全体で支える環境づくり」―「●●●」―推進項目「●●●」

	直近実績 (H25)	平成31年度の量の見込み
量の見込み (年間延べ利用人数)	15,485	16,607

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進に向けた社会の構成員の役割

子ども・子育て支援は、地域社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画を着実に推進するために、家庭、企業、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、取り組んでいくことが重要です。

- 父親、母親等の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者であるという基本的認識の下、子どもが健やかに育つための最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し責任を果たしながら、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。
- 事業主は、子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの推進をし、雇用環境の整備を行うことが必要です。
- 行政は、制度の実施主体としてすべての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり計画的・総合的に充実させることが必要です。
- 地域社会全体が、子どもと向き合う保護者が子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

### 2 計画の進行管理

計画の進行管理は毎年行うものとし、施策や見込みの達成状況、得られた成果について評価します。

評価・改善にあたっては、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等からなる川崎市子ども・子育て会議により施策や見込みの達成状況、成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて公表します。

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 素案

---

発行日 平成 26 年●月

発行者 川崎市

市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-3534

---